

午前十時 一分 開会

○議長（清成宣明君） ただいまから、継続市議会定例会を開会いたします。

本日の議事は、お手元に配付いたしております議事日程第四号により行います。

日程第一により、昨日に引き続き一般質問を行います。

通告の順序により、発言を許可いたします。

○二番（嶋 幸一君） 皆さん、おはようございます。質問に先立ちまして、一言ごあいさつを申し上げます。

一般質問二日目のトップバッターとして、初質問の機会をお与えいただきました先輩並びに同僚議員の皆様、心から感謝を申し上げたいと思います。当選後半年足らずの議員が、要領のわからないまま質問をするわけでございます。失礼な点もあろうかと思いますが、何とぞお許しをいただきたいと思います。

それでは、まず、浜田市長の専門分野であります教育について、市長の基本的な考え方・教育感についてお尋ねをしたいと思います。

私は、国、地方にかかわらず、政治の最大の目標は人づくりであると考えます。別府市の発展も人材育成の成果いかんによって左右されると思います。そのような中、別府市教育の発展のために御努力をいただいております市当局を初め多くの教育関係者の皆様に、心から敬意を表し、感謝を申し上げたいと思います。

さて、さきの通常国会で改正案の提出が見送られた教育基本法であります。御存じのとおりこの法律は、戦後間もなくGHQの管理下で制定され、個人の尊厳、真理と平和、人格の完成などを規定した「教育の憲法」と言われている法律であります。私は、教育基本法であれ日本国憲法であれ、法律というものは、社会や時代の変化により不十分な部分は改正されてしかるべきだと思っております。

さて、その内容であります。前文に「個人の尊厳を重んじ」という箇所があります。個人の尊厳を重んじる方向性は、間違っていないとは思いますが、「個人の尊厳」が、結局のところ「私の尊厳」、そしてついには「私の権利」のみを主張する方向に進んでいき、少年が犯罪を犯しても「私の勝手」となり、学校や学級が崩壊しても、先生方は「個人の自由」を尊重しなければならず、教育者としての権限と責任はなきに等しくなったと言っても過言ではありません。個人の尊厳を重んじ、そして個人と社会全体との関係、ひいては「私」と「公」の関係を教えていかなければならないと思います。

また、教育の目的で人格の完成がうたわれております。そのためには、規律ある教育が不可欠であります。何といたってもその出発点は、家庭教育だと思えます。家庭教育の段階でまずしっかりとしつけを施す。さらに義務教育段階で規律の中、個性尊重と秩序性のある教育が必要であると思えます。現行法には、家庭教育、秩序性のある教育といった、ごく当たり前の内容が、戦後の占領下という特殊な状況下で制定されたため、規定をされて

おりません。この改正案に新しく盛り込まれようとしたものは、社会規律を身につけるなどの倫理観が必要であるということや、国際化が進む中で郷土や国の伝統文化の尊重、郷土や国を愛する心の重要性などです。この教育基本法の改正は、最近の信じることのできない青少年の凶悪犯罪の低年齢化などを見たとき、遅きに失した感はありますが、何としても必要であります。この改正案に一部の教職員団体は、郷土愛や愛国心を法律ですべての人に強いるなど、反対をしております。しかし、家族を愛し、地域の人々を思う、そして郷土を愛する。その延長線上に国を思う心は、自然とできてくるものだと思います。別府の将来を担う青少年に郷土を愛する心がなくて、別府の発展はあるでしょうか。別府観光に未来はあるでしょうか。

今、教育現場では、学級崩壊、いじめ、不登校、基礎学力の低下など、直ちに解決すべき問題が山積をしております。その具体的な施策が求められておりますが、どのような取り組みを行っているのか、お聞かせをいただきたい。そして、教育基本法の改正も含めた浜田市長の基本的な教育に対する御所見を語っていただきたいと思っております。

○学校教育課長（利光弘文君） お答えいたします。

さまざまな課題が、別府市の教育界にはございますが、今、議員さん御指摘のとおり、まず学力の向上、そしていじめ・不登校への対応が大きな課題になっております。

まず、学力向上についての取り組みを申し上げます。激しい変化が予想されますこれからの社会におきましては、これからの子供たちは、年号、地名、そういう細かな知識をたくさん覚えていることよりも、知的好奇心や探究心を持ってみずから学ぶ意欲を高め、主体的に学ぶ力を身につけさせるとともに、論理的な思考力や判断力、豊かな表現力などを育成することが求められております。学力といいますと、知識をたくさん身につけることととらえがちであります。別府市教育委員会では、学力を意欲や興味・関心を持って学ぼうとする力、自分で考え、自分で判断し表現する力、知識や技能を身につけ活用する力の三つの力の総体と考えております。学校に対してそういうことで指導を行ってきております。各学校におきましては、教員をやりくりしてチームティーチング、学級を二つに分けて少人数指導を行うこと、また、一人一人に応じた指導に取り組んでおります。小・中学校ともに、もう問題解決的な学習に取り組んでおりますし、補習の時間を設定して学習におくれがちな子供の指導も行っております。そのほか朝自習を取り入れたり、朝の読書活動を取り入れたりする学校もふえてまいりました。中学校におきましては、自分で選ぶコース別学習など、個に応じた学習にも積極的に取り組んでいるところであります。さらに、総合的な学習の時間が始まりまして、みずから学び考える力、学び方を学ぶ、そういう力も育てております。

別府市教育委員会といたしましては、各学校が、新しい学習指導要領のねらいとする確かな学力の向上に向けて創意工夫を生かした取り組みが、着実にできるよう指導している

ところであります。

なお、第二回の議会、今回の議会でも、教員の資質向上にかかわって厳しい御指摘をいただいておりますが、一人一人の教員が、さらに力をつけて子供たちに確かな学力を身につけることができるよう、指導を重ねてまいりたいと思っております。

次に、いじめ・不登校の対応につきましては、いじめにつきましては、以前に比較しますと減少してまいっておりますが、不登校につきましては、昨年度は百三十七名という数でありまして、教育委員会といたしましても憂慮しているところであります。これまでにスクールカウンセラーの全中学校への配置、いじめ・不登校等プロジェクトチームの編成、学校復帰を目指したふれあい学級による支援等々に取り組んでまいりました。本年度は、これまでの取り組みをさらに充実させるとともに、子供の学校生活上の実態を把握し、いじめや不登校児童・生徒を生み出しにくい集団づくり、過ごしやすい集団づくりなど、各学校の教育活動に生かす取り組みを行いますとともに、引きこもりがちな児童・生徒への支援を行うための訪問指導員を教育センターに配置し、訪問指導を行うようにしております。

○教育長（山田俊秀君） 教育基本法についてのことについて、御意見を述べさせていただきます。

先ほど議員さんがおっしゃっていましたが、昭和二十二年の三月にこの教育基本法というのが制定されました。振り返ってみますと、すでにもう五十年以上たっているわけですが、その中で、現在、教育の問題で多くの問題を抱えております。例えば先ほどもおっしゃられましたけれども、いじめ・不登校あるいは中途退学、学級崩壊、あるいは青少年の規範意識の低下、あるいは道徳心、自立心の低下というものもあります。それから学ぶ意欲の低下、これは全世界で調査したら、日本は非常に低いという結果も出ておりました。あるいは家庭や地域の教育力の低下というのも懸念されますし、いろんな問題で今、日本の教育というのは大変危機に直面していると思っております。また、一方、社会の面でもいろんなマスコミの報道等を見てみますと、何か自信がなくなったりとか閉塞感といいますか、そういうようなことの広がりも考えられますし、倫理観や社会的な使命感というものも何かなくなってきているのではないかとというような感じもいたします。あるいは、少子・高齢化による社会が活力の低下と申しますか、何かそういうようなのも感じられますし、教育だけではなくて日本社会そのものもいろんな問題を抱えているのではないかと思います。

そういう中で、現在、政府はその政府機関によりまして、教育基本法を改正する方向で見直しを始めております。私どもも、いろんな会に行くたびにその改正の、どういうところを改正するか、それはどういう意味かというようなことで、今いろいろと勉強しておりますけれども、この改正につきましては、教育基本法が誕生した経緯と担ってきた基本的

な役割などの背景を踏まえまして、現行法のどこに問題があるのか、あるいはまた、逆に、改正したときに何かどこか問題が起こらないかとかいうような、そういうような問題につきまして、国民の皆さん、あるいは教育関係者というふうに多くの人たちが、それを正確に認識する必要があるのではないかと感じております。一たんできますと、また何十年も続いていきますので、やはりこれから二十一世紀の日本ということを考えていきますと、せっかちにさっに行かれないのではないかなという感じもいたしております。

初めに改正ありきの姿勢に立つのではなくて、教育の厳しい現状と教育の再生に寄せる保護者・国民の思いを大切にしながら、今後も議論を重ねる必要があると思っております。言うまでもないことですけれども、これからの時代の基本像にかかわる教育基本法でありますので、できるだけ多くの国民の皆さんが参画した幅広い討論が行われるということを私は期待しますし、そうあってほしいなというふうに思っております。

○二番（嶋 幸一君） ぜひ、この教育基本法の改正に向けて、御理解をいただきたいと思ひます。先ほどの質問の中でも申し上げましたが、家庭教育が極めて重要であると思ひます。人の心の痛みを感じることでできる青少年の育成のために、学校教育はもちろんですが、家庭教育、地域教育を一層推進していただきたいと思ひます。また、大分県内でも多発をしております教職員の不祥事によって児童・生徒、保護者の教育に対する信頼を損なうことのないよう対処してもらいたいと思ひます。

市長さんから御答弁をいただけなかったので、次の質問に移りたいと思ひます。（発言する者あり）ああ、そうですか。

○市長（浜田 博君） 私に対する質問でございましたが、今、教育長が、教育基本法を含めて見解を述べ、私も全く同感でございます。重ねてお話をすべきかどうかわかりませんが、教育論を、私の教育感をということで話せば五分、十分で話せる問題ではありませぬので、簡単に思ひだけを一言申し上げたいと思ひます。

私は、教員の時代から教え子たちに、「花には水、人には愛」という座右の銘を貰ってまいりました。これは、教育というのは人づくりでございますから、そこには愛がなければ、また信頼とかいろんな関係がありますが、成立しないというふうに基本的に考えております。また、郷土愛の問題も先ほどいろいろ批判をされましたが、私自身、今まちづくりに対して自分のまちが好きだ、この地域が好きだ、そういう気持ちでまちづくりをする気持ちを育てよう。住んでよかったというまちは、そこが好きにならなくてはいけない。だから、将来を担う青少年たちが郷土愛を育てるということは、大変重要なことだというふうに認識をいたしております。

教育基本法につきましても、わが国の教育理念を掲げております。成立は昭和二十二年ということで、日本国憲法と関連をして教育上の基本原則を示すものでありまして、戦後教育、法制の根幹をなす法律であるというふうに認識をいたしております。さらに改正に

つきまして、本当にこれは基本的な役割の背景を踏まえて、現行法のどこに本当に問題があるのか。そしてまた、逆に改正案の何が問題なのかということも含めて、やはり十分に議論をする。教育関係者だけではなくて国民全体が認識をすることが大切であろうというふうに思いますし、法律となる以上、改正する以上は、国民的な合意が得られるように、私は十分時間をかけてやるべきだという認識を持っております。

○二番（嶋 幸一君） 浜田市長の教育感を率直に語っていただきまして、ありがとうございます。また時間がありましたら、ぜひお話をいただきたいと思います。

次に、情報公開についてお尋ねをしたいと思います。

本市は、平成十一年に情報公開条例を施行しております。言うまでもありませんが、個人の情報など保護されなければならないものは、最大限保護しなければなりません。そのほか、市が保有する情報は公開し、市の諸活動を市民に説明する責務があると思います。あらゆる行政情報を公開し、市民による市政への参加を促進し、公正で開かれた民主的な市政を浜田市長も目指しておられると存じます。市長が直接市民と対話する「ふれあい談話室」も、その一環であると思います。心から敬意を表するものであります。本市の情報公開制度は、その窓口として情報公開室を設置し、その利用者は年々増加をしていると聞いております。また条例の前文で、「市民の知る権利を保障し、公開の対象機関はすべての執行機関及び議決機関であり、さらには公開の請求権者の範囲を『何人』としており、制度的には高く評価できるものだと思います。しかし、ただ市民に求められて情報公開をするだけではなく、積極的に情報を提供する仕組みが必要だと思います。

さきの六月議会で、巨額の予算が必要な施設建設等は住民投票を実施したいという市長の発言がありました。しかし、施設建設を初め、あらゆる政策の決定までのプロセスが不透明であることに、市民の市政に対する信頼が損なわれていくと思います。最初に住民投票ありきではなく、まずは政策決定にかかわる審議会や市の附属機関の会議なども含めて情報を公開し提供していくべきだと思います。「知らしむべからず、よらしむべし」と言われる行政からの脱却が、市政への信頼感をつくり出すと思います。別府市の情報公開、情報提供に対する考え方をお聞かせいただきたいと思います。

○総務課参事（浜口善友君） お答えをいたします。

御質問の情報公開と情報提供につきまして、まず、情報公開制度におきます位置づけと基本的な考え方から御説明をしたいと思います。

一般的に情報公開制度は、大きくは条例に定める請求権に基づきまして公文書を公開する情報の公開と、公表するために作成された行政資料、例えば事務事業の概要書あるいは統計書などでございますが、そういったものを積極的に提供する情報提供の二つに分けることができます。この情報公開と情報提供が適正に運営されることによりまして、より一層情報公開制度が充実するものと考えております。

御質問の政策決定にかかる情報につきましては、これらを明らかにすることで、例えばでございますが、施設などの建設計画の検討段階の情報が公になり、土地の買い占めとか地価の高騰を招く、そういった場合なども考えられますので、場合によっては特定の者に不当な利益を与えたり、不利益を与えるおそれがあります。そういった場合がございますので、先ほどの御質問の政策決定にかかる情報につきましては、一般的に情報公開の手続きを経るべきものと考えております。

また、別府市に法令や条例を設置根拠といたします附属機関、それから必要に応じて任意で設置する審議会など、さまざまなものがございますが、御質問の政策決定にかかる情報提供を行うに当たりましては、おおむね四点ほど問題点がございまして、これを整理する必要があらうかと思っております。

まず一点目といたしましては、先ほど例示をいたしました不当な利益や不利益を与えるおそれなどがあるかどうかの確認をすることが必要だと思っております。二点目といたしまして、附属機関の設置根拠となる法令の規定で、情報提供が可能であるかどうかということの検討も必要であらうかと思っております。三点目といたしまして、情報公開制度でございますので、すなわち公文書の公開制度であります。この制度が、政策決定の過程にかかる情報を公開することとなじむかどうかということの検討も必要であらうかと思っております。最後に四点目といたしまして、その過程を明らかにする新たな制度を定めてはどうかと。例えばパブリックコメントとか広聴会を実施する制度とか、そういったものの導入も含めて検討したらどうかというふうな問題点もございます。

以上のような問題点を整理いたしまして、個別・具体的に事例ごとに検討する必要があるかと思っております。そういったことでございますので、議員さん御質問のことにつきましては、今後の検討課題とさせていただきたいというふうに考えております。このような問題点が整理できれば、御質問の情報提供につきましては、市民の皆様にとりまして、市政への一層の参加が図られるというふうに考えております。

今回、御質問に対しまして、非常に一般的なお答えしかできませんで恐縮でございますが、御理解のほどをよろしくお願いいたします。

○二番（嶋 幸一君） 御答弁の中にありました、特定な者への不当な利益を与えるおそれというのは、よく理解できるわけですが、その辺はよく整理をしていただきたいと思います。ただ、政策決定の過程を明らかにしないことで、特定の人に不当な利益を与えたりすることもありますので、ぜひともこの情報の提供を推進していただきたいと思います。そして、市民が、情報の受け手としての立場だけではなく参画をしてもらうために、現在別府市が計画をしておりますIT推進計画の早期実現を望むものであります。その上で、市民がプロセスを共有し、市民意識をできるだけ行政施策に反映をしていただきたいと思います。

それでは、次の質問に移りたいと思っております。

市役所での市民サービスということで、質問をいたします。

言うまでもありませんが、市役所の窓口は市民と直接接する拠点であり、市民に対して丁寧に接しなければならないのは当然であります。最近は共働き家庭が多く、平日の時間内に役所に行きたくても行けない市民がふえているのが現状です。行政がだれのためのものか、市民サービスを第一とするならば、窓口受付は、時間外も十分に対応できるようにしなければならないと思います。さらには、行政がサービス産業だという観点から、土曜・日曜についても、市民生活に関係の深い窓口は開設すべきはないかと思います。すでに別府市では、平日の市役所開庁時間に証明書の取得のできない方への電話予約制度や、八月四日から実施をしております市内六公民館での住民票の写し、印鑑登録証明書の交付は、休日も受け付けができ、大変評価ができるものと思います。

ところで、先般、市内のデパートの社員八十四名が、自主的に普通救命講習を受講し、修了証を受けました。約七百人の従業員のうち、各階から十人前後が受講し、どのフロアでも人工呼吸、心臓マッサージ、止血などの対応ができるそうです。関係者にお話を伺ってみました。店内でお年寄りが倒れた場合などに落ちついて対応できるように、それがお客様に対する究極のおもてなしということでした。これは、救命活動の推進はもとより、社員の自信と意識改革につながるものと思います。市長も、常々市職員の意識改革が必要であるというお話をされております。別府市も、市民サービスの向上につながる市職員の意識改革のために、このような取り組みをしてはどうかと考えます。

今申し上げたことも含めて、市職員の意識改革につながる取り組みについて、これまでどのようなことを実施してきたのか、今後どのようなお考えがあるのか、伺いたいと思います。

○職員課長（中尾 薫君） お答えいたします。

職員意識改革のための今まで行ってきた状況それから今後について、御説明させていただきます。

特に職員意識改革のために行ってきた手法として、接遇マナー改善と民間への体験を主にやってきてございます。接遇マナーでは、平成十年十月に、職員みずから自分たちのマナーを見直すために、マナーアップ推進委員会を設置し、職場環境等の調査を行うとともに、十二年三月には、市職員としての接遇マニュアル、別府市役所接遇読本を完成し、全職員に配布するとともに研修教材として使用しております。また、グッドあいさつ月間を設け、マナーアップ推進委員や新採用職員とともに、玄関前で朝のあいさつ運動などの接遇マナー向上の取り組みを展開しております。さらに平成十三年には、マナーの状況及び目標に対する達成度、自己採点を調査するとともに、あいさつの基本としての「オアシス・プラス・ワン運動」を提唱し、現在も実施しております。一方、民間体験では、民間企業でのサービス、仕事の考え方などを学ぶために、新採用職員には、研修の一環として民間職場

での体験を行っております。昨年は、技術系職員中堅を中心に民間企業への派遣研修も行っております。

議員御指摘の救急救命講習は、職員に受講させ、特に新採用職員には研修において必ず受講させるようにしております。これは、市役所の内外を問わず、観光都市としての市職員の心構えとして必要という観点から、積極的に導入を図っているところでございます。しかしながら、責任者を各フロアを配置するまでには至っておりませんので、今後は有資格者の把握を含めながら、どのようにできるかを検討させていただきたいと思っております。

さらに、今後の意識改革についての基本的な考え方でございます。議員もおっしゃいましたし、市長も常々言っております。市民の目線に立った行政執行や考え方・サービスを行うことが必要であるというふうに、人事当局でも考えております。これは、短い言葉で言いますと、「顧客中心主義に行政運営の考え方、仕組み、サービスを変えていこう」ということであろうというふうに考えております。市役所におきましての「顧客」というのは、もちろん「市民」ということになるわけですが、そのために市民サイドに立って物事を考えて、市民サイドに立って対応し接して、行政運営をやっていくという観点から、職員の意識、またサービスの向上を図っていきたいと思っております。従前に比べまして、大分よくなったとの評価もいただいておりますが、さらに職員一人一人が、市民の立場に立って考え、実践できるように、研修を初めいろいろな取り組みをしっかりとやっていきたいと考えております。

○二番（嶋 幸一君） 職員の意識改革というものは、ここまでしたら終わりというものではありません。永遠のテーマだと思っておりますので、いつのときも意識を持っていただいて市民サービスの向上が目に見えるように努力をしていただきたいと思います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

マンション管理について、質問をいたします。

別府市に最初にマンションが建てられたのは昭和四十七年、大分市に先行してのことです。約三十年が経過をし、現在も十階以上の中高層マンションが数カ所建築中であります。マンション居住の世帯数が別府市において占める割合は決して少なくなく、今後も確実にふえていくと思っております。マンションの問題は、一棟の建物を区分所有することによる権利関係の複雑さなど、特有の課題があります。適切にマンション管理を行わなければ、地域の社会的劣化を招き、個々のマンションのみならず、まちの景観や防災、その他の影響を地域に及ぼします。また、マンションの管理運営上、いろいろなトラブルが発生しております。騒音やペット、マナーをめぐるもの、水漏れ、雨漏り、外壁落下等、建物の不具合から生じるもの、管理費の滞納など、管理組合の運営をめぐるものなどです。今後、築年数の経過とともに、これらの問題が深刻化していくことは明白であります。平成十三年に、マンション管理適正化法が施行をされました。日本で初めて法律の文



字に「マンション」という言葉が使われましたが、ここでは「分譲マンション」と理解していいかと思います。その第五条に、「国及び地方公共団体は、マンションの管理の適正化に資するため、管理組合またはマンションの区分所有者の求めに応じ、必要な情報及び資料の提供、その他の措置を講じるように努めなければならない」と規定されています。ここで言う「地方公共団体」とは、「県及び市町村」であり、おののくに役割は違いますが、市民生活に一番身近な行政として、とりわけ市町村に期待されるものが大きいのではないかと思います。さらに、マンション管理適正化の指針、国土交通大臣の公表において、その第六項に、「マンションの実態の調査及び把握に努め、マンションに関する情報・資料の提供についてその充実を図る」と示されております。

別府市としても、市内におけるマンションの動向調査の実施が必要であると思います。市は、マンションの実態、すなわちマンションの棟数、世帯数、居住人数や管理組合の有無、管理形態などについて把握ができているのかどうか、御答弁をいただきたいと思いません。

○ 建築指導課長（内田一章君） お答えいたします。

先ほど議員さん申されましたように、平成十三年の八月に、マンションの適正な管理を推進するために、マンション管理適正法が施行されております。別府市内の分譲マンションの棟数ですが、百四棟、戸数にしまして四千九百十戸というふうになっております。

それと、管理組合が設置されているかどうかの御質問ですが、エレベーターが設置されていますマンションにつきましては、そのマンションの所有者は、建築基準法に基づきまして、毎年専門家によるエレベーターの定期検査を行いまして、その結果を特定行政庁の方に報告するようになっておりますので、その報告書によりまして、六十二棟の報告書がありまして、そのうちの五十棟に管理組合が設置されております。報告がありましたその六十二棟以外のマンションにつきましては、実態把握ができてないというのが現状でございます。

○ 二番（嶋 幸一君） 別府市は、国際観光都市ということでもありますから、そのマンションの居住形態にリゾートとしての形態も見られ、また共同温泉施設などの設置に伴い、その形態はより複雑なものとなっています。さらに別府においては、大分市などと異なった側面を有しており、単に市民への対応のみならず観光リゾート所有者、さらにはそのリゾートから永住される方及び県外からの高齢者のマンション購入による永住などへの対応も必要と考えます。したがって、もっと詳細に管理組合の有無、管理形態の調査を実施し、これらの諸問題に一刻も早い行政の対応を望むものであります。

また、先ほど述べたマンション管理適正化の指針に、「国及び地方公共団体は、マンション管理士制度が早期に定着し、広く利用されることになるよう、その普及のために必要な啓発を行い、マンション管理士に関する情報提供に努める必要がある」とあります。マ

ンション管理士制度が導入され三年目に入り、大分県マンション管理士会設立の動きもあると聞いておりますし、この九月中には大分・別府両市を中心に各マンションの所有者が、連携を深めようとマンション管理組合ネットワーク大分が設立されるようであります。管理組合自体の組織化が進められると、今後ますます行政等に対する要望が強まると考えられます。それに対応する行政の窓口設置等が必要ではないかと思えます。マンション管理士の活用及び普及のための啓発、そしてマンション管理のための相談窓口の設置についてどのように考えているか、御答弁をお願いいたします。

○建築指導課長（内田一章君） マンション管理適正化法が、平成十三年八月に施行されてきて、その中に行政の役割というのもうたわれておるわけでございますが、さらに昨年十二月には、老朽化したマンションの建てかえをスムーズに進めるためのマンションの建てかえの円滑化等に関する法律も、また新しく平成十四年十二月ですか、施行されております。このこととあわせて、現在、関係各課と協議を重ねておるところであります。協議が整い次第、相談窓口の整備、あるいはマンション管理士制度の啓発や普及に努めてまいりたい、このように考えております。

○二番（嶋 幸一君） いずれにしても、市民生活の安定・向上のため、マンションにおける良好な居住環境の確保に向けて積極的なお取り組みを強く要望して、私の質問を終わりますが、最後に一言申し上げます。

我が国の憲法第十五条に、「すべて公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者でない」とあります。私も地方議員の責任と義務も同質だと思います。私は、そのことを肝に銘じて精進していくことをかたくお誓い申し上げて、終わります。ありがとうございました。（拍手）

○十八番（後藤健介君） 一般質問の昨日、第一日目のしんがり・長野議員、本日の先陣・嶋議員は、我が自民党清新会を代表する若・若コンビであります。二人そろっていますので、点々を打つと「ばか・ばかコンビ」になりますが、（笑声）点々はありません。お二人の一般質問を聞いておまして、私は、別府市議会にも新しい風が吹き始めたなという感慨を強くいたしました。おふたりのすがすがしい初陣ぶりを見ておまして、次のようなエピソードを思い起こしました。

今から約千年前ですか、一〇六〇年ごろですね。我が国の東国で反乱が起きました。戦いの場となったのは、現在の岩手県の衣川地区であります。いわゆる歴史にいう、前九年の役であります。征討軍の若武者八幡太郎源義家が、反乱軍の将であった安倍貞任を追い詰めていくわけですね。このときに馬で必死で逃げる貞任に対し八幡太郎義家は、後ろの方から、「逃げるとは醜態である。引き返せ、言うことがある」、こういうふう後ろから呼びかけるわけです。そうしたら、振り返った貞任に対しさらに義家は、こういう歌の一句を投げかけるのですね。「衣のたてはほろびにけり」。あなたの衣のたてがほころ

びておりますよと呼びかけたら、貞任は、馬をとどめて、「年を経し、絲の乱れの苦しさに」を付けたという故事があります。義家はこれに感じて、今まさに射とめようとした矢を外して、貞任が去っていくのを見送ったということでもあります。

長野・嶋の若・若コンビの後塵を拝す形で私も一般質問に立つわけでございますが、私は、よわいすでに還暦を過ぎておる老兵であります。「老兵は死なず、ただ消え行くのみ」というマッカーサー將軍の有名な言葉が、私の頭の片隅をよぎりますが、老兵は、老兵でなければ持てないわざと知恵もあろうかと思えます。別府市の抱える問題について、幾つかの意見・提言を行わせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

まず最初に、東京事務所の存在意義についてでございますが、ことしの七月の上旬に常任委員会の行政視察で関東地区へ参りました。その際、時間をいただきまして、衆議院会館に地元選出の代議士を訪ねてみました。ちょうどこのとき、同じ県内の二つの町村の関係者が居合わせまして、世間話に花が咲いたのでございます。その折、代議士事務所の責任者の話の中にこういうことがありました。大分県のある村の村長――カメルーンに大変ゆかりのある村長のようにございますが――が、中央省庁に陳情のために月に何回も出て来るのだそうですね。中には日帰りで帰ってゆくこともあるということなのです。そして、その際には必ず、地元選出の国会議員の事務所を訪ねて、中央省庁への紹介とか案内を頼んでくると。それで、おかげで大分県選出の全国会議員は、全部その村が抱えておるいろいろな問題について精通せざるを得ないのだと。村長にくっついて行って、陳情しておるのを横で聞いたりアドバイスをしたりするものですからね。こういうことを聞いたわけです。

そこで私は、これは大変参考になるなと思ったのですが、そこで、我が別府市には、東京に立派な事務所を構えております。我が事務所が、この老村長に比肩できる活動をしているのかなという関心を持った次第であります。関心を持ち、今回、質問することにいたしました。そこで、まず別府市の東京事務所の設置目的についてから、お聞きしたいと思います。

○秘書課長（宇都宮俊秀君） お答えいたします。

東京事務所の設置につきましては、事務分掌規則の十五条で、秘書課に所属する附属施設として規定をされております。東京事務所の分掌事務につきましては、十六条で四項目を定めております。まず、中央官庁、その他関係機関等との連絡調整に関する事、二番目に、市政に関する情報及び資料の収集に関する事、三番目に、観光宣伝及び観光客の誘致に関する事、最後に四番目ですが、その他市長の特命に関する事、こういったことが定められております。

○十八番（後藤健介君） よくわかりました。そこで、この東京事務所の職員の活動と、その実績ですね。何人かおいでになると思うのですが、それについてお知らせいただきたい

いと思います。

○秘書課長（宇都宮俊秀君） お答えいたします。

活動内容と実績ということですが、平成十四年度の実績で言いますと、まず中央官庁その他関係機関との連絡調整ですが、各省庁の訪問が千四十九回、関係団体訪問が三百六十回、日数にいたしまして百五十五日、また、個別に別府をPRするために行った件数が二百六十一件となっております。

次に、市政に関する情報収集や資料収集ですが、市長が出席する予定の会議、あるいは各課からの依頼による代理の出席、そういったのが七十二件、調査及び資料の収集が二千九百二十四件、全国市長会や東京事務所の所長会等をつくっております会議の中で、いわゆる情報交換、こういったものが五十三件となっております。

また、観光宣伝や誘致につきましても、観光政策研究会等々の会議に参加をいたしまして情報収集をすることがありますが、この件数が百五十一件、それから、東京事務所に訪れる方の対応が三百二十八件、県人会や市人会の対応が十二件となっております。

最後に、特命に関することとなりますけれども、市長が上京した際の随行、こういったことが十八件となっております。

○十八番（後藤健介君） 初めて知ったのですが、大変な件数といえますか、これはもう多岐にわたる連絡調整事務を行っていることが、よくわかりました。

ところで、各省庁への陳情とは、どのようにしておられるのか、お尋ねしたいと思います。

○秘書課長（宇都宮俊秀君） お答えいたします。

東京事務所が受け持つ事務に――先ほど御説明いたしました――中央官庁との連絡調整というのがあります。そのため、陳情等につきましては、事前にまず東京事務所から各省庁にアポを入れまして、対応していただく担当部署それから担当者、こういった方々と日程調整を行った後で、市の担当部長あるいは課長が上京して、陳情・要望する段取りとなっております。また陳情等の場合は、後日、フォローする意味で再度東京事務所では、各省庁に訪問をいたしまして、またお願いをするという状況でございます。

○十八番（後藤健介君） それでは、東京事務所にかかる経費、人件費とか事務所の賃貸料とか、これはどのくらいに上がっておるのでございましょうか。

○秘書課長（宇都宮俊秀君） お答えいたします。

東京事務所には、職員二名と嘱託職員一名の計三名で事務を担当しております。三人の人件費は、平成十四年度で言いますと二千五百四十七万七千八百二十二円となっております。また、事務所の賃貸料が要りますが、これが一千三百十一万九千三百六十円となっております。最終的に全体で、かかる経費が三千八百五十九万七千八百八十二円が必要になります。

○十八番（後藤健介君） かなりの経費ですね。当然、東京ですから事務所の賃貸料等も

高いのだとは思いますが、そこで、もし部長クラスの方が国等へ陳情するために上京したとした場合、旅費は大体どのくらいかかるのでしょうか。

○秘書課長（宇都宮俊秀君） 先ほど数字を言いましたけれども、平成十四年度の決算見込みですので、御了承いただきたいと思います。

部長級が上京する場合の旅費は幾らかということでの質問だったと思いますが、部長が一泊二日で上京した場合の旅費は、七万四千六百四十円となります。

○十八番（後藤健介君） そうしますと、もし東京事務所に要する経費に対して、この分だけ部長クラスが東京に出張したとした場合に、大体何回ぐらい出張できるのか。

○秘書課長（宇都宮俊秀君） お答えいたします。

先ほど出しました経費で試算をいたしますと、約五百十七回出張できるということになります。

○十八番（後藤健介君） この東京事務所の省庁間訪問が約千五十回、百五十五日という稼働率ですね。それとを比較しましたとき、費用対効果をどう評価するか、大変難しいことだというふうに思うのですが、このようなもろもろの条件を一度よく検討して、東京事務所のあり方について再考してみたらどうかというふうに思うのですが、いかがでございましょうか。

○秘書課長（宇都宮俊秀君） お答えいたします。

東京事務所は、別府観光に力を入れるということで、昭和五十四年六月に別府観光東京事務所としてスタートした経緯があります。また、観光都市としての役割もあるかと思えます。そういったことから、別府観光の再生には重要なものとして我々はとらえております。

再考してはどうかという御意見ですけれども、東京事務所の費用対効果を考えた場合、議員さん御指摘の問題もあろうかというふうに思います。そういったことを踏まえて、今、行政改革推進本部の中の事務事業の見直しの項目にも上がっており、検討しておるところですが、東京事務所の存在意義を高めるためにも、観光宣伝それから誘致等々に大いに利用していただければというふうに考えております。

○十八番（後藤健介君） 大体、東京事務所の日々の活動、それから、その意義等について、初めて理解をいたしました。今後ともよく御検討いただきたいと思います。

次は、予算編成過程における議会との協議のあり方について、お尋ねしたいと思います。私が、平成七年四月に初当選しまして、ことしまでの八年間に、財政課長は、三浦課長、池部課長、亀山課長、友永課長、そして現在の徳部課長と、五代にわたります。そしてこの間、予算編成過程における議会との協議のあり方については、亀山財政課長を除く三名の課長に同じ質問をいたし、そして今回、四回目の質問であります。

では、なぜこの問題にこうまでこだわり続けるのかなと御疑問だと思いますが、一つは、

初めて八年度予算を三月の議会で審議したのですが、全く縦横びしっと数字が並んだ予算がぼっと出てくるのですね。それをせいぜい議案質疑の一日、それから常任委員会の一日、特別委員会の一日でこれを審議していかなければいけない。そうすると、そのところにいるいろいろ問題があっても、数字をもういじくるわけにはいかんのですね、縦横がびしっと決まっていますから。それで、ああ、これはもう何も言うことはないのだなという強い疑問を持ったのが一つでございます。

次、国政レベルでの議会と行政の協議のあり方と、地方自治体のそれとの間に大きな相違点があるのですね。これは、議院内閣制の国政と、直接住民から投票されて選ばれる自治体の長と議会のあり方というのは当然行政形態が違いますので、その間も違って当然なのですが、しかし、本当にこれでいいのかな。議会は、本当にこれで務めを果たせるのかなというのが、私のずっと抱き続けてきた素朴な疑問なのです。

そこで、過去三回の質疑応答であります。かいつまんで申しますと、第一回目は、私が一年生議員の一年目の十二月議会でこの質問をしました。このときは、事前の調整の段階から、お答えは、国の地方財政計画や地方債計画が示されるのが一月末になるので、事前に議会との協議をすることは非常に難しいのだという回答でした。そのときは、ああ、そんなものかなと多少疑問に思いつつ納得したのですが、その後、いろいろと勉強してみますと、まさに当時、西も東もわからん一年生議員に対するおちょくりに等しい答えであったと。今思い出しても、もう怒り心頭に達する腹立たしさを感じるわけですね。いかにもばかにした答えで逃げたなという思いなのです。

その後、今退職されました三浦部長のとき、「別府市財政改革元年」と、仰々しいふれ込みでその要綱なるものがこの議会で示されました。いろいろお聞きしてみますと、別に目新しいものではないのですね。毎年実施しています予算編成に関する財政部局の各部局への業務指示にしかすぎなかった。そこで何か要綱みたいなのをつくっておりましたが、別に新しいことでも何でもなし。ただそういうものがあるということだけが、議会に初めてその存在が示されたというだけでございました。その一年だけで、次の年からはそういうものは示されないわけですね。後で聞いたら、必要であるなら、そちらからちゃんと聞きに来いという態度なのです。必要だったら聞きに来ればいいではないですか。言葉は丁寧なのですが、その心は、そこなのです。（笑声）その後、友永課長のときに、かなり突っ込んだ質疑応答に応じていただきました。

要は予算編成権は、市長の専権事項である。だから、議会に協議するのはいろいろと制約があるというのが結論でありました。しかし、その本音のところは、議会に事前に知らせるといろいろと雑音が入るので、できるだけ知らせるなという、これまた、ばかにするなというような結論だったわけですね。随分と説明の丁寧度は増してくるのですがね。

（笑声）

さて、ことしの八月末に、浜田市長と我が会派との懇談がありました。この席上、たまたまこの件に話題が及んだとき、市長も、私も議員時代、全く同じことを感じてきたのだという所感なのですね。そこで、この件に関する前向きのお考えを、率直なお考えを聞いたわけです。私は、さすがに市議会三期、県議会四期を経験され、行政と議会のあり方について本当に核心をつく問題意識を持った方がやっと出てきたなということで、今回もう一回この問題を取り上げて、いろいろと勉強してみたいと思ったわけです。

そういうことで、財政当局の建前も本音も十分理解しておりますので、きょうはひとつ前向きにお答えいただきたい。あくまでも私の気持ちは、行政の手足を縛ろうということではございませんので、よろしくお願いいたします。

それでは、まず予算編成過程における議会と協議のあり方について、別府市の長期計画である基本構想、それから中期計画である基本計画、基本計画に基づき実施計画を策定していると思いますが、これらの総合計画の趣旨及び策定方法について、まずお聞きしたいと思います。

○財政課長（徳部正憲君） お答えいたします。

現在ある総合計画は、平成十一年度を初年度とし、平成二十二年度を目標としております。これを構成する個別の内容につきましては、基本構想は、まちづくりの基本的方向を示すものであります。基本計画は、基本構想に掲げた施策の大綱をより具体的に示すものであります。実施計画は、基本計画に掲げた施策を現実の行財政運営の中でどのように具体化し実施していくかを示すもので、向こう三カ年間を期間とし、ローリングするように別途策定することになっております。

○十八番（後藤健介君） 今、説明いただきました計画のうち、年度予算に直接関係してくるのは実施計画だというふうに理解するのですが、この関連について御説明いただきたいと思います。

○財政課長（徳部正憲君） 今、議員さんおっしゃいましたとおりの実施計画によって決定されました事業について予算の編成を行っておりますが、この中で特に重要な案件につきましては、全員協議会また調査会という形で事前に説明させていただいております。

○十八番（後藤健介君） ここではっきりしたことは、実施計画の中の重要事業について、まず議会と協議ができるというわけですね。

○財政課長（徳部正憲君） この時点では、まだ財源との調整上、予算的な裏づけはございませんが、内容によっては、まだ協議の段階にない事業もあろうかと思いますが、逆に協議をいただかなければならない事業もあろうかと思いますが。

○十八番（後藤健介君） 先ほど言われました予算編成に直接つながる実施計画策定からの流れの中で、結節が幾つかあると思うのですね、予算編成の段階で。その結節の中でどういふのが決定され、その時期はいつごろなのかということについて御説明いただきたい

と思います。

○財政課長（徳部正憲君） 予算編成に至る流れでございますが、七月末ごろに各課から次年度以降の事業計画と概算額について資料を収集しております。八月中に概算での計数処理及び重要事業のヒアリングを企画調整課と合同で行っております。九月中に継続的な事業を除く重要な事業につきまして、事業実施の可否や事業着手年度等について調整を行っております。その後、実施計画における重要事業の採択をしております。これらの採択事業と一般行政経費について、翌年度の予算要求を認めておる次第でございます。この後、十月中に当初予算編成方針を策定し、各部等に通知いたしまして、いわゆる予算編成過程に入るわけでございます。十一月以降、一般行政経費、投資的経費の区分により予算要求書を聴取し、順次、財政課長査定から市長査定までを経て、二月初旬に最終予算を作成します。この期間中、おおむね一月末までに国の地方財政計画や地方債計画が示されますので、税収見込みのさらなる精査とあわせ、予算の大枠の裏づけをし、三月に最終原案を議会に提案することとなっております。

○十八番（後藤健介君） 今、予算がずっと編成されていく過程を、非常に簡潔にわかりやすく説明していただきました。

それでは、予算編成の主要結節における議会との協議の可能性について、あるのかわかるのか。あるとすれば、どの時点が考えられるのか、伺いたいと思います。

○財政課長（徳部正憲君） お答えいたします。

まず、各課からの予算要求後につきましては、いわゆる予算編成についてですが、執行機関内部における政策の選択と決定の過程と考えております。当初申し上げましたとおり、特に重要な案件につきましての具体的な部分は、事前の全員協議会や調査会をお願いしている状況でありますので、このような取り扱いをお願いしたいと考えております。したがって、実施計画の概算要求に基づき事業採択を行った時点、予算編成方針の決定した時点においては、諸条件を加味した上でありますが、不可能ではないと考えております。

なお、これに関連しまして、市の政策を決めていく上で、住民の代表であります議会と協議できる事項につきまして、中・長期の事業計画の公表や、行政評価制度による事業の透明性確保など、関係課と検討を進めてまいりたいと考えております。

○十八番（後藤健介君） 大分、今回の回答は、踏み込んだ前向きな回答が出てきて、大変ありがたいと思っております。

それでは関連する事項ですが、毎年十月下旬から十一月中旬に決算特別委員会が開催されますが、この委員会で審議された事項は、どのような形で予算に反映されていくのでしょうか。

○財政課長（徳部正憲君） 決算認定における指摘事項等につきましては、十二月議会で



認定を受けるわけですが、正式には十二月議会の冒頭に賜りますが、翌年度予算へ可能な限り反映をさせていくつもりでございます。

○十八番（後藤健介君） 今までの説明を総括しますと、年度予算編成過程において協議できる機会は次のようになるかと理解しますが、どうでしょうか。まず、実施計画の重要事業採択時。時期については九月定例議会もしくは随時に開催する全員協議会、調査会というところで、まずこの件については協議が可能である。次、予算編成指針を策定したときですね。時期については十月中旬から十一月上旬に全員協議会か、または調査会という形で、これが議会に協議できる。次は決算特別委員会ですが、ただし、現在の十月中旬から十一月上旬開催では翌年度予算に反映させるには、時間的にかなり窮屈なのかなという思いがあります。ここからしますと、決算委員会の開催時期の検討が必要ではないかなというふうに、私個人は今、議会としての立場では感じております。次に年度予算の重要案件についての説明ですが、時期については十二月の定例議会のできるのではないかなというふうに思っております。最後に当初予算の審議・議決は、三月議会できっちりとやらせていただきたい。

以上の件について検討をお願いしたいわけですが、いかがでございましょうか。

○企画財政部長（友永哲男君） お答えさせていただきます。

先ほど、担当課長の方から御答弁申し上げましたが、本会議、各委員会がございまして、また調査会等がございまして、そういう中で意見を賜りながら、反映させるものは今後反映させていただきたいというふうに考えております。特に重要案件につきましては、今後とも調査会等で御説明をさせていただき、また、皆さん方の御意見もいただきたいというふうに考えております。

また、予算の審議におきましては、従前どおり三月議会におきまして予算審議をお願いしたいというふうに考えております。

なお、先ほどから申してあります実施計画の部分につきましては、その内容について充実を図りまして、早い時期に公表し、また協議していただける形がとれないか、今後、事務処理の流れ等を研究させていただきたい、そういうふうに考えております。

○十八番（後藤健介君） ただいま非常に積極的で前向きな御答弁でして、当然議会側としても例えば予算委員会の設置とか、いろいろまた考えなければいけないところもあると思いますが、当分の間は、行政当局は遠慮なく議会の方に協議していただきたい。例えば今回の退職手当基金の問題の中でも、過去に何回もこの議会でいろんな方が、この件については心配して提言されたわけですね。私は総文の委員長でございますが、私のところに来たのが八月の末なのですね。それで皆さん、あと議案質疑等で御承知のとおり、みんな喜んでおられるわけですよ。よくやってくれた、ちょっと遅きに失したけれどもという認識なのですね。ですから、なぜこれをもう少し早く、時期的に例えば七月かこのくらいの

ときに調査会か何かやっていただいて、いろんな知恵も借りて、よりよきものへとできなかつたのかなと。そういうことで、もうすべてが何かこう、議会に対しておっかなびっくりといいますかね、信用してないというか、疑心暗鬼というか。ですから、どうか新しい市長になられましたので、この点はお互いにひとつ信頼関係のもとに前向きに取り組んでいくことが、私は市民に対する最大限の責務であろうかなというふうに考えますので、よろしく願いいたします。

次は、学校教育法等の問題について、移らせていただきたいと思います。

この件につきましては、これも今回で四回目の質問であります。十二年三月、十二年九月、十三年六月の定例議会の一般質問で取り上げ、今回で四回の質問であります。実はこの問題を私は、平成十一年の秋の新聞の解説記事で知ったわけでございます。早速平成十二年三月の議会でこの問題を取り上げました。当時は、県もまだ全くこの件については内部検討の段階でありましたが、その後、当時の本多教育長、それから、ここにおられます木村次長、それから友永学校教育課長が、非常に真摯な、真剣な研究と努力を重ねられて、この議会の場におきまして質疑応答の中で一つのガイドラインを練り上げていったという経緯があります。そして、別府市要綱の制定に基づき、平成十三年から学校現場で各種の施策が実行されてまいったわけでありましたが、今回、三年間の実績を踏まえて、その成果を検証してみたいと思いますので、よろしく願いいたします。

まず第一に、校長、教頭の選任制度についてということで、その後、どのような動きがあるかをお聞かせいただきたいと思います。

○学校教育課長（利光弘文君） お答えいたします。

校長、教頭の選任に当たりましては、教育委員会といたしましては、教育に関する理念や識見を有し、地域や学校の状況課題を的確に把握しながらリーダーシップを発揮し、組織的・機能的な学校運営を行うことができる資質・能力を持つすぐれた人材を確保する必要があると考えております。

学校教育法施行規則の改正で、校長、教頭の資格要件が緩和され、民間から校長や教頭に登用することができるようになりましたが、広島県では、民間から登用された校長が自殺をするという痛ましい事件もありましたことから、管理職を実際に採用します大分県教育委員会と連携をとりながら、民間からの管理職の登用は、慎重に考えていかなければいけないことだと考えております。

○十八番（後藤健介君） 私も、当時この件については慎重にお考えいただきたいと思いますという個人的な意見も述べておりました。その後のあちらこちらで、テレビ等でもその実態が報道されたりしておりますが、まだこれは急ぐことはないのかなということでございますので、引き続きこれは慎重に教育委員会で検討していただきたいと思いますということでございます。

次は、職員会議のあり方について、いろんな立場の人の参加による問題解決を提案して

まいりましたが、その後の推移についてお尋ねしたいと思います。

○学校教育課長（利光弘文君） お答えいたします。

このことにつきましても、これまで議員さんの方から何度も御提案をいただきまして、教育委員会といたしましても、校長会等を通しまして開かれた職員会議について指導してまいりました。

学校教育法施行規則の一部改正で、職員会議の目的というものがきちんと明示されましたことによりまして、学校長の一層の指導性が発揮できるようになってまいりました。現状を申し上げますと、会議のメンバーは教員だけではなくて、学校に所属する他の職員も都合のつく限り参加をしております。例えば栄養職員、事務職員も常時参加しており、それぞれの専門性を生かして話し合いに参加をしております。また、他の職員につきましても、必要に応じて適宜参加し、意見交換や情報交換を行っているところであります。このような各学校では開かれた職員会議を目指しての取り組みが行われております。そのほかには学校医、スクールカウンセラーなど、専門職の方々を研修会や会議の場にお招きして、学校の職員だけでは解決できない、そういう問題については知恵をいただいているところであります。子供たちの行動とか発達のプロセスを学習するために、例えば小児精神科のお医者さんに来ていただいて、事例を通して指導方法を学ぶ、そういうことも、職員会議ではございませんが、そういう研修も今行われるようになっております。

このような学校と専門機関等との連携は、多くの学校で行われるようになってまいっております。教育委員会といたしましても、学校長の判断のもとで必要に応じて学校外からの職員会議等の参加につきましては、積極的に取り入れていくよう指導してまいりたいと考えております。

○十八番（後藤健介君） ぜひ今の方向をさらに拡充し、充実させていただきたいと思っております。

最後は、一番私にとっては関心のありました学校評議員制度について、お尋ねします。

学校評議員制度については、十二年の九月議会におきまして、ある程度具体的なやり取りはしたわけでございますが、その中で、要するにミニPTA化をしてはいけないとか、教職員OBだけで固めなさんな、また、任期や再任及び異業種等について幾つかの提言をしましたが、その後、いかがでございましょうか。

○学校教育課長（利光弘文君） お答えいたします。

定例教育委員会で議決を得ました別府市小学校中学校評議員設置要綱及び別府市立学校評議員の運営などに関する必要事項の中に、人選及び構成、再任につきまして書いている項がございますので、まずそれを紹介させていただきます。

まず、人選及び構成であります、「学校評議員の構成は、できるだけ幅広い分野から委嘱することとし、学校教育関係者などに偏らないようにすることが望ましい。学校評議

員の人選に当たっては、関係団体の代表を充て職にするなどの機械的・固定的な人選となったり、特定の政党や団体・地域に偏らないよう留意し、以下のような規定から人選をすることが望ましい」ということで三点挙げております。「教育や青少年の育成に関して理解と識見を有していること、学校運営に対して積極的な支援・協力が得られること、校長として意見を求めたい内容に関して適切な意見や協力が得られること」となっております。

次に再任についてであります。学校評議員の再任は、同一校で三回までとなっております。実際に構成員等はどうなっているのかということをお知らせいたしたいと思っておりますが、平成十四年度の評議員につきましては、各学校長から推薦された内訳を見ますと、自治会の関係者が十三名、企業の関係者が十七名、社会福祉施設・団体関係者が二十九名、社会教育団体関係者が十四名、学識経験者が十九名、同窓会の関係者が一名、その他学校医、住職、いろんな仕事の方が二十五名となっております。今年度につきましては、自治会の関係者が三十三名、社会福祉施設・団体関係者が九名、社会教育団体関係者が七名、学識経験者二十一名、同窓会関係者十二名、その他学校医、薬剤師、そういう方々が二十八名となっております。

このような人選につきましては、教育に関して――先ほど申しました――理解や識見を持っている方の中から、校長の推薦によりまして教育委員会が委嘱するようになっております。議員さんから以前も御指摘がありましたように、推薦した学校長の全人生の価値観を凝縮した人選であるべきであるという御提言を受けまして、校長会を通じて指導してまいってきたところでございます。今後も、人選に当たりましては、安易に校長が選ぶのではなく、各学校がさまざまな方法で慎重に選ぶよう指導し、この制度が、今後も学校や地域を変え、将来に生きる制度になるようにしていきたいと考えております。

○十八番（後藤健介君） 年度ごとに多少構成の比率も変遷があるようでございますが、これは各学校長が真剣にお選びになった結果でありますので、これについてはどうこうは申しません。

さて、ここで、要綱に基づくガイドラインによりますと、再任は、同一校で三回までということは、三年間しか同じところにおれないよという、これは校長先生よりか偉い人ができたら困るぞという当時の議論だったのですね。それで三回という枠をかけたわけでございます。

そこで、来年度は三年になりますので、大部分の評議員の方がおかわりになるのかな、交代時期に入ったのかなというふうに感じるわけです。この際、ひとつ確認しておきたいのですが、評議員は属地主義か、要するに属校主義といえますか、学校に付随したものなのか、それとも校長の個人属人主義かということ。これをはっきりさせておきたいなと思っております。例えば、ある校長先生が評議員を選び、他の学校に転任して行った。そのとき、その評議員は全部引き連れていくのか、全部置いていくのか、その折衷なのか。ですから、

ここに一つの原則ですね、属地主義・属校主義か属人主義かをある程度きちんとしておいた方がいいのではなからうかなというのが一つ。

それから二つ目は、前にも申し上げましたが、ぜひ市報等で学校評議員という制度がありますよ、応募される方がおられますかという公募をしたらどうだろうかということなのです。それはどういうことかといいますと、この別府地域の一番の特色だと思えるのは、温泉保養地という、そして海山に囲まれたという絶好の環境のもとだから、いわゆる人生の一番盛んなときを外国とか東京とかというところで活躍された方が、リタイアされた後の余生をこの別府で過ごされている方が意外と多いのです。ですから、本当にあっと驚くような人が、実はひっそりと自分の趣味に生きて生活をされておる。教育問題は、百人おれば百人皆関心があるのです。そして意見を持っておるのです。ですから、こういう方々を、全員とは言いませんけれども、挙げてきて、そしてそういう経歴とか見て、その中から一人か二人を校長さんがお願いをする、委嘱をお願いしていくというのも、一つの案かなというふうに考えておるのですが、この二点について教育長のお考えをお聞きできればと思うのですが……。

○学校教育課長（利光弘文君） では、二点の御提案の一点目ですが、人に属するか学校に属するかということでございます。これは、各学校三年間の評議員さんを見てみますと、校長がかわったときに入れかわっている場合でも、三年間は同じ方で、ことしで一応三年ですから、ことし入れかわらないといけない方がおりますので、校長によって属校主義でいっているのか属人主義でいっているのか、考えはいろいろあると思いますけれども、私は、校長がだれを選ぶか、校長が人を選ぶというのが原則ではなからうか。もう前からいたからそのまま、校長は何も考えないで次の、そのまま進んでいくということよりも、やはり校長が一番信頼を置けるということが大事ではないかと思っております。

二点目の、市報等で公募したらどうかということでございますが、その方法等、まだこちらが研究しておりませんので、そのあたりはまたこちらも勉強していきたいと思います。どういうふうな方法が一番校長にとっていいのか。市報で公募した場合に、逆にどういう難しい面が出てくるのか、そのあたりを研究させていただければと思っております。

○教育長（山田俊秀君） お答えします。

任期について、学校に属するか人に属するかということでございますが、現在、評議員の方々の住所を見てみますと、ほとんどが、例えばAという学校を見てみますと、Aという学校の地域の方がほとんどでございます。だから、その地域の方の中から校長さんが選んでいるのが大半だというふうに思っていますから、校長さんが選ぶのだけれども、その地域からほとんどの方が選んでいるというのが実情でございますので、多分そういう方向で今後ともなろうかと思えます。

それから公募についてですけれども、私もヨーロッパのそういう先進国を見てみますと、

向こうでは「学校評議員」とは言わなくて、「学校理事会」という会があって、そこでは結構公募もしております。いろいろ話を聞いてみますと、役所で聞くと「大変すばらしいですよ」と言いますし、学校現場に行くと、「いろいろ問題がありますよ」というようなことがあるのですが、いろいろと今後、ちょっとこの問題については研究させていただきたいと思います。基本的には、私もこの学校理事会のある学校に勤めたことがありますがおもしろいといっはなんですけれども、いろんな学校とまるっきり関係のない方というのですかね、そういう方の御意見というのが大変参考になったという記憶がございますので、今、十八番議員さんの御提言は真摯に受けとめまして、今後の参考にさせていただきたいと思います。

○十八番（後藤健介君） 大変ありがとうございました。さらにいい制度へと拡充といひますか、充実させていっていただきたいと思ひます。

最後、だんだん時間がなくなりましたが、ことしの七月に、別府の自衛隊が主催しまして、各県それから市町村では中津、宇佐ですか、大分からも少し来ておられましたが、参加して、いわゆる防災の指揮所演習が実施されました。私も行って見たのですが、大変皆さん熱心にやっておられました。そこで、どういふ所見を持ったか、簡単で結構でございます、それぞれ企画担当の方、そしてまた実働部隊であります消防関係の方に簡単な御所見をお聞きしたいと思ひます。

○環境安全課長（宮津健一君） お答えをいたします。

この七月の演習でございますが、七月十五日から十六日にかけて、二日間にわたり自衛隊の別府駐屯地の体育館の方で行われました。大体の状況は、簡単に申しますと、七月十五日の午前八時に大分県中部、特に大分・別府地区に、どおんと突き上げるような強い地震が発生をいたしました。各地の震度は、震度強が……（「御所見だけで結構です」と呼ぶ者あり）はい。

そういう状況の中で、この自衛隊の指揮所演習が実施されたわけでございますが、別府市といたしましては、自衛隊の指揮所演習に四名を参加させていただきましたが、実際に別府市がやっております図上演習とこの自衛隊の指揮所演習では、大きな相違点ございました。その大きな相違点の中で申しますと、別府市の行っております図上演習では、例えば早朝の二時間とか時間を短縮いたしまして演習をやるわけですが、この自衛隊の演習につきましては、二日間にわたり時系列に沿ってずっと演習をやってきました。また、その時系列に沿いまして、いろんな状況が付与されます。その状況が付与された中で、適切な判断を瞬時にその職員が判断をしてしていくというふうな演習でございました。そういう点が一番の大きな相違点でございました。ということで、こういうやり方につきましては、今後の別府市のこういう訓練の形態を立案する上で大変参考になっております。

○消防署長（安部 明君） お答えいたします。

七月十五日、十六日の二日間実施されました指揮所訓練につきましては、私自身も訓練に参加させていただきました。以前から、消防署においても同様の図上訓練というのを実施してはいましたが、今回は、予想をはるかに越えた想定内容で、実践に即した訓練ということで大変有意義な訓練であったと感謝いたしております。

この訓練を通じまして、反省すべき事項がたくさん見つかりました。例えば消防隊、救急隊等の部隊運用方法とか、関係機関への連絡体制あるいは情報の収集、住民への周知方法等々、これらを教訓としてとらえ、いつ発生するかわからない地震災害に対処するためにも、今後の訓練に生かしていきたいと考えております。

なお、次回の訓練にも積極的に参加し、部隊運用能力の向上に向け努力していきたいと思っております。

○十八番（後藤健介君） もう時間がありませんので、少しこれをやろうと思ったのですが、この点で大変いい教訓を得られたということで、これは県から参加された方も言っておられましたが、初めての経験だということで、今後ともこういう機会がありましたら、積極的に参加していただきたいなと思います。

以上、質問については終わりますが、最後でございますが、市長、きょう私はここにブルーのリボンをつけております。ごらんください。これは、隣国北朝鮮の国家テロによって無法にも拉致された罪なき我が同胞とその家族を救おうという、国民運動の連帯のシンボルであります。この群青の色は、我が国と朝鮮半島の間横たわる日本海の色を象徴していると言われております。きょう、私が取り上げた市政の問題は、極めて地味な問題でありました。それは、行政の中核である予算編成という、そのあり方、それから教育行政の根幹である三つのことですね。最後は防災問題について。このいずれも、これは地方行政のコアの部分であります。政治家とか行政学の理論から申しますと、国家としてやるべきぎりぎりの最小限のことは、国防と治安だというふうに言われております。一方、地方自治体としてやらねばならない最小限のことは、教育と防災というふうに言われております。ですから、福祉とか土木建築とかその他、地方行政の大部分の分野は、その地方自治体と申しますか、国の発達レベルによってどんどん付加されていく望ましい分野なのですね。ですから、教育と防災だけは絶対にやらなければいけないことなのです。

そこで、ちょっと耳が痛いと思いますが、「市民の目線」というのは、市民の気持ちを気にすることではなく、市民の生命・財産を守り、次の世代の地域を繁栄させるための青少年の教育をきっちり行うことが、「市民の目線」に最小限こたえることだというふうに私は考えるわけでございます。

さて、これらの行政を有機的に機能させるか否かは、一に行政のトップである市長の資質にかかっております。それも行政手腕がどうのこうのというものではございません。その倫理性とか道徳の高さということをここでは申し述べたいと思います。

ここに一つの例でございますが、古代の仁徳天皇の御代に、ある日、宮殿の高殿に上がってみたら、さっぱりと民家から煙が上ってないということで、三年間課役や税金をやめて、そして三年後にもう一度高樓に上がってみたら、民家からたくさん煙が上がっておった。これで民は一息ついたと感じ取られた。そのときの歌が、「高殿に上りて見れば煙立つ 民のかまどはにぎわいにけり」。これが……（「何とか天皇……」と呼ぶ者あり）、仁徳天皇、仁徳天皇です。これが私は政治、行政を司る者の心構えと思うのです。原点かなと思うのです。

もう一つ。ことしの七月の「文藝春秋」に幻の存在とされた昭和天皇の国民への謝罪詔書の草稿が発見され、掲載されました。この中にこういう部分があります。「億兆塗炭の困苦は、まことに国家未曾有の災殃と言うべく、静かにこれを思うとき、憂心灼くがごとし。朕の不徳なる、深く天下に愧ず」と。これをわかりやすく説明しますと、本当に国民の大多数が、こんな苦しみに陥ったのは、まさに国家未曾有の大災厄だ。このことを静かに思うとき、自分は国への申しわけなさ、そしてその痛ましさに満身焼き尽くすごとき思いがする。これはすべて自分の不徳だ、だから深く天下に愧ずとあります。国家元首としての心が、これほどまでに厳しく国民の困苦を受けとめ、みずからの責任であるとされた例は、古今東西の歴史に照らしても希有なものであると思います。我が国政財界を問わず、社会の指導的立場にある者の精神的指標になるというふうに私は思慮いたします。

そこで、昨日からの議案質疑の中でも、観光戦略会議の人選がどうのこうのということが論議されました。これも大変問題でございますが、この清潔感を売り物にして新しくデビューされた浜田市長のところにこういううわさがもう出るというのは、大変残念だなど思うわけでございます。どうか「李下に冠を正さず、瓜田に靴を入れず。」という格言を嘯みしめ、よくよく心高き道德心を持って別府の大きなかじ取りをしていただきたいと思います。

時間がまいりましたので、どうぞよろしくお願いたします。（拍手）

○十七番（高橋美智子君） 大変高尚なお話が続いて、何か国会レベルの議員たちがたくさんおられるなということを感じております。私は、地方議会の一市会議員として質問したいと思います。

前回は、六月の定例議会に、母の死去に伴いまして一般質問を取り下げ、御迷惑をおかけいたしました。新体制になりましてから初めての一般質問でございますが、今議会、本当に一期目の議員の皆様方のフレッシュで生き生きと、希望に満ちた質問に、私も初心忘るべからずと、改めて思い直しました。本当に今からいろいろなことが期待できる別府市になるのではないかと、新しくそういう気持ちで私も取り組みたいと思っています。

また、浜田市長におかれましては、今のまま、自然体で、清く正しく、元気で頑張っていたいただきたいと思います。（発言する者あり）私も、今まで同様、公正



公平に是々非々で臨みたい、こういうふうに思っております。

最初の質問でございますが、別府市総合計画につきまして、隣の後藤議員が、今随分いろいろなこととお話を、質問されました。私もこの質問をする意図でお話をしたいと思っておったわけでございますが、これは、後藤議員の残した続きをさせていただく（笑声）ということで聞いていただきたいと思います。（発言する者あり）

総合計画につきましては、一九九九年から二〇一〇年までの第三次総合計画といたしますが、それに伴ってのことでございますが、私は、これは市長がかわっても別府市が進む方向というのは、指針といたしますか、これは総合計画に示されていることでありますので、新体制になりましたも、行政は継続ですから、市長や執行部の事情によっていろんな手法とか方法が違う、そういうふうにとらえておりますので、基本的には実施計画に沿ったことを実施する、そういうふうを考えております。私も議員になりたてのとき、やはり後藤議員と同じようにいろいろ提言などして希望を持って参りました。しかし、四年ぐらい前から、これが夢物語であったということに気がついたので、大変残念な思いがいたしました。それは、いみじくも後藤議員が言ったように、市長の選任権についてのことが強くうたわれたといたしますか、例えば前回の中村市長の第二次総合計画の中、それを、井上市長になりました、その継続がきちんと後の人に伝わってないというか、道半ばで計画が倒れている。そういうことが、いろいろの二次計画を見ましても、また今度の計画を見ても、本当にこれはどこが先にやるのかというような優先順位といたしますか、そういうものが全然ない。行政が、これについては本当は責任をとらなければ私はならないのだと思います。ですから、行政は必ずしも、責任ある継続をするという一つの使命を持っているならば、市長好みの事業選定計画というようなことは、決してなってはならなかったのではないかと思います。そういう意味で私は、周囲の人たちの行政もそれを許していた責任が十分にある、そういうふうなことを思いまして、この新体制になりましたから、これにつきましては、反省するべき点は反省していただいて、今まできちんとやってこなかった積み残しの問題がたくさんございます。これはもう、皆さん方は重々本当にたくさんあるなということをお感じになっておると思いますけれども、これを、基本に戻りまして、先ほど後藤議員が言ったように、総合計画に沿って実施する予算の裏づけをもって実施計画を早急にまず立てていただきたいと思いますということと、それから、現行の実施計画では、これでは本当言って情報公開とか評価とか、例えば中・長期の数値目標とか進捗状況ですね、それから優先順位、緊急的なもの、そしてこれについての予算的な裏づけ、それから欲を言うならば、私たちも市民の目線でといたしますか、一人ずつが見ても広報の方で、いろいろなことで冊子とかいろいろなものをつくっておりますけれども、市民の人たちがわかるようなものですね、ぜひこういうこともお願いしたいなというふうに思います。

まず、行政評価システムということをきちんと導入していただきたい。それから、事業

項目として入っていない重要案件ですね。例えば楠港跡地とか近鉄跡地、今後の南小の問題もあると思いますけれども、政策としては、総合計画の中に入っています美術館とか図書館、それから温泉施設なんかは、具体的には緊急性を要する竹瓦温泉の問題などもたくさんありますけれども、これもやはり入れるべきではないか、調査会の中で検討していくというようなお話がありましたけれども、これについてちょっと、今度の新体制のこれを企画調整する課としてどのようにお考えなのかを、ちょっとお尋ねします。

○企画調整課長（安波照夫君） 総合計画につきましては、三月議会でも厳しい御指摘を受けているところでございます。まず、数値目標等が明確でなくて市民にわかりにくいという形が非常に言われております。これにつきましては、数値の掲載、それから先ほど言われましたように情報公開、この二つをクリアするには、各地で導入されております行政評価システム、これがまさにそれに当たるのではなかろうかというふうに思っています。各地の行政評価システムを見ますと、もちろん年度ごとの予算比較、それから最終目標の達成率等が明確になっております。まさに私たちもこういう評価システムの導入に向けて、今努力をしているところでございます。ということから、ことしの二月でございしますが、行政評価にかかる研修会をやりました。職員約百八十人が、この研修を受けております。その後も関係課を含めまして、早急な行政評価システムの今、調査・研究を行っているところでございます。

それから、もう一点、財源の裏づけというお話が出ております。この実施計画をつくるに当たりましては、財政課が策定します中期財政計画の中で向こう三年間の投資的経費に充当可能な一般財源を示していただきまして、これによりまして企画調整課と財政課の合同ヒアリングの中で事業決定をしておる状況でございます。

それから、もう一点。美術館とか図書館とか重要な案件ということでございます。これも実施計画の中で当面入れて目標を定めろという形の御質問ということで認識しましたけれども、重要案件でございます美術館とか図書館とか跡地とか、その辺につきましては、まず市民の皆さん方のニーズを把握する。どれが、どのように一番に位置するのが、こういうニーズの把握からやっぱり進めなければならないというふうに思っています。そういうニーズをしっかりと把握しまして、そういう年次目標、または最終的な目標年次、これを明確に掲載するように努力していきたいというふうに思っています。

○十七番（高橋美智子君） かなり行政サイドでこの問題がいろいろと話し合われたのではないかと思います。そして、今度新しくやっぱりやろうという意気込みでやっていくのではないかと私も感じましたので、無理なことも言いますけれども、きちんとですね。先進地にもいろいろ資料を取り寄せているようでありますので、三重方式だけではなくて、案外簡単にできるような方式のものなどを参考にさせていただきたいというふうに思っています。

それから、東京都などのあれで見ますと、住民参加のことなども取り込んだ任意の評価というのか、そういうものもありますので、別府市行政マンはすごく優秀な方が多いので、なぜこういうのをきちんと出されないのかなと、逆に私は思います。自信を持っていただいて、そしてそれを進めることが、別府市にとっては一番いいのではないかと、そういうふうに思っています。そしてまた、なぜそういう計画のきちんとしたものを実行されないのかということについての一つも考えていただければというふうに思っています。

具体的に言いますと、いろんな計画が、障害者プランとか合同プラン、それからエンゼルプラン、いろんな計画がありました。その計画を見ても、しっかりとした数値目標といいますが、目標というか、そういうものの具体性がないわけでありますね。だから、そういうことをきちんとしたところは、やはり例えば市長とのすり合わせのときでちゃんとそれができるという確信を得て、やれたところが今までやれている、そういうふうに私も察しますので、そういうことを本当にこれが一番別府市にとって緊急性があるという問題を十分協議の中で把握して、ぜひ早目にやっていただきたい、そういうお願いをしておきます。

それから、今、いろんなことで行政の方たちが市民向けというか、私たちにも本当によくわかるというか、「目で見える流れ」でしたか、何かそういう資料とか、それから今度も住宅のものも出ていましたし、本当にたくさんいい資料が、どんどんと私たちの手元に来ています。そういう意味で、本当に今、行政マンも一生懸命やろうとしているのだなということもすごく感じていますし、できれば市民向けに、大分のように、あなたは大切な大分の一人といいますが、別府の一人だというようなひとつ小さい冊子でもつくっていただいて、別府市の財政がどうなって、そして別府市のこの財政の中で、財産というか、自分の財布には大体どれぐらいで、これにはこれを使っているのだというようなものをわかりやすく、そして別府の財政がどのようにあるのかということがわかるようなものをつくっていただけたらいいなという希望をいたしております。

それでは、次の質問にまいります。

これまでも私は、楠港の跡地について、都市計画が、企業誘致を目標にして、交流拠点用地として埋め立て土地を造成した。それが、起債の償還は、すでに平成十五年三月でもう完了しているわけですね。そして、もう十一年になりますから、この公有地をそのままにしておくのはもったいない、暫定的に活用できないのかということ、これで三回目の質問でございますが、多分これを言って、前回のときには市長から、財政的な面を考える、前向きに検討したいというふうに市長からも答えをいただいているのですけれども、前向きにどのように検討して進んだのか。また同じ答弁を言うならば、もう言わない方がいいと思います。(笑声)それで、余り変化がなかったのか、それぐらいは聞きたいと思いますので、教えてください。

○議長（清成宣明君） 休憩いたします。

午前十一時五十六分 休憩

午後 一時 〇〇分 再開

○副議長（野口哲男君） 再開いたします。

○都市計画課長（松岡真一君） お答えいたします。

先ほどの楠港のお尋ねでございますが、新しいこと以外には申すなという御発言でございました。それで、そのことにお答えをいたします前に、十七番議員さんが少しおっしゃいましたことについて、都市計画でちょっと申し添えたいことがございますので、ちょっとお話しさせていただきたいと思っております。

先ほど、政治その他、いろんな人がかわることによって状況が変わるのではないかなというようなことをちょっとおっしゃられたような気がいたしておりますけれども、都市計画といたしましても、行政ということは非常に継続が必要だというふうに、私どもは常に思っております。都市計画の行政の継続性については、いろんな計画がございます。よく言われるのですが、いろんなときに、いろんな時代で、いろんな計画をしたのではないかと、これはどうなっておるのかというようなことの議論がございますが、私ども都市計画といたしましては、まちづくりですね、国土利用計画法、それから都市計画法に基づきまして、どう政治が変わろうとも、必ず基本的なものを踏み外さない分につきましては、いつも計画を立てております。今回、いろいろまた市報等でもお知らせ申しておりますけれども、地区をいろんな地域で割りまして、その地域の中で住民の方々が議論いただいた御意見を私どもが反映をいたしまして、それを都市計画の基本方針ということで皆様の御意見をお聞きして、これは大体十年から二十年ぐらいの計画という形で、今回いろんなものを策定しようというふうにしておりますので、どうぞ御理解をいただきたいと思っております。できるだけ変えないことが、この行政の継続であるという、ちょっと一言申させていただきました。ありがとうございました。

それから、その後の楠港の新しいことについてでございます。

この楠港の埋め立てにつきましては、新しいことでございますが、平成十四年七月には十年を経過いたしましたので、これはすでに申し上げましたのですが、公有水面埋立法二十七条の規制が外れております、すでに。つまりどういうことかと申しますと、これは埋め立て時に申請いたしました条件が外れましたので、この土地につきましては、しかるべき措置をとれば、どのような手法をやっても構わないという一応の見解を県からいただいております。これは、物によってはしかるべき措置が変わってくるというふうに私ども、とらえております。

そういう状況でございますが、十七番議員さんからは、駐車場のお話が以前からあっております。この駐車場の状況でございますが、私どもも随分検討いたしました。現状をち

よっと御報告いたしますと、いつも申し上げておりますが、地形の問題、これはでこぼこが非常に多いということと、それから近隣の民間の駐車場との競合の問題、それから料金の問題ですね、それから施設の、非常に金額がかかかりますので、これの改修費を考えた場合に非常に取りつきにくい状況がある。それから、あと、もし将来的に利用する状況が即起こった場合には、果たしてこれはどうなのだろうかというようないろんな問題が、これには付随してございますので、なかなか土地を管理する課だけで踏み出すというような状況ではないということには、今のところ私の課としてはそういう状況であります。

ただ、ここは皆さんも御存じのとおり、最近非常に状況が変わってきております。つまり、ウォーターフロントという観点で状況が変わってきております。それは、国が直轄で隣の北浜地区に埋め立て事業を行う。これはもう恐らく四十億円とか、そういうオーダーだと思っておりますが、それから今回、新しく今度導入されます北浜ヨットハーバーでございますが、これが平成二十年の国体に向けて整備をされるということでございますので、ここも約三十億円の事業費が投入される予定でございます。こうすることで、県の方といたしましては、この平成十五年にもうすでに測量に入るといような状況が、北浜には生じております。

このようにここの楠港の近辺につきましては、非常に状況が目まぐるしくと言っていいくらい変わっておりますので、私どもといたしましては、都市計画のスタンスでございますが、この状況を見ながら、当面花火ファンタジア、それから公共事業の用地として資材置き場とか、そういう用地として今貸しておりますが、やはりそのようなことで当面は時間をとって、あと、また鋭意いかに利用するかは考えていきたいといような状況でございますので、少し長くなりまして、すみません。

○十七番（高橋美智子君） 課長が大変努力されているという点は、評価をしております。しかし、こういうふうに同じことを何回も言わないためにも、それから、その課だけが抱えるような問題ではなくて、やっぱり重要案件というのは、調査とか調整が必要だろうということも十分にわかりますので、そういうものもわかる範囲で全面に公開というか、皆さんにわかるようにしていただければ、こういう問題を私たちも何回も言わなくて済むということをお願いしたいと思います。

そして、今いろいろなことが変わってきたということもわかりました。そして、今から国体に向けて、平成二十年まであるわけですけれども、実際にこれを今考えてみますと、国の直轄事業もされていきますし、北浜の件がまだ実際に、餅ヶ浜の計画が今年度からですかね、それで大体それが四年間で計画がきちっとできるのではないかと、四年間で完成。そうすると、大体国体に向けてこのヨットハーバーが整地されるときと、大体ほぼそれができるといことで、これは全部国も県も挙げて大規模なきちんとしたものが、ある面ではできる可能性はあるのかなというふうに期待をしています。そして、それまでに企業誘致

を当面の間はしていくということですが、この企業誘致がもしもなければ、ずっと仮設的なものが私は、きちんとした駐車場というのが、どれぐらいのことを考えているのか、ちょっとわからないのですけれども、その予算だけをちょっとお聞かせ願いたい、駐車場の。それがどのように大変なものなのか。

○都市計画課長（松岡真一君） お答えいたします。

私どもが、今この検討の中で描きました駐車場について概略を申し上げますと、大体北側はもう、北側半分のところは水が来まして使えません。それで、南側半分の約六千平方メートルについて検討しておりますが、ここにつきまして、まず進入路をつくります。進入路は、片側は段がありますので、これに防護さく、それから進入いたしますので、バスなんかが入りますから、路盤をきちっとしなければいけない。それから、あと自動発券機でございます。自動発券機も普通車の自動発券機では悪うございまして、バスも自動発券機の対象としたい。それから、舗装につきましてでございますが、舗装は、現在砂地でございます。路盤的には結構安定しておりますけれども、それにしても舗装でも、今、鉾津ですね。鉾津と申しまして、鉄鉾石の鉄を取った後のくずですね、そういうやつを踏み固めて最低の舗装をします。それから、今度は線引きでございますが、そういうものにつきましての線引きについては、普通のライン引きではだめなので、プラスチックのロープを使って、それをくぎといいますか、それでとめていこうというようなことで、それで大体二百数十台、それからバスが二十台程度だったと思うのです。ちょっと詳しい台数は申し上げられないのですが、それにいたしましても、大体今のところはじいたところで、それに、これは排水も入れないといけません。それで、それからもう一つ、夜間照明も必要になります。それと、ある程度こういう観光地でございますから、余り一言ったらいけないのですが、程度の高いものでは、また安全も確保できないということで、これまた料金を取れば苦情が来ますので、そういうことをもろもろ言っておりましたら、大体四千五百万から五千万円ぐらいの費用がかかるというふうに私どもは試算しています。

○十七番（高橋美智子君） はい、よくわかりました。それで、この当面の間のこれが、それで難しければ、まちづくりの私はこれは起爆剤になる、そしてその効果はあるというふうに考えております。それで、これのいろいろな地域の人たちの意見も実際に聞きました、私。そして、駐車場のバランスのことも確かにそういうこともおっしゃってました。しかし、これは五年間そのまま放置というか、すべきなのか、それとも今言ったように、国体に向けての整備が考えられるのかというようなことを、実際に重要問題として上げて検討していただきたい、そしてまた、その中間的な報告も聞かせていただきたい。そういうことをお願いしておきたいと思えます。

以上で、それで、この楠港の実際暫定的に今使って、冬の花火ファンタジアのあり方ですね。そのことについて質問いたします。（発言する者あり）はい、そうですか。答弁、

では、どうぞ。

○建設部長（亀岡丈人君） 大変申しわけありません。次の質問事項ということですが、ちょっと一言。

先ほど担当の課長が申しましたように、条件がかなり、この楠港を取り巻く条件が変化しております。先ほど申しました直轄の整備、また北浜ヨットハーバー、もろもろの楠港跡地のウォーターフロントがかなり先行するというようなことで、この件につきましては、市長からも早急に解決を指示されているところでございます。国・県ともこれが包含できるか、条件整備等どうなるのか、また、先ほど言われました企業誘致の問題もございまして、企業誘致担当課、また関係する各課とは、早急に協議は進めてまいりたいと思っております。

○十七番（高橋美智子君） ありがとうございます。

では、次の冬の花火ファンタジアについて質問いたします。

これは、もう定期的に大変人気で、別府市のヒットイベントと言われるぐらいに、人出もどんどんふえております。この人気があるのは大変いいわけですがけれども、私もそれを楽しみに行く中で、いつも心配していることが一つあります。帰るときに大変押し合うといいですか、事故がなければいいなということをいつも考えております。それとか、入っている中にも大変詰めて人がいるというようなことも、何かあったら大丈夫かなということをいつも懸念しています。それと、交通のところですね。車がやはり、整理は一生懸命されていますけれども、あれで今度はまた、ことし、多くなったらどうなるのかなという危惧を抱いているのですが、行政の方の認識はどんなふうになっておるのでしょうか。

○観光課長（吉本博行君） お答えいたします。

議員の御指摘のとおりで、我々も最近すごくふえたなという感じで、今、冬の花火ファンタジアを見守っているところでございますが、クリスマス花火ファンタジアの会場としまして、今、楠港跡地第一会場、それから中心市街地の周辺を第二会場としてイベントを開催しておりますが、当然、今言われます花火が始まりますと、第一会場の楠港跡地に皆さん来ていただいて花火を見るわけでございます。そんな中で、やはり防止対策について、いろいろと実行委員会の中でも考えているところでございますが、その中で出店のブースとか舞台とか、それから、議員指摘のとおり立ち見客でいっぱいでございます。それから、出入り口等も混雑しておるのは事実でございます。警備体制は、スタッフ七十名、警備会社四十四名、さらに別府署より百三十四名の応援を得て事故防止に懸命に努めているところでございますが、なかなかやはり最近は本当にふえてまいりまして、なかなか私どもも危惧しておるところでございます。

○十七番（高橋美智子君） それで私は、これを提言というか、少し考えていただきたいというふうに思って提案いたしますが、実際に私たち秋葉に住んでいる者としては、自分

の家から花火が見えるのですね。海岸線はずっと下になりますから、あの通り、海岸、この通りにしても秋葉通りにしても、楠のところですね。それから流川それから駅前、これ、花火が見えます、どこに立っていても。それぐらいどこからも見えるのですよ。私は、ちょっと行けないときに一回、自分の家の前にいすを置いて見たことがあります。それぐらい。仕掛け花火は見えませんが、ほとんど上に上げる花火は、どこの道路からも見えます。

それで、これはせっかく中心市街地に出て人の流れをつくるとか、そこに出ていってもらおうという目的があるならば、今、別府市がされているクリスマスのイルミネーションがありますね、この時期に一緒にします。このイルミネーションを充実させて、少し見えるところ、場所を分散させてはどうかという案を御提案したいのです。

というのは、今、秋葉町は、新しくできたところでも、あそこのコンクール、一番になりましたけれども、本当にきれいです。見る人は、車を何回も飛ばして、若い人たちが見えています。しかし、人通りは少ないのですよね。だから、あそこで見ても見えるのです、花火は。だから、そういうところににぎわいをつけるためには、イルミネーションを充実させて、そこを歩いて見てもらおうという手も十分あるのではないか。そのためには、クリスマスのイルミネーションの、これに対して補助金が出ていましたよね、これは、しかし十四年度から十六年度の間は事業と聞いているのですが、このあたりを、まだお金が出る余地があるのか、そこの補助金のことをもうちょっと聞かせていただきたいと思うのですが……。

○ 商工課長（中野義幸君） お答えいたします。

イルミネーション事業のことにつきましては、先ほど答弁させていただきましたが、商工会議所の話し合いによりまして、三カ年事業ということで二百万円ということで実施計画に上げておりまして、先ほど答弁いたしました、三カ年は一応商店街の活性化ということで実施させていただきたい、そういうふうに考えております。

○ 十七番（高橋美智子君） それは、もう補助金として終わったということですか。年度ごとに二百万が出るということなのでしょうか。

○ 商工課長（中野義幸君） お答えいたします。

補助事業につきましては、商工課としましては、大体一つの事業につきまして三カ年を想定いたしております。この事業につきましても、実施主体であります商工会議所と協議いたしまして、とりあえず三カ年の事業ということで実施するということになっております。

○ 十七番（高橋美智子君） それはわかったのですが、お金の問題ですけれども、今までの補助金のあれは全部使ったのかということ、ちょっと聞きたいのですけれども。

○ 商工課長（中野義幸君） すみません、どうも。この間も答弁いたしました、実質的



に十四年度は六百八十四万円の全体事業費となっております。その中で二百万円補助しておりますが、すべて使ったという形になっております。

○十七番（高橋美智子君） これは、今は確かにきれいになったのです、一遍に。それで見ただけのものはあると思います。それから、各家庭でも工夫して自分たちで家の間取りでいろんなことをして、自分でも出している人もあります。それで、できればもう少し補助金を、もうちょっと何か、コンクール一位になったぐらいだから、もうちょっと補助金をあげるとか、それはその関係者が少し今度いろいろ検討していただいたらいいと思うのですけれども、あれは本当に別府市として私は見ごたえのあるものだと思います。駅前のイルミネーションも大変きれいでしたし、だから、せっかくああいうのがあるのを知らないで花火を見に来ていらっしゃる人は多いと思いますので、そういう意味で少し補助額を、できたら考えていただきたいということと、それと、商店街の方たちも大変関心を持ってこれに参加をしています。ですから、そういう方たちともうちょっといろんな工夫をされて、やっぱりまちの活性化につながるための策を行政と話し合うなりして進めていただきたいなと思います。きっと私は、これはいいイベントになるのではないかと思います。

それで、分散のことでひとつ、今、まちの中から見るといふか、そういうことと、それからもう一つは海から見る分散もあります。「飛鳥」からも、何か船が来て大変好評だったということもお聞きいたしました。これは、大分の方では何か、大分の海岸線からも見えるというお話もありましたので、こういうような海からの船の計画とか、いろんなことができるのではないかと、行政として何か仕掛けができるのではないかとということも、これは私の考えですので、イベントの見直しのときの検討の課題にでもしていただければありがたいと思いますけれども、そこら辺はどうでしょうか、課としては。

○観光課長（吉本博行君） お答えいたします。

議員御指摘のとおり、「飛鳥」が、二十三日から二十四日にかけて観光港に寄港しまして、一日クリスマス花火ファンタジアを楽しんで帰っていただいております。それにつきましては、大変ありがたいと私どもは考えておりますが、この冬の花火について海から見るといふこの船でございますが、今の段階で我々も関西汽船とかいろいろ働きかけなければいけないかなと思っておりますが、なかなか向こうの事情もあると思いますので、先ほど議員のおっしゃいました検討委員会の中で、またこういう議論もあるかと思っております。これは持ち上げたいと思いますけれども、現状では、ちょっと船の確保とかいうのがなかなか難しいのかなとは、私なりには今感じているところでございます。

○十七番（高橋美智子君） もうそういうことで、検討委員会のときにそういうことを検討していただいたらいいと思います。ただ、危険なことにつきましては、結局、国道とか県道を歩行天国といふか、そういうことにするとか、そういうようなことも検討の一つに入れていただきたい、そういうふうをお願いをしておきます。

次にまいります。次の三番目の緊急通報システムですが、これは、今ちょっといろいろなことで話をする中で私も検討しておりますので、これは、この次のまた課題とさせていただきますので、すみません、ありがとうございます。

それで、次の市営墓地の整備対応についてを質問したいと思います。いいでしょうかね、担当の方、入っていただいて……。

これは私も、私のところのお墓が野口原にあるのですけれども、こういうことで市役所の隣にあるということで、こういうふうに死んでいくことも大変便利ですし、お墓もすぐ隣にあるので、大変ありがたく使わせていただいているので、余りの便利さにお墓について余り考えたことがなかったので、それでちょっと罰が当たったのかなというようなことが、今回ちょっと起こりまして、議会中に、私の母の死去に伴って、この後お墓をつくったわけですが、このときに工事を始めてぶつかった問題ですが、市役所から連絡がありまして、我が家の墓の名前が、あなたのところにはないということで連絡がありまして、大変びっくりいたしました。それで、持ち主はどなたかと聞いたら、その隣にある親戚の人のお名前が上がっていました。それから曾祖父になる方ですが、それで、この検証をするためには、その人の関係を明らかにしなければいけないので、戸籍謄本ですね、そういうのを順次取って行って、私との関係をしなければいけないという作業でございます。しかし、これは簡単なようで大変な問題を抱えています。大変デリケートな問題もありまして、私も親戚の間でちょっといろんなことを協議しながら、時間がかかりながら一つずつやっておったわけですが、その中で途中で、実はあなたのところのお父さんの名前があったと、後から連絡がありまして、結局は持ち主が、継承が私の父の名前になっていたもので、そのことの手間が省けたわけですが、こういうような経過があって大変びっくりいたしました。

それで、お聞きしたいのですが、私たち自身もこういう便利さに甘えていて、本当、管理料とかいうのを払っていないのですよね、考えてみれば。そして、そういうことを考えて、この市営墓地の管理のことについて、今までも第二次計画、中村市長のときから見てみましても、「市営墓地の整理、供給体制の確立」というようにうたっているのですけれども、なかなか進んでないのではないかというふうに私は思いました。それで、この市営墓地のこういうような正当な使用者の把握などについても、私の一つのことをとって大変だったので、その取り組みはどういうふうに行われているのか。それから、また市営墓地についての説明をしていただきたいと思います。

○環境安全課長（宮津健一君） お答えをいたします。

現在、市営墓地につきましては、野口原の墓地それから芝尾の墓地、笹川、鉄輪そして亀川の墓地ということで、現在五カ所市内に市営墓地がございます。

先ほど議員さんがおっしゃったように、この管理につきましては、大変難しい問題が多

々ございます。その一番のあれは、歴史が余りにも古いものがあるということです。例えば芝尾墓地の最も古い墓地は、明治四十二年から使っております。野口原につきましては大正四年、最も新しいと言われます亀川の墓地につきましては、昭和四十八年からというふうになっております。平成十三年三月に、使用者確認のために看板をそれぞれの墓地に建てまして、正確な使用者の確認作業をしようということでしたけれども、なかなか難しい面がございました。また、同時にその墓地の管理用の図面も全部やりかえて、正確な縮尺に基づきますそういった図面の作成も十三年度に行っております。また、続きまして十四年度からは、一番新しい亀川の墓地から使用者の確認の作業を、現在も行っております。現在は、亀川そして鉄輪の墓地の確認を今年度行っております。

そういうことで、今の段階では新しい墓地から正当な使用者の状況の調査を行う、そういう作業を行っております。

○十七番（高橋美智子君）私の方で資料をいただいたのを見ますと、新しい墓地でもなかなか整備されてないのですよね、もう数字は申し上げませんが、だから、まして古い野口原の問題になると、もう大変だろうとは思いますが。しかし、私は、これ「ぼちぼち」というわけにはいかないと思うのですよね。（笑声）やっぱり私たちの時代でさえ検証するのにわからないのです、前の人も。だから、私たちも随分、もう六十年ぐらいからお参りしていて全然わからないというような状態ですから、これは、まだほかの方たちもそう言われても困るであろうと思うのです。それで、まして先になるといよいよわからなくなる。そうすると、やはりこういう台帳ですね、台帳が悪いというわけではないでしょうけれども、大変だろうと思うのです。それで、これはやはりきちんと何か一本化して、早急に電算なんかできちんとしておき、それからこれをどういうぐあいに早く整備するか、またはぼちぼちやるかとかいうようなことも、あわせてやっぱりこれは検討しないと、これは大変な問題になると思います。そして、実際にあの墓地が大変きれいになっていて、みんなが、この墓地を買いたいという人が割と多いのですよね。あそこに行ってみますと、墓地で花見をしてお弁当を持ってきているというような状態もあって、あそこに行ったら何か安らぐとかいう人もありますので、この墓地は大変人気があると思いますし、これは余り募集をかけたような記憶もないのですけれども、そういう意味で整理ができてないのだろうと思うのですけれども、いつ墓地の募集をしたのか。それからまた、時期はいつごろ、どれぐらい、何基ぐらいできるのかを、わかりましたらお知らせください。

○環境安全課長（宮津健一君）お答えをいたします。

最近では平成十一年度に五十五基の墓地の公募を行いまして、そういう抽選会を行っております。

先ほどからお話が出ていますが、使用者の確認がなかなか難しいのではないかという点でございますが、確かに台帳はございますが、台帳の記載が余りにも古く、現在に至るまで

の正当な継承権の確認に大変手間取っております。

それと、この使用料ですね、墓地の使用料の場合は、野口原につきましては、現在は一万三千元、そのほかの墓地につきましては、一万円の使用料ということで、この使用料も大変安くございます。特に最近、民間の墓地の売り出しがいろいろありますが、そういった民間の対比で考えましても、非常に安い。また、県下の同じような自治体の公共的な墓地の使用料に対しましても、非常に安い。そういうことで現在、私の方でこの使用料の見直しも行いたいというふうに思っております。こういう使用料を見直した上で、また現在、亀川、鉄輪の両墓地で確認作業を行っておりますが、そういった中で新しくまた公募を行いまして、現在空いています墓地につきましては、できるだけ市民の皆様方に使用していただくように計画を立てております。

○十七番（高橋美智子君） それで、今空いている墓地はどれくらいあるのか。それで、公募をいつかけるのか。それをちょっと教えてください。

○環境安全課長（宮津健一君） 現在空いている墓地につきましては、まだ最終的な確認作業を行っておりませんので、ちょっと今の段階では申すことはできませんが、公募につきましては、できるだけ早い時期にやりたいというふうに思っております。できれば来年度中に料金の改定、またはそれが済みますと、一年ぐらい置きまして公募を行いたいというふうに考えております。

○十七番（高橋美智子君） これは今聞きますと担当課も、担当課というか、係の人も一人か二人でしているのですよね。やはりこれは大変な作業だから、これは仕方がないかなとは思いつつながら、時間的にもこれから先なお困難となるならば、その体制を少し考えるなり、先のを検討していただきたい、そういうことを申し上げて、また、あとほかの議員も質問するようでありますので、これで私の方は終わります。

そして、次の質問に移らせていただきます。

女性行政の施策でございますが、何かちょっと私は、今議会でも女性問題のことで、やはり皆さんに女性問題というのがわかっていらないのかなというようなことをつくづく感じたことがございまして、こういうような啓発とかいろんなことを今後も取り組まないといけないわけですが、女性行政担当の方は、いろんなことで頑張っておられますけれども、今回も懇話会などで一般公募して、一般市民から五人も選んだというようなこと、今まではこういう公募のあり方は余りなかったと思います。そういう意味では民主的にやっているから、少しずつ違ってきているのかなということも感じております。

それで、新聞を見てわかったのでございますが、男女共同参画社会の都市宣言に向けて、都市宣言をしたい、そういうふうなこともありましたので、どういうふうな進捗をされているのか、市の取り組み状況についてお知らせください。

○企画調整課長（安波照夫君） お答えいたします。

御承知のように平成十四年三月に、男女共同参画プランができております。これに基づきまして、推進本部の幹事会等を設置しながら、男女共同参画の社会の推進を努めているところでございます。

今、御指摘のありました委員さんの任期切れに伴いまして、第二期目の男女共同参画推進懇話会を設置をしました。九月一日に委嘱式と第一回目の懇話会を開催したところでございます。委員の構成でございますが、十五名ということになっておりますけれども、今回は市民の意見を広く聞くという観点からも、五名の公募委員さんを選考したところでございます。

今後につきましては、懇話会と推進本部、幹事会が一体となりまして、新聞報道にされましたように、まず都市宣言をやるというふうな目標を持っています。それプラス、それを踏まえまして、別府市の特性を生かした条例制定ということまで踏み込めば、非常に進んでいくのではなからうかというふうに思います。

以上、経過と今後のスケジュールという形で御説明しました。

○十七番（高橋美智子君） 都市宣言は、男女平等の都市になるというような意味での打ち上げといいですか、だから宣言をして何かやるということも一つでしょうけれども、余りにも今まで実態がなかったのですよね。実際にこういうこと、うたい文句ばかりで、実際に女性政策をきちんとやったということは、私は別府市はなかったと思っています。一昨年からの推進室ができたというか、そのことで具体的なことは計画されて進めてきた。しかし、計画も絵にかいたもちで、本当に実際に具体的には何をやるかというようなことも目標、それから各専管のところでの内容、そういうものもちゃんと評価のものもありません。ですから、そういうこともきちんとしていただくということをしていかなければいけないというふうに思っています。そういう意味で中身をしっかりやっていただきたいというお願いと、宣言をすることは、パフォーマンスだけにならないようにひとつお願いしたいというふうに思っております。

それから、この女性行政については、いろいろ全国で女性センター、大分県も本当に全国でほとんど、もうおくれで最後の最後、あれだけいろいろ箱物をつくったあの知事でしたけれども、女性政策については本当に最後にしてくれたという感じですが、それもPFI方式ですね。本当に政策であるならば、お金がどれくらい浮くかというような問題では私はないと思っているのですが、消費者生活会館の中に、「女性センター」とは言わないのですね、「アイネス」と言って別名の名称になっておりますけれども、その中で女性の相談窓口とか、それから女性平等に向けての啓発をするとか、そういうところが、少しだけの中にあります。これは、全国で、視察に行った方たちはわかると思うのですけれども、こんなのはもう本当に全国では大変粗末な施設でございます。でも、それでもできたわけですから、県がこれでやって、それが、大体は本当は規模としては大分市ぐらいがやらな

ければいけないことだと思っていますけれども、別府市は全然そういうことが、予算的には私たちもしてもらいたいという気持ちはありましたけれども、それは言えませんでした。予算、お金の面を見て、こういうことは無理だなというふうに思っていました。

しかし、これはやり方一つ変えれば、拠点基地となる、話し合う場所が欲しいということでございます。それから、みんなと話し合っているんなことを問題解決をしていく。それから、今、ほとんどの方がいるんなところで政策の場面でも、決定の場面では男性がほとんど多うございますけれども、今、そういう中にいない人たちがいろいろな場所の中で決定ができる場面をたくさんつくるということが、私は、別府市が一番大事ではないかというふうに思っています。ですから、別府市の観光とか、それから別府市の起爆剤となるものは、ほとんど別府は女の人が働いているまちではないですか。そういう意味で私は、大いに活用すべきだというふうに思っています。そういう意味で、女性を大いに活用していただき、そして住みやすいまち、女性の声がちゃんと生かされるようなまち、そういう拠点づくりを考えていただきたい。ですから、お金をかけて箱物に立派なものをつくってほしいとは言いませんけれども、せめて話し合う場面、それから、そういうことをみんなと理解し合う、学習をするとか、そういう場面をぜひ考えていただきたい、これからの政策の中に。そういうことを要望したいのですが、どうでしょうか。

○企画調整課長（安波照夫君） お答えいたします。

女性センターという形の中で、そういう拠点を欲しいという形だろうということだと思います。さきの議会等におきましても、老人会とか青少年の方たちの拠点づくりという形が、非常に話題になっております。そういうことも含めまして、全体のそういうあらゆる方たちの団体等が入れる拠点ということにつきましては、今後、十分に検討していきたいというふうに思っています。

○十七番（高橋美智子君） それでは、今いろいろなことを検討することなので、大変であろうと思いますけれども、それから、ぜひ実施計画といえますか、先ほど言いましたように、そのことはきちんと実施ができるような計画をきちんと立てていただきたいということもお願いしておきます。

最後になりましたが、海岸整備計画のことを、国の直轄であります海岸整備計画について質問いたします。

これは、本来は一番最初にこの防災対策というか、北浜のホテルが、台風が来たときに大変被害を受けたということで、防災対策と高潮対策といえますか、それから地震が来たときのこととか、そういうような防災措置のために、一番最初にこれを陳情、平成十一年でしたか、何か漁業組合の方たちが陳情されたりして、そしてこれが国の直轄の事業として結びついたというふうに聞いておるのですが、北浜の商業地区の海岸線を先にすべきではないのか、この緊急度からいきますと、すべきではないのかと思っているのですが、そ

れがなぜ餅ヶ浜になったのか。餅ヶ浜を白浜海岸に変えていくというのが、一番最初の今度は計画になりましたけれども、なぜこれが、北浜一とか二とかの地区ではなくて、餅ヶ浜になったのか、そこら辺をお聞かせください。

○都市計画参事（村山泰夫君） お答えいたします。

国の事業につきまして、国土交通省九州地方整備局別府港湾空港整備事務所が実施しております。平成十三年度、十四年度と現地調査・検討を行い、平成十五年度は工法の検討、実施設計、模型実験を行っています。特に海岸線を整備していく中、国は、地元意見を取り入れることを目的にワークショップを開催して、地元の意見の集約を図り、その意見を別府港海岸整備検討委員会や検討幹事会に図って整備方針を決めております。

御質問の整備順序でございますが、北浜地区については、整備検討委員会幹事会で検討した結果、まちづくりの関連や隣接するスパビーチとの連携などを考慮する必要があると指摘を受けまして、さらに整備方針につきまして検討を続けることと課題が出されております。さらに、大分県により、北浜地区で平成十五年度から北浜ヨットハーバーの拡幅工事・測量が始まります。拡張するハーバーの防波堤と、それに接続いたします海岸事業との施行時期の調整が、決定を見ておりません。

以上の理由で、国は、整備順序といたしまして、餅ヶ浜地区を一番と考えています。また、その工期は、約四年を計画しています。他の地区、上人ヶ浜地区、北浜地区の一、北浜地区の二につきましては、今後の決定となります。整備の工程につきましては、調査検討時及び計画時、住民参加型海岸事業制度の推進、ワークショップを行っておりますために、当初の工程よりも幾分かおくれが生じております。

○十七番（高橋美智子君） 時間が少なくて、ごめんなさい。私もワークショップに出たのでよくわかるのですけれども、この決定は、ほとんどワークショップの人たちが、餅ヶ浜からやろうなんということを決めたわけではありません。国の方がそういう意図であったということ。それで、時間がありません、すみません。これは、緊急のことでもしも何かあったら、台風が来て一番最初に被害をこうむるところを先にやるというのが、やっぱり市としては、そのことを強く言わないといけないのではないか。そのところは、安全を守るという意味では防災対策を一にしなければいけないのではないか。それを何かの機会にやはり早く進めるような方向での提言をしていただきたいということを申し上げておきます。

○十番（平野文活君） まず最初に、駅前でのタクシーの客引き問題について、御質問をいたします。

浜田市長も、さきの六月の議会で、五月に開かれた対策協議会で、タクシー協会が二カ月以内に自主解決をすると、こう言っておるので、七月の末に期待をしている、こういう答弁をしていただきました。その七月末は、もうとっくの昔に過ぎたわけですが、その後、

この問題はどのようなふうになっているのか、経過をまずお聞かせ願いたいと思います。

○観光課長（吉本博行君） お答えいたします。

今、議員がおっしゃいましたように、五月十九日に、自己解決を図るということでタクシー協会に一任しておりました。それから六月に入りまして、タクシー協会と駅との話し合いが持たれまして、タクシー協会より、観光案内所の中に一人タクシー観光案内人ということで入れて常駐させてほしいというような話し合いがありまして、駅としましては、観光協会の案内所でございますので、観光協会とタクシー協会との話し合いをしてくれということでもあります。そうした中、七月二十三日、別府市タクシー協会より市の方に陳情書が提出されまして、その内容としましては、駅前コンコースに観光客にわかりやすいバスやタクシーのための観光案内板の設置、またタクシー観光案内人の常駐場所を定めてほしいというような内容でございました。これを受けまして、八月二十八日に第五回の協議会を開催し協議を行った結果、別府駅構内にございます観光協会の案内所の中に、別府タクシー協会の職員を一名常駐させて案内させてほしいとの再度の要望がございました。それから、観光協会案内所のスペースの問題等もありましたものですから、この協議会の後、観光協会とタクシー協会の話し合いの中で、スペースを広げれば可能であるとの合意がなされたわけございまして、その後それにつきまして、今後、別府市観光協会、それから別府市タクシー協会、それからJR、それと市との協議を重ねて、この問題の解決に向けて努力していきたい、そのように思っております。

○十番（平野文活君） この問題は、御承知のように四十年以上にわたる長い長い別府観光の懸案でありまして、これが本当に根本的に解決されるのかどうか、そういう点では今までもいろんなこと・経過があっただけに、多くのタクシーの運転手さん、あるいは駅前通りなどの商店街の皆さんなどなど多くの関係者や多くの市民が、注目しております。今言われたような解決策によって、本当に解決されるのかどうかという点が、やっぱり問題になるので、タクシー協会には十社のタクシー会社が入っておりますね。率直に言いまして、この客引きということをやっとやってくるのは、特定の会社でありまして、言われたような、タクシー協会の職員を常駐させて案内所の中で案内する、こういうことによって、完全に構内あるいは路上でのいわゆる客引きというのはなくなるのかどうか。こちら辺はどうでしょう。

○観光課長（吉本博行君） お答えいたします。

さきの第五回の協議会の中で、タクシー協会長の相談役が代理で出席しました。その中で、観光案内所の中に一人常駐させていただければ、今駅の構内にいる方たちはいなくなるという確約をもらっております。

○十番（平野文活君） そのタクシー協会から派遣される案内人の方は、十社のタクシー会社、一社に偏重しないで公平にお客様を順序よく配分するというか回すというか、そう



ということがきちんとされるのかどうか。あるいはまた、タクシー協会がもう現に定めた料金表というのがあるのですね、どこどこコースは幾らというようなね、あるわけです。それと違った料金を請求されたというような苦情もたくさんあったわけです。だから、そういうタクシー協会が定めた料金表がきちんと統一されて守られるのかどうか、こういう点などはどうでしょう。

○観光課長（吉本博行君） その点につきましても、観光案内板と申しますか、駅のすぐ東口でございますが、そういうところに料金表を設定して、それからまた観光案内板と同時にその横に設置してするような形の要望もいただいておりますので、確かにそういうことで私どもは、できるのではなからうかと考えております。

○十番（平野文活君） この問題は、前の市長のときに始まり、池部観光経済部長さんなども尽力していただいて、また引き続きまして、浜田市長初め課長さんなどが鋭意努力された結果が、半歩あるいは一步前進かなというふうな感じで、今の答弁を聞かせていただきました。ただ、非常に長い期間にわたる根深い問題でもありますので、まだ最終的な決着というところまで行っていませんので、途中経過にあると思いますので、今後の推移を見守っていきたいというふうに思います。

最後に、もう一言つけ加えたいなと思うのは、そういう形で対策協議会の合意という形できちっと決着されていくということになれば喜ばしいわけですが、時がたてば、またその合意も何かあいまいなものになるという可能性もあるわけですね。かつてそういうこともありました。ですから、この問題、もうちょっと事態を見た上での話ですが、後はきちっと条例という形も検討課題としてはまだ残されているのではないかなというふうな感じも持っております。そういうことをつけ加えておきまして、この問題については終わりたいというふうに思います。市長、何か御見解がございますか。いいですか。

○市長（浜田 博君） お答えいたします。

御指摘の問題は、四十年來の大変な懸案事項であるということは、十分認識をいたしております。私も就任して、対策協議会の会長を引き受けたわけですが、この二カ月間、タクシー協会自体の問題であるという認識からお願いをいたしまして、協会が真剣に取り組んでいただきました。そして今、観光課長からも申し上げましたように、今いろんな苦情のある街頭での悪質な客引き行為は全部やめますと、そのかわり観光協会の中に、案内所の中に入れていただくということが条件だということまで、一步前進かな。しかし、観光協会としては、十分今、案内所の中でそれが機能しているという見解、その辺の見解がまだ違っていますので、その辺は観光協会、タクシー協会も、観光協会の内部でございますから、内部で十分協議をしていただきたいと思います。そして、JRも紳士的に観光立市別府としての玄関口としてどうあるべきかという視点でしっかりと指導をいただいておりますから、そういう意味では解決の方向は一気には行きませんが、問題をはらんでいます。自助努

力で必ずや私は解決する、観光立市、駅として、窓口として立派な駅の観光案内ができるものと確信をいたしておりますので、鋭意努力をしまいたい、このように考えております。

○十番（平野文活君） 大変大きな問題でございますが、根本的な解決が図られますよう、浜田市長の強力なイニシアチブを今後も期待をして、この問題を終わりたいというふうに思います。

次、水道行政でございます。

議案質疑の際にも申し上げましたが、議案質疑でも随分時間をとってこの問題を質問させていただきました。その続きという形で、残された時間で質問をさせていただきたいというふうに思います。

まず初めに、やっぱり市民の声というものについて、我々は耳を傾けるべきではないかというふうに思うのですがね。ある共同温泉の会計担当の方から、こういう訴えをいただきました。「私は、八年間共同温泉の世話役をしてきました。年間の水道料金は約四十万円でしたが、値上げにより約五十八万円になりました。これは大変と蛇口を絞りましたが、今でも約五十三万円かかります。施設改善費の積み立ても必要なため、入浴料の値上げも余儀なくされました。共同温泉を守るためにも、料金の引き下げを切に願います」、こういうような訴えをいただきました。

また、古いアパートの経営者の方から、こういう声を聞きました。「八世帯でメーターが一つ――こういうアパートもあるのですね――なので、値上げされてから料金の割り振りに苦慮している。こんなに使ってないと苦情を言われたり、大家である自分がかぶったりしている」、こういうような声。

また、全く水道のこととは関係のないある会合で、私と宮崎局長が同席している席で、あるクリーニング業者さんから、「何とか値下げしてください」、こういうふうな発言がございました。私に言うから、「宮崎局長が、きょうは来ていますよ」と言って振ったのですけれども、そういうふうな声など。

議場で紹介するのはどうかというふうに悩み……あれしたのですが、また別のクリーニング業者さんが、水道料金の値上げだけが原因ではもちろんないと思いますが、やっぱり経営の行き詰まりの中で非常に不幸な事件に見舞われたというようなこともございます。そういう今の――議案質疑のときにも言いましたが――不況の中で二重の打撃をとりわけ商工業者や低所得者は受けているというふうなことをお考えいただきたいなというふうに思います。

そういう状況の中で、私は四年間ずっとこの問題をやってきたのですが、平成十三年の九月の議会の際に、前の井上市長さんが、値下げについての答弁を行ったわけです。こういうことを言ったわけですね。「景気の低迷、こういう経済情勢になったので、利益が上

がっているならば市民に多少還元してはどうかと、私は水道局長に申しました」、こういうような表現でございました。いろんな人の感想がありますが、値上げをした本人がこんなことを言うのは無責任だとか、あるいは、選挙目当てだとかいうようないろんな意見はございました。しかし、どういう主観的な意図というか、発言の背景はわかりませんが、しかし、少なくとも自分のやった政策について手直しをする、自分で。これは、やはり勇気が要ることではないかなというふうに、私は、その答弁を聞きながら思ったわけです。井上前市長が言われたのは、二つあるのですね、その値下げということを決断というか、水道局長に要請する理由は。一つは、景気の低迷の中で経済情勢が悪過ぎるということが第一ですね。それからもう一点は、利益が上がっていると。この二つのことを言っているのだらうというふうに思うのです。経済情勢の問題については、議案質疑の中でも当局から説明がございましたが、自前でボーリングして経費節減に努めているというようなホテルなども出てきたということもありますし、また、利益が上がっているということについては、私も紹介しましたが、一人当たりの純利益が、群を抜いて県下最高額というようなことがございます。これだけの利益を出さないとやっていけないということになると、では、ほかの市はどうやってしておるのかということになるわけですね。他市は、もう基本的には安定してやっていっているものというふうに私は思います。ですから、井上前市長が言われた景気の低迷、経済情勢が悪過ぎるといふことと利益が上がっている、この二つの理由だけで、私は、政治家としてこの値下げの決断をする、要請をするということは、その理由としては、もうこの二つで十分ではないかなというふうには思います。ただ残念ながら、そういう市長の答弁なり要請なりがありました後も、水道局としては、そういうことはできないということをおっしゃってまいりましたので、この一般質問の中ではもう少し踏み込んで議論を交わしてみたいというふうに思います。

まずお聞きしたいのは、APUの関連事業について幾ら投資をしたのか、教えてほしいと思います。

○水道局工務課長（松本 正君） お答えいたします。

立命館アジア太平洋大学関連事業でございますが、計画では、大所水源により湯山ルートというふうな計画を立てまして、現実には湯山ルートより湯山簡易水道事業での給水方式をとっております。実施の事業費は一億三千九十万七千円でございます。

○十番（平野文活君） 平成七年につくりましたこの十カ年計画、この中で開発負担金制度の導入という方針が掲げられております。高層マンションがどんどんできるとか、あるいは郊外の大きな団地造成がやられるとか、いろんな開発行為というのが行われております。立命館などもその一つだろうと思うのですが、この開発負担金制度というのは、なぜこの計画で提案をしたかということ、こう書いているのですよ。「水道料金の高額化の抑制、新旧使用者の公平性などから、現在徴収している加入金とは別に開発負担金制度の導入に

ついて、今後検討する必要がある」、こういう計画を水道局自身がつくったわけでありませう。ところが、これが七年の三月に策定され、もう翌年の八年の十二月議会には、料金が四〇%値上げという提案がされまして、立命館に開発負担金をお願いするような制度はもちろんできないまま誘致になりましたし、お願いするどころから、いならただで水道を引いてあげると。その費用は、結果的には一億三千万かかった、こういうことなわけですね。

私は、なぜそういう開発行為をされて、進出をされてきたそういうところに市民の水道料金でただで水道を引いてあげなければならんのかと。それは、当時の市長の方針として、いや、これはもう来てくださいというふうに誘致したのだから、そういう意味では無料というふうにその時の市長が考えたのなら、市民の水道料金でやるのではなくて、公費負担でやるべきだ、私はそう思うのです。いずれにしても、一方で開発負担金制度の導入を計画しておきながら、それはやらないまま、そういう立命館関連事業にかかった一億三千万も市民の料金に転嫁する。これは、ちょっと理屈としても、市民感情としても納得できない、私はそう思います。

ですから、なぜこの開発負担金制度を見送ったのか、公費負担ではなしに水道料金にこの事業費を転嫁したのか、説明をしていただきたいと思います。

○水道局次長（藤林力良君） お答えいたします。

まず、立命館アジア太平洋大学につきましては、別府市の観光それから学術、こういったいろいろな面で必要な学校施設であるということで、別府市を挙げて誘致をし、開学が決まって現在に至っておるわけでございます。その際、水道が当然必要になってまいります、そのときになぜ開発負担金をいただかなかったのかということでございますが、これは、水道というものはライフラインでございますので、別府市を挙げて対応していく場合には、水道料金にこの――議員さん御指摘の――「転嫁する」という表現になってございますが、大学誘致事業ということから見たときには、開発負担金をいただくというようなことは当時も考えておりませんでしたし、また私ども現在も考えておりません。また、この開発負担金というのは、業者が例えば宅地造成をするというときにいただいておる自治体もあるようでございますが、私どもといたしましては、新規加入金というのをいただいておりますので、これと重複をするという考え方から、現在もいただいていないというような状況でございます。

○十番（平野文活君） 立命館関連事業、立命館に水道を引いてやるというこの費用を、市民の水道料金の負担で賄う、これは今もって多くの市民は納得していないというふうに思います。

それから、もう一点開発負担金問題ね。その当時も考えていなかったし、今も考えていない、こういう答弁がございましたが、それでは、この計画書は何ですかと言いたいです

ね。また、新規の加入金と重複すると言っておるけれども、あなた方がつくった計画でしょう。「新旧使用者の公平性などから考えて、現在徴収している加入金とは別に」、こう書いていますね。つまり、そうでしょう、何十年も別府市民で水道料金を払ってきて、その利益でもってこれだけの水道施設をつくり上げてきたわけでしょう。そこへもってきて、マンション建てる、あれを造成する、宅地造成する、で、いきなり入ってくるわけですから、そういった古くからの人と新しく入ってきた業者、公平でないではないですか。ですから、大量にそういう水を使うところの開発業者からは負担金をいただくと、あなた方がつくった計画にそう書いている。私は、それは合理性があると思うのです。加入金というのは、各戸の加入金でしょう。業者から加入金をいただいていますか。そうではないでしょう。だから全く別の問題なのですよ。だから問題なのは、平成七年につくって、すぐさまこの計画を自分たちがほごにする。こんなことでいいだろうか、こういうふうに思います。

次、福祉減免。福祉減免とか何、どんなものか。また、経費は幾らかかっているか。この経費は、だれが負担しているかということについてお聞きします。

○水道局管理課長（甲斐敬造君） お答えいたします。

福祉減免につきましては、身体障害者の重度の関係の方と、それから別府市に在住の六十五歳以上のひとり暮らし老人を対象としております。

経費の関係ですけれども、これは平成十一年度から実施をしておりますが、十四年度までで約八千四百四十三万の金額となっております。なお、この金額については、水道料金から還付をしているという形をとっております。

○十番（平野文活君） 八千万を超える、お金が使われている。平成十四年だけで見ると二千三百十九万。これは、別府市が福祉政策としてやっていることだと思うのですね、福祉政策としてやっていること。ですから、私は、これは別府市の公費で負担するということが当然だと思うのですよ。国保とか介護と、水道事業は違うのですから、水道事業は助け合いの事業ではないのですから、保険事業でも何でもないので。皆さん方は、口を開けば「独立採算性」と言うではないですか。ですから、別府市が福祉政策としてやるというのなら、その分減収に水道局としてはなるわけですから、その減収になった分どうしてくれるのかというふうに財政当局とかけ合うのが当たり前だと私は思うのですよ。これも二千三百万を超えて水道局、これが公費負担になれば増収になるという問題であります。

次に、消火栓、消防用水についてお聞きをいたします。

これについても毎年どれぐらいの経費がかかっているか、この経費はだれが負担をしているのか、お聞かせ願いたいと思います。

○水道局管理課長（甲斐敬造君） お答えいたします。

消火栓の消防の関係につきましては、約七百万円ほど一般会計の方からいただいておりますのでございます。

○十番（平野文活君） どれくらいの経費がかかっているか、実際に。それはどうですか。

○水道局次長（藤林力良君） お答えいたします。

全体的には千五百万円程度かかっておりまして、維持管理に要する経費で二百万、設置にかかる経費で五百万、計七百万程度が一般会計から繰り出しをいただいております。

○十番（平野文活君） これについても質問すると言っておったのですけれどもね。事前にいただいた資料によりますと、平成十一年度は千九百八十八万円かかっております。別府市が負担をした分は七百万円。平成十二年度は千六百三十万円、別府市からは七百万円。平成十三年度は千八百五十四万円、別府市からは七百万円という数字ですね。十四年度の資料は、ちょっともらっておりません。

いずれにしても、毎年一千万円以上のお金を水道局が負担しているわけですね。これは、結局水道局が負担するということは、水道の料金の利益の中から経費として落としていく、こういうことになるわけですから、これもいわゆる市民が負担すべきでない費用であります。なぜかといいますと、総務省が毎年通知を出してございまして、こういうものは公費負担にしないで、その分は交付税で見ます、こういう通知が毎年来ているのですよ。その第一番に消火栓等に要する経費という繰り出し基準というのがあるわけです。なぜこういうものが、毎年毎年総務省から来ておりながら、これを活用しないのか。これは、水道局も助かる、別府市も助かるわけですよ。そういう当然やるべきことをやらないで、実際かかった費用は半分も出さず、毎年毎年一千万円以上のお金をいわゆる水道料金の負担で賄っている。これはもう積み重なっていきますと、数億円になりますよ。これはどういうわけかこういうことになったのか、今後改善する考えがあるのか、財政課長も含めてお聞きをしたいと思います。

○水道局長（宮崎眞行君） お答えいたします。

最初御指摘のありました福祉減免の件でございますが、おっしゃるように福祉減免、私の方、当初から水道局の方が福祉減免をやるのはどうなのかなという疑問を持ちながら福祉減免をやってございました。それは当初の話が、水道局がそういう低所得者に対してとか老人の方に対して水道料金の負担がかかるのでという発想で、うちの方でやり出したものでございますが、やはり将来に向けては当然、福祉部門の方で福祉行政としてやるべきであるというようなことで、私の方はそういう疑問を持ってございますので、福祉担当の方とは、機会を見ましてそういう話は、現実何度もやっておるといのが実情でございます。

それから消火栓の維持管理でございますけれども、これも、消火栓の維持管理につきましては、消防を通して財政の方には要求しておりますけれども、なかなか思うようにはいかないというようなことで、問題としては、御指摘の点につきまして十分私の方でも内部

で問題にしております。それで、できるだけそれができるように今後も努力していきたい、そのように思っております。

○企画財政部長（友永哲男君） お答えをいたします。

この問題につきましては、地方公営企業法の第十七条の二に規定がございます。「次に掲げる地方公営企業の経費で政令で定めるものは、地方公共団体の一般会計または他の特別会計において出資、長期の貸し付け、負担金の支出、その他の方法により負担するもの」というふうに規定されております。また、その「その他の方法」ということですが、それにつきましては、業務用の土地、建物の無償貸し付けなどが考えられます。そういうことで、私どもといたしましても、水道局の方に無償の貸し付け等がございます。また、地方公営企業法の施行令の第八条の五に、「一般会計等において負担する経費は、公共の消防のための消火栓に要する経費」となっております。そういうわけで、新規のものにつきまして五百万、それから維持補修につきましては二百万というのが、現在、消防の方で予算計上されているところでございます。

先ほど、交付税の問題が出ておりましたけれども、交付税におきましては、御存じのとおりと思いますが、基準財政需要額、収入額の差でございますので、その差、先ほどから申されている一千万近くのものでそのままと来るということではございません。そういうことで今後につきましては、私ども、担当課であります消防の方と今後とも協議をしてみたいというふうに考えております。

○十番（平野文活君） そういう理屈でわざわざ総務省からの通知があるものも活用しないで、実際にかかった費用、そして市がくれる七百万のあとの残りの費用は水道局が持ちなさいということをお願いするつもりですか。協議の余地はないのですか。

○企画財政部長（友永哲男君） お答えいたします。

先ほど申し上げましたように、法律に基づくものにつきまして規定がございますので、その中で私どもは考えていきたいというふうに考えております。先ほども申し上げましたが、消防の消火栓、そういう維持の関係、そういうものがございますので、今後、予算の要求ございましたら、その中で考えてみたいというふうに考えております。

○十番（平野文活君） どうぞ、よろしく御検討ください。

私は、ほんの一例を幾つか言っただけなのですが、例えば福祉減免の費用を公費で賄うとすれば、水道局としては二千三百万程度の増収になるわけですね。消火栓の余分なものを、今かかっている一千万以上のものを公費で見えてくれるということになれば、収入は一千万円以上ふえる、支出は一千万円以上減る――水道局から見ればですよ――そういうことになる。差し引き二千万違うのです。さらに、この間の議案質疑でも行いました企業手当の問題についても、他市がほとんど出してないという中ですから、経営審議会の答申の中でも、これは廃止に向けてという答申が出ております。もしこれが廃止されれば二千

万を超える経費節減になります。この三つをやっただけでも差し引き六千万の違いになってあらわれる。

私は、水道事業をやる方々または別府市当局も、何でもかんでも料金でやるという考えではなくて、本当にぎりぎりの努力をして市民の負担を抑えるということをやすべきだと思うのですよ。そういう努力を、本当にしていただきたいというふうに思います。

さて、私は値下げできるのだということをこれまでも繰り返し言ってきました。そのためには三つの改革をやる必要がある。一つは、事業計画の見直しが必要だ。二つ目に、労働生産性を含めて経営効率を高める必要がある。三つ目に、資金計画、財源計画の見直しが必要だ。こういう三つの提案をしまいいりました。

まず、事業計画のところから行きたいのですけれども、値上げした九年度からこの十四年度までに八十億円を超える建設投資をしたわけですね。一年当たり十三億円かけております。この七年度につくった計画ではこう書いてありますよ。「過大投資や過度の先行投資となることのないよう、投資効率の向上を図る必要がある」、こう書いてあります。今後は、建設改良事業も必要最小限の投資にするという事業計画の見直しが必要だと私は思います。このみずからつくった計画の精神でやるべきだと、こう思うのです。必要最小限の事業というのは、今後、長期的に見てどういうものがあるのか、またそれをやるとすれば、どれくらいの費用が年間にかかるのか、御説明を願いたいと思います。

○水道局工務課長（松本 正君） お答えいたします。

事業の実施につきましては、常に最小限で実施するよう計画を立てておりますが、大正六年に水道事業を開始して以来、今年で八十五年を経過しており、水道事業の根幹であります各施設の耐用年数を経過した設備の更新事業、さらには耐震性の問題、水源の水質悪化に対応した浄化対策などを推進しながら、現行事業とあわせた建設改良事業を中心とする中・長期計画を策定しております。実施年度は、平成十五年度から平成二十九年度まで、年間七億円程度を予定しております。

事業の具体的な施策といたしましては、一点目として、更新時期が来ている電気機械設備の計画的な更新です。主な更新施設として浄水施設、浄水場ですが、朝見浄水場外二施設がございます。次に送水施設、これはポンプ場でございますが、西野口ポンプ場外十四施設がございます。次に配水管施設、配水池ですが、新鮎返配水池外二十五施設がございます。それから鮎返ダム、乙原ダムなどがあります。

二点目に、安全な給水を図るため、朝見浄水場水質改良事業及び鉛給水管取りかえ事業があります。

三点目として、災害時の安定給水を図るため、基幹施設耐震補強事業がございます。さらに鮎返ダム改良事業もございます。

四点目としては、高地区配水対策として、観海寺送水管新設事業及び浜脇高地区対策事



業がございます。地区といたしましては、迫、河内、山家、赤野地区です。

五点目といたしましては、送配水管の整備・新設・布設がえでございます。配水管網整備事業、朝見水系、温水送水管新設事業でございます。

以上が中・長期計画の主な内容ですが、いずれにいたしましても、安心して安定したおいしい水を給水するため、水道事業としては欠くことのできない事業です。

○十番（平野文活君） 私は専門家でもございませんので、平成二十九年度までの長期計画として、必要最小限に抑えてもこれだけの事業は必要だというふうに専門家の水道局の方がおっしゃっているわけですから、それはそれとして必要な事業なのだろうというふうに思います。それにしても、年間七億程度というお話でございましたから、これまでと比べると随分抑えた計画になっているなというふうには思うわけでありませぬ。この長期計画が二〇〇四年度に終わるわけですから、もう来年度が最終年度ですから、きっちりした事業計画、また資金計画も含めて練り上げていただきたいというふうに思います。

次に、経営効率の改善の問題です。

これは、平成十三年の九月の議会で、当時の村田課長さんが、労働生産性について「類似団体並みに改善したい」、こういう答弁をしていただきました。また、類似団体並みということになると、今の倍に高めなければなりません。そのために職員体制を五十人体制でするんだというような答申もいただいているわけですが、あの答申を見て、私は逆にそれで大丈夫だろうかというふうにちょっと心配するくらい大胆な答申が出された。安定給水ということが水道の命だというふうに思います。責任ある改革案、本当に五十人で大丈夫かということも含めて改革案を練り上げてほしいと思いますが、どういうふうな計画に最終的になるかわかりませんが、類似団体並みといかないまでも、かなり大胆な改善は必要であるということは、もう確かだというふうに思うのです。この点について例えばの話、五十人体制というところまで本当にいったならば、今の人件費がどれくらいかかって、これがどれくらいの人件費、大ざっぱでいいですよ、改善されるというふうに試算していますか。

○水道局次長（藤林力良君） お答えいたします。

平成十四年度の決算では、職員数百四名で、人件費が九億五千四百二十三万三千八百六円でございますので、その半分としたときに、四億七、八千万程度になるかと思いません。この類団の五十名平均のレベルにしたときと申しますのは、類似団体の職員一人当たりの給水量、職員一人当たりの営業収益、職員一人当たりの給水人口、これがそれぞれ出ております。これを平成十四年度の決算額で私どもので割りますと、職員一人当たりの給水量で五十二人、一人当たりの営業収益で五十二人、職員一人当たりの給水人口で四十八人、平均しますと五十名ということでございます。

○十番（平野文活君） 現在、九億以上かかっている人件費を五割、五億程度に落とす、

それをやりなさいというふうに私は言っているわけではありませんが、何と申しますか、本当に安定給水として責任持てる最小限のぎりぎりのやっぱり体制というものは持たなければなりませんから、そのところはさらに煮詰めていただきたいというふうに思いますが、いずれにしてもかなりの労働生産性を高めていく、経営効率を高めていけば、かなりの経費が捻出できるということは確かだというふうに、今の数字の紹介でわかりました。

次に、資金計画の見直しについてですけれども、経営審議会の今度の答申でこう書いていますね、「水道料金について」ということで、「現状は、資金不足が生ずると予想されれば、料金改定を行うというサイクルを繰り返しているが、このようなことではなく、将来を見越した総合的な財政基盤の上に立って、長期的な資金確保のあり方が検討されなければならない」というふうに書いています。この「長期的な資金確保のあり方」というのは、この経営審議会ですべて初めて言われたことではないのですよ。これはもう、もともとそういう考え方で七年度につくった計画自身がつくられているわけです。この十カ年計画では、いろんな事業をしなければならんと事細かに書きましてね、これの資金をどうやってつくるかということについて、一、水道料金の見直し、二、開発負担金導入の検討、三、災害対策費は一般会計からの繰り入れ、その他国への要請とかありますけれども、かなりそういうことを計画してあります。しかし、先ほど開発負担金の項で議論しましたように、みずからつくった計画を実行しませんでした、開発負担金については。では、災害対策費は一般会計から入れられたかということ、それも入れられておりません。

私は、繰り返し言っていますように、料金の値上げというのは、あらゆる企業努力を含めてあらゆる対策を尽くした後に市民に負担を求める最後の手段だというふうに思います。そういう最後の手段を、もろもろの努力を、みずから計画したことも実行しないまま、最終の手段にしたというところに、私は、今市民がこの問題で批判をしている中心点があるというふうに思っています。ですから、私も毎年毎年繰り返しこの問題をやってきました。「災害対策費は、一般会計から繰り入れを要請する」と、こう書いてありますが、災害対策として、先ほども具体的な点として五つの点を上げられましたが、災害対策として基幹施設耐震補強事業、鮎返ダム改良事業ということも言われまして、これは、今後も必要な長期計画の一つの柱となっているわけです。この災害対策費、つまり基幹施設耐震補強事業等鮎返ダム改良事業に、値上げした九年度から今日までどれくらいの費用を投じてきたか、お答え願いたいと思います。

○水道局工務課長（松本 正君） お答えいたします。

平成十四年度までの鮎返ダム改良事業費は、二億百二十五万六千円となっております。また、平成十四年度までの基幹施設耐震補強事業費は、四億九千二百九十九万三千円であります。

○十番（平野文活君） この災害対策に、約七億円の投資をしております。災害対策とい

うのは、先ほども防災訓練の話もございましたけれども、十年、二十年來ないかもしれない、しかし、あした来るかもしれない、そういうものですよね。ですから、万が一のときに備えているんな対策をとっていくわけですが、そういう万が一の対策費まで、現在の水道料金に転嫁する、そういう考え方でいいか。そういう考え方は合理性がない、やはりこれは一般会計で持つべきだというのが、この七年度の水道局がつくった計画の考え方でしよう。しかし、これも実行されませんでした。

この七年度につくった計画というのは、六年の八月に、別府市水道事業総合基本計画策定委員会というのが設置されまして、そして半年間の議論をした後、翌年の七年三月に策定をした。このときの策定委員会の委員長さんは、現在の池部収入役さんですね。当時、管理課長としてやられたようですね。また、当時の水道局長さんは、黒田さんでございます。この兩人とも、その後、助役さんになり、さらには収入役さんになった。つまり、市長に次ぐナンバーツー、ナンバースリーのそういう地位にある方がつくったわけですよ。二〇〇四年までの計画ですから、まだこれは生きています。先ほど、水道局の次長が言われましたが、もうそういう考えはありませんと。八年十二月の議会で値上げしたのですから、もう値上げしたときから、この方針は考え方が違いますという御答弁をされたのですが、そんなことでいいでしょうかね。そして、この計画というのは、つくっただけかとなりますね。いろんな事業をするというのは、必要なことですよ。ただ、その事業費をだれが出すか。これはやっぱり一番大きな問題でしょう。どこの財布から出すか、何の事業――買物するとき――でも一緒ですよ。それを何の努力もなく、これは私流の言い方ですが、議案質疑からの続きとした議論を考えていただきたいのですけれども、さっさと水道料金で全部賄うということを水道局は、また市は、そういう方針を選択されたわけですね。

この公費負担、とりわけ災害対策費の公費負担ということについて、今までのものもまた出せとはもちろん言いませんが、今後に必要なのですね。必要な事業は、今後もやっぱり水道料金だけで賄っていくのかと。これは、水道局も考えなければいけないけれども、同時に市当局としても考えなければいかんと思うのですよ。ですから、この公費負担ということについての基本的考え方をお聞かせ願いたいのです。経営審議会の答申が出されましたね。その経営審議会の答申に、こういうふうに書いています。「公費負担について。法に定められているとおり、受益者負担の原則を考慮し、災害時などに備えるため、公費負担のあり方を議論し、その上で料金による負担を求めるという考え方に立つべきである」。経営審議会の答申も、災害時などに備えるための公費負担のあり方、議論しなさいよ、こう言っているのですよ。

さらに、「公平な負担について」という項目の中でこう書いていますよ、「より原価主義を重視した観点から、原価の内容や公費負担の状況など、情報を積極的に開示し、透明性の高い説得力のある料金にしていく必要がある」。この項でも公費負担の状況などの情

報を積極的に開示することによって、市民が納得できる料金になるのだということを書いてあります。

また、これはいつの議会でしたかね、もう大分前の議会になりますけれども、議案質疑でも紹介しましたけれども、原価と単価の関係で、全国的な平均は原価割れではないか、では赤字ということになる、それだったら。では、その赤字はどうやって補てんしているのかということ、随分前の議会で質問したことがあります。当時の鎌江管理課長さんは、こう答弁しましたよ。「この補てんについては、端的に言いますと、一般会計からの繰り出しというような形になっていると考えられます」、こう答弁しました。つまり、そういう市民の単価を抑えるために一般会計から繰り出すと、いろんな理由といいますか、知恵を絞ってやっぱり必要なものは繰り出す。それが全国共通のやり方なのです。全国で支配的なやり方なのです。

私が、この間視察をした大阪の箕面市というところでは、平成十二年度だけの決算をいただいてまいりましたが、一億七千万円一般会計から繰り出しております。そういうことができる、そういうことによって、あそこでは一トン当たり三十何円の原価割れで市民に提供しているわけです。

ですから、ごく一部の提案をさせていただきましたし、大きく原則的には三つの提案をずっとこれまでもさせていただきました。時間がもうありませんので、ぜひ財政当局あるいは市長さんなどからも御答弁をいただきたいのは、この七年度計画でも言われたような災害対策の工事負担とか、あるいは経営審議会の答申でも言われているような公費負担のあり方について、検討の余地はあるのかということについて、財政課長さん並びに市長さんのお考えを聞かせていただきたいというふうに思います。

○水道局長（宮崎眞行君） お答えをいたします。

ただいま議員おっしゃった公費負担ということですが、例えば災害対策の費用、耐震性については相当高額を要します。そういうような面に関しまして、どこの水道局も悩みは同じでございます。常に日本水道協会とか、そういう会合のたびに各局長の方からそういう話が出ています。それで、私どもとしましては国の方に、厚生労働省の方には、毎年そういうふうに補助金、災害対策の補助金を出していただきたいというような陳情もするし、それから、機会あるごとに担当課にも要望いたしているところでございます。

○企画財政部長（友永哲男君） お答えいたします。

確かに公営企業法の十七条の三の規定がございます。その中に、「災害の復旧、その他特別の理由がある場合には補助することができる」というようなことを書いてございます。そういう中で、私どもといたしましては、やはり企業会計の中の状況、また一般会計等の財政状況等がございます。そういう中で十分水道局と協議をしながら進めてまいりたいというふうに考えております。

○二十六番（原 克実君） 本日で五番目でございます。私は、通告を順次そのとおりに質問していきたいと思っておりますけれども、きのうからずっと二日間、教育問題で私がもう八番目でございます。きのうは三番議員、一番議員そしてきょうは二番議員。私が教育委員会と打ち合わせて九九%全部三人の方が、フレッシュな立場の中で質問をしましたので、私の方は余り言うことがないのですが、老婆心ながら私なりの考え方を進めていきたい、このように思います。

教育問題は、これはもう今は非常に社会が急激に変化する中で、子供たちを取り巻く教育環境が、大きく変化をしているのが現状でございます。今ほど教育に対する国民の関心の高まり、これは今ほど時を感じているのではないかな、このように思います。問題は、保護者や地域も大いに教育に期待をしておるけれども、これを考えるときに、これから求められるべき学校教育、その中での教師の資質、それから、これから取り組まなければならない学校づくり、それから教育委員会のあり方、このようなことについてどのような形で取り組もうとされているのか、その三点からお伺いしたいと思います。

○学校教育課長（利光弘文君） お答えをいたします。

別府市教育委員会といたしましては、子供たち一人一人に生きる力をはぐくむために、開かれた学校づくりや特色ある学校づくりを推進しているところでありますが、このような学校づくりには、教員一人一人の資質・能力の向上を図っていくことは、その実現に欠かせないことを強く認識しているところであります。あらゆる教育の問題は、教師の問題に帰着すると言われるように、子供たちにじかに接し指導に当たる教員にすぐれた人材を確保することの重要性は、これまでも繰り返し言われてきたこととでございます。そのためには教員の養成・採用・研修の各段階に応じまして、施策の一層の充実を図ることにより、教員に強く要請されております豊かな人間性、そして専門的な知識・技術や幅の広い教養を基盤とする実践的な指導力を培うことができるものと考えております。近年の子供を取り巻く変化の激しい教育環境を考えますと、これからの教育は、学校のみでなく家庭や地域社会も学校教育に一層の自覚と責任を持っていただいで子供の教育に当たることも求められていると考えております。また、学校が、子供たちにとって楽しく過ごせる場所となり、自信を持って自分の学校を誇れるような特色ある学校づくりをしていかなければいけないと考えております。

このような教育を推進するためには、条件整備が必要であります。申すまでもなく教育委員会という機関は、学校教育や社会教育など、公教育の条件整備をする機関でありますので、別府市教育委員会といたしましても、議員さんから常に御指摘されておりますような御意見・御示唆を踏まえまして、今後も子供たち一人一人に生きる力がはぐくまれるよう条件整備に努め、教育委員会としての役割・責任を果たしていかなければというふうに考えております。

○二十六番（原 克実君） 課長が答弁いたしましたけれども、答弁の内容を聞きますと、まことに理想の教育像を述べられたと思われます。しかし、現実はなかなか厳しい状況であると言っても過言ではないと思っております。教育が社会に無縁な存在ではない以上、時代の変化に伴う試行錯誤は、私は当然なことだと思っております。本来教育は、社会の基本であるべきものが、逆に今は、社会に教育が押し流されておるといような現象を私は感じてならないわけです。

先ほど課長が述べられましたように、教員の資質、能力の向上、それから特色ある学校づくりというのは、これは最も大事な要素だと私は思っております。でも、やはり最大の学校の要素というのは、教育委員会であると私は思っております。なぜかといいますと、例えば教育委員会は、学校全体を船であると例えるならば、教育委員、教育委員会というのは羅針盤の役目をする重要な学校教育の能力の結集だと私は思っております。ですから本来、教育委員の指針を示すのは、教育委員会の見識ある方々の問題だと思っております。

きのうからずっと一連の教育行政での質問を聞いておりました。その中で、私は、やはりどちらかといえば教育長の見解というものは、しっかりとしたものを持って我々議員の質問に答弁をすべきものだと思っております。ところが、どちらかといえば教育長は、涼しい顔で座っておられる。私は、ただそのときに、きょう、ちょっと感じたのは、教育基本法のことになったら俄然と目が輝いて、教育長は堂々と持論を述べられました。持論ではありません、これは教育長の基本的なものです。私は、またそれも大事なことだと思っておりますが、学校教育にかかわる者は、やはり教育委員の方が何名かおられますし、その教育委員の中から教育長、教育委員長を選出されるわけですから、こういう方が、本来高い見識の中で別府市全体の教育をどうしていこうかということの論議の中から、いろんな形で切磋琢磨し、そしていろんな検討委員会、いろんな市民の意見を聞きながら、別府市の教育を正しい方向へ導いていくのが、私は、教育委員会のあり方だと思っております。

ただ、私は、市長も見識ある教師上がりでありますし、市長としての立場でいろんな教育のことについては、やはり市長なりの持論はあると思っておりますが、私は、教育委員会というのは、政治から隔離された独立的な立場で物を考えるべきだと、このように思っております。これを考えたときに、やはり私は、今後、教育委員会が示すべき見解というのは、おのずから答えが出ると思いますが、きょうも教育基本法の問題が出ました。これは、本来地方自治体が論議すべきものかということもあります。でも、今みたいに非常に教育の荒廃というものが叫ばれております。これは事実、間違いのないものであります。

ただ、今回の教育基本法の改正論議があるのは、平成十二年に小泉首相による私的諮問機関である教育改革国民会議、これが今、いろいろ学校教育で起こっておるいじめや不登校、学級崩壊といったさまざまな問題の荒廃に歯どめをつけるために、諮問機関としてこれが設置されたのです。ところが、去年の平成十四年から中央教育審議会――中教審です

ね——ここが要するに教育基本法の見直しをも視野に入れて検討を開始した。これから教育基本法の改革論議が高まってきたのが現実なのです。私は、同法は、戦前の教育に対する反省から、日本が日本国の憲法の制定を契機に制定したこの準憲法とも言われる位置づけがされる教育基本法だと考えております。

この教育基本法の全文を読みますと長くなりますから、読みませんけれども、本来、この教育基本法は、教育の基本的な憲法でありますので、見直すよりも逆に私は、大いに生かすべきものと思っております。その基本法の中で、やはり理想と現実、そして人格の完成が、この基本法に明確に示されておりますので、やはり見直すことよりも、この基本法を生かす方法を私は考えなければいかんと思っております。今の教育全般を考えると、本来、この教育基本法が生かされてないのが、社会全体の状況だと思っております。ですから、逆に、先ほど私が言ったように、本来は教育基本法を中心に、教育がやはりどちらかといえば社会の理念を引っ張っていかないかん。ところが今は、逆に社会の現象に押し流されているのが、今の日本の教育だと、このように私は感じているのです。ですから、教育基本法は、じっくり国民論議をしながら、日本国憲法とともにやはり慎重に私は考えていくべき問題と思っておりますが、教育長の見解を聞いてみたいと思っております。

○教育長（山田俊秀君） お答えします。

先ほどもお答えしましたけれども、この教育基本法の改正につきましては、当然見直しをしていく、その根底にあるものがあるわけですが、改定するに当たっては、改定するところの問題、改定することによって、また問題が起こってきますから、慎重にやっぱり皆さん方国民全体の意見を取り入れながらやっていかなければならないというふうに考えております。

○副議長（野口哲男君） 休憩いたします。

午後二時五十七分 休憩

午後三時 十七分 再開

○議長（清成宣明君） 再開いたします。

なお、この際議事進行のため、あらかじめ会議時間の延長をいたします。

○二十六番（原 克実君） 先ほど、教育長の見解をお聞きいたしました。やはりこの教育基本法は、我々の日本国憲法と同時に、国の根幹を示すものだと思いますので、じっくり論議をしながらいった方がいいのではないかなと、このように思います。

本来、教育問題で私たちがもっと論議をしなければならないことは、先ほどちょっと触れましたけれども、やはり今さまざま社会問題、教育の根幹を揺るがす問題、不登校の問題であるとか、児童の虐待、非行問題、学級崩壊、いじめ、こういうところを根本的にどのようにすれば解決できるかということが、私は一番大事なことではないかなと、このように思います。

それで私、今、教育基本法問題がありましたから、日本国憲法の中で一番好きな条項があります。それは、第二十六条であります。二十六条には、「すべての国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて等しく教育を受ける権利を有する」という言葉があります。そして云々と、こうありまして、最後に、「義務教育は、これを無償とする」という言葉がございます。皆さんも、ここの議場におられる方もわかると思いますが、私たちの小さいころは、教科書は有料でございました。これが、国会論議の中で我が公明党の柏原さんという方が、本来の義務教育とは何だ。要するに義務とは、国が負うべきであって、等しく子供はそれを受ける権利を有するのだ。だったらその義務教育というものは、国が担うべきであるということの中から、教科書が無料配布になったということがございます。ああ、残念だったなと。私たちはその時代に生まれなくて、ずうっと貧乏しながら教科書を譲り受けたり買ったりしながら勉強してきた青年時代を過ごしてまいりました。

これから見ますと、やはり教育問題というのは、何をいわんや、市長が「市民の目線」ということを言いましたけれども、本来私たちが、大人が、子供の目線から子供のやはり行動、感受性、いろいろ感じるところを察知しながら、教育の現場の中でいろんな取り組みをしていくことが、本来の教育のあり方ではないかと私は思っております。ですから、今、いろいろ私が何点が申し上げましたけれども、もうきょうは、余り時間もありませんから、皆さんがこれからずうっとこの教育問題は携わっていかねばいかん現場の最高責任者なので、この私が言いましたことを含めて、現在、別府市の教育委員会としてはどのように取り組んで、そして例えば不登校の問題、スクールカウンセラーを設けているとやっていると思いますが、ふえているのか減っているのか。そしてまた非行、いじめの問題は、ふえているのか減っているのか。そのあたりからお尋ねしたいと思いません。

○学校教育課長（利光弘文君） いじめにつきましては、減少しております。不登校につきましては、昨年度、小・中学校合わせて百三十七名の不登校児童生徒がございます。その中で小学生が十一名でございます。

○教育長（山田俊秀君） ただいま申し上げました不登校につきましては、年間の欠席が三十日以上ということでございます。つけ加えておきます。

○二十六番（原 克実君） 不登校の問題も、まだまだ改善せねばいかんところがたくさんあると思います。いじめの方は、減少状況に向かっているということですが、問題は、非行とか児童虐待。これは、この前から新聞報道で報じられておりましたけれども、増加現象にあるということが言われております。こういうところを含めてやはり抜本的な解決方法、これを行政、地域、教育委員会、さまざまな教員の資質向上を図りながら、全体的に取り組んでいくことが私は一番必要ではないかな、このように思います。ぜひこれは、これからさまざまなクリアしせねばいかん問題もたくさんありますけれども、やはり健全



な育成、子供の目線から見た教育のあり方を考えながら着実に取り組んでいただきたい、このように要望しておきます。

それから、問題は、教育改革の中で遅々として進まないものがたくさんございます。一つは、きのうからもある質問の中で申し述べられておりましたけれども、保育の年長問題。それからもう一つ私がお尋ねをしたいのは、今、特に文部科学省が取り組んでおります子供の読書活動の推進法が制定されましたですね。これをどのような形で今教育委員会が取り組んでおられるのか、それを一点お尋ねします。

それから、保育年長の問題について、きのう、課長が答弁をしておりましたけれども、これは、私立幼稚園と密約か何かあるのですか。その点をお尋ねします。

○学校教育課長（利光弘文君） お答えいたします。

読書活動につきましては、小学校、中学校で、朝の時間を利用して読書をする時間が長くなってありますし、二点目の幼稚園の問題でございますが、密約、そういうものはないと認識しております。

○二十六番（原 克実君） きのう、あなた、市原議員の答弁から見ると、要するに教育委員会としては、民間は三年保育、そして公立は一年保育で限定しているというようなちょっとニュアンスのことを私は聞けたのですよ。だから、おかしいな、そんなばかなことはないと思いました。なぜならば年長保育は、これは文部科学省の方針でもあるし、別府市の父兄が一番望んでいることなのですね。ですから、せめてこの年長保育は二年保育、このくらいからは私は実行していただきたいということを要望しておきます。これがいつの時期になるかということ、またなかなか課長自身では答弁が難しいと思いますので、教育委員会とよく協議をした上で、早い時期にせめて二年保育からは実施していただきたい。そして、保護者の要望にこたえることが、私は、厳正な教育委員会の立場だと思っておりますので、お願いをしておきます。

それから、子供読書の活動推進法。これもいろいろ統計が出ております。今、大体小学校、これは文部科学省が出したデータなのですが、平成十三年度の児童・生徒の一カ月の平均読書数は、小学校六年で二冊程度、中学校二年生で月一冊、それから高校一年生で月一冊ぐらいしか読書に親しんでない。一カ月に一冊も読まなかった小学生は一〇・五%、中学生で四三・七%、高校生で何と八七%の生徒が読書してないと言われております。やはり読書というのは、今子供をめぐる悲惨な事件が起きております。やはり社会に優しい、そして悲しい気持ちを気づかせていく感受性、これを持つには、豊かに持たせるには、私は読書が大切だと思っております。低学年の児童には読み聞かせが広がっておりますけれども、ただ読み聞かせるだけではなくて、子供たちに本を読む力、これを養わせるのが、私は教育ではないかな、このように思っております。やはりこの運動は、もう国が法律で決めておるわけですから、さまざまな教育委員会で取り組みがあるとは思いますが、

やはり自分で本を読む力をつける、ここまで私は持っていくことが大事ではないかなと思います。ただこれは押しつけではだめです。本人のやっぱり気持ちを開かせる、そういう教育の指導というものが大事だと思いますので、ぜひお願いをしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○学校教育課長（利光弘文君） お答えいたします。

議員さんおっしゃるとおり、子供にとっては読書ということが、非常に大事なことだと思っております。先ほど申しました朝読書を取り入れている学校、さらには小学校・中学校で十二学級以上の学校については司書教諭の配置、そういうことも義務づけをされておりますし、総合的な学習の時間等で図書館を利用する機会もふえております。今後、さらに図書館の充実ということも望まれると思いますが、そういうことも含めまして、読書の大切さを訴えていきたいと思っております。

○教育長（山田俊秀君） お答えいたします。

学校だけの読書というのは、どうしても量が減ります。子どもとすれば、できるだけ家庭で本を読む方向でということ指導しておりますが、一番これの大きいネックになっているのがテレビだというふうに聞いております。読む時間が、どうしても映像の方に子供たちが走っていくということで、これを何とかしなければならんということで、今、その関係者もいろんな本を読んだりして、子どもも研究しておりますけれども、私自身も、本を読むのはとても大事だと思っておりますので、今、御提言いただきましたように、しっかり今後頑張ってまいりたいと思います。

○二十六番（原 克実君） ぜひ、そのように取り組んでいただきたいと思います。

幼稚園のことも申し述べましたけれども、今、小学校・中学校ならず幼稚園の児童が、どんどん減少しております。なぜ減少しているかということ、やはり教育委員会そのもののニーズが、今の父兄の考えに合っていないと私は思っております。ちなみに平成七年の児童数を見ますと、千四百四名、私立の幼稚園。平成七年度から今年度を見ますと、三百八十七名減少しているのですね。どんどん幼稚園の児童は減っております。どこが多くなっているかということ、保育所が多くなっています。ですから、要するに幼稚園と保育所のバランスが崩れてきておる。それはなぜかといいますと、幼稚園の方がよりいい保育行政といえますか、児童に健全な育成を進めておるという話題が出ておるわけです。ですから、私がさっき言ったように、幼・保一元化もどんどん取り入れているところも出てきておるわけですから、そういうことを含めて教育行政全体を考えて、よりいい制度に持っていただきたいということをお願いして、教育行政を終わらせていただきたいと思っております。

次に……、もうどんどん行きます。次に私が質問するのは、環境問題と清掃業務の課題についてということから入らせていただきたいと思っております。

今、清掃業務課でもごみの収集を実施しておるわけですがけれども、なかなか、ごみの減

量化が遅々として進まない状況であります。市長も就任以来、不燃物・可燃物、みずから体験をして状況を把握していると思いますが、多少は可燃物あたりは減少しているということはわかりますが、実際、今後どのような形でさらにごみの減量化に努めようとしているのか、その点からお尋ねしたいと思います。

○清掃課長（松田 磨君） お答えいたします。

まず取り組んでいかなければいけないことは、ごみの分別の徹底であります。先日も市長に、燃えるごみの排出状況を見ていただきましたが、燃えるごみの中に、また燃えないごみの中にも、まだリサイクルできる資源が多く混入されていることが事実でございます。この大きな要因は、収集日の間違いと排出方法にあると考えております。収集日の間違いを防ぐため、昨年度、収集コースを見直し、今年度から収集カレンダーを各世帯に配布しております。排出方法としては、早い時期に缶・瓶・ペットボトル用の指定ごみ袋を導入して分別の徹底を図りたいと考えております。将来的な課題としては、その他のプラスチック容器・紙製品の包装容器の分別収集の導入が上げられておりますが、現在においては、選別・梱包等の中間処理施設がございません。いつ実施できるかということが未定ですが、そういうことを踏まえて頑張っていきたいと考えております。

○二十六番（原 克実君） この自然環境、特に環境という問題を考えたときに、地球環境、それからグローバル的な考えの観点に立たなければ、なかなかこれは根本的にごみは減らないと思います。循環型社会形成推進基本法ができて、もう三年を過ぎようとしております。この中で私たちが地方自治体として取り組まなければならないのは、やはりごみゼロ社会を目指すということが基本的にあると思います。今さまざまなこのごみゼロに向かって地方自治体は何をしなければならぬかということ、何点かについて私は、きょうは質問をしていきたいなど、このように思います。

私は、よく小さいころも歌っていましたし、今もよく口ずさむことがあります。「名も知らぬ……」という歌があります。「遠き島より流れ寄るヤシの実一つ」という歌があります。これは、島崎藤村が歌って唱歌でもありますが、昔は、情緒ある海辺にヤシの実が流れてきておりました。今は、何が流れてきますか。課長、お尋ねします。

○清掃課長（松田 磨君） お答えいたします。

家庭で使っているペットボトルそれから流木、その他もろもろの家庭から排出されておる一般廃棄物でございます。

○二十六番（原 克実君） そのとおりですね。海は、本来はきれいなものというイメージがあります。ところが、これはもう別府湾だけではないのですよ、どこの海も、昔はそういう唱歌を歌われるようなきれいな浜辺であったのが、今はもう夏になるとごみの山ですよ。別府湾も、これは二月ですか、県が、大分市沖別府湾で実施した海底清掃が終わって、十九日間で何と回収したごみは百二十二トンだったと言われております。これは、別府

湾もさることながら、一番この九州で要するにきれいな海、島のきれいなところ、九十九島。これは、もう十年前から佐世保市が、悩んだ悩んだ末で、市民運動を起こしながら清掃船まで購入して、今、九十九島の海をきれいに、毎日清掃活動を続けております。

ところが、別府は、まだそこまでいかないのが状況です。すべて別府湾を清掃するのは、県の清掃船に頼っているのが状況なのです。本来、別府が本当の観光立市で、環境に力を入れる自治体であるならば、本来は独自といたら、なかなか厳しい面もあるかもしれませんが、どこよりもより多く清掃船に入ってきていただいて、海岸線のごみをなくすということから始めなければ、私は、観光立市とは言えないのではなからうかと思っております。ですから、この海辺をいかにきれいにするか、これを私は、全市民で考えていかなければいかん問題ではないかなというのが、一つのテーマです。例えば別府市には、市職労、市教委職員を含めて千二、三百人おるのですか、今。私たち議員もそうですけれども、何か工夫すれば、私たち公職にある人たちでやれることがあるのではないかなと思うのです。例えば私は、ある新聞で見ました。九重町が、朝の出勤時の前に交通安全のために町の職員が、毎朝立っているというのを聞きました。夕方は、町議会議員の議員が、交通指導をしておるといのが、ある新聞で報じられました。やはりごみの問題も意識の問題です。やはり私たち、行政が、そして議会が、意識を持ってやったときに、市民も初めてそこに呼応してくるのだと思っております。ですから、やはり海岸線は、一年に一回や二回清掃業務をするだけではなくて、できれば一週間に一回とか毎日とか、いろんな形を含めて清掃をできるようなシステムをつくり上げるならば、私は、ごみがあったとしても、毎日それできれいな海を再現することができる、このように思っております。これは、非常にさまざまな課題があると思えますけれども、やればできないことはないと思えます。一回佐世保の清掃業務課のやり方を一応研究してみてもどうかと思えます。

それから、もう一つは、グリーン購入。今、グリーン購入法が制定されまして、環境にやさしいものを使用するということが義務づけられております。別府市としてはどのようにされておりますか。

○生活環境部長（高橋 徹君） お答えいたします。

一昨年になると思いますが、環境基本計画を策定いたしまして、それと同時に地球温暖化計画の実行計画についても策定をしたところでございます。この中で、グリーン購入法の適用ということで、市役所の方が調達する物品につきまして、グリーン購入の製品を優先的に選択するように各課に通知をしているところでございます。現在、単価契約になっている物品につきましては、すべてグリーン購入の適用物品ということでやっております。

○二十六番（原 克実君） これは、例えば国の機関とか地方自治体、こういうところが特に積極的に推進しなさいということでございまして、別府市は、もうそのことを視野に入れながらグリーン購入をされておるといことは、喜ばしいことだと思っております。

要は、これからが問題なのです。例えば行政としては、ある程度のグリーン購入推進法によって環境にやさしい鉛筆であるとか用紙である、再生紙とか、さまざまな問題の物品を購入しております。では、十二万市民はどうであるかということを考えていただきたい、このように私は思うのです。そのために、別府市にはリサイクル推進店が何店ありますか。課長、お尋ねします。

○清掃課長（松田 磨君） お答えいたします。

百三十二店舗ございます。

○二十六番（原 克実君） 百三十二店舗ある。これはデパートとかスーパーとか、さまざまあると思いますが、ここで一番よく使われておるのは何だと思いますか。

（答弁する者なし）

○二十六番（原 克実君） スーパーとかデパートで一番使われておるのは、買い物袋なのです、レジ袋。これを今、要するに減らそうという運動が、全国で起こっているのを御存じですね。ですから、こういうところから消費者の市民感覚をやはりどのように持っていくか。例えばマイバッグ運動をやっているところもあります。もう大分県では、日田市がやっております。まだまだ全般的な普及は難しいようにありますけれども、買い物袋、要するにレジ袋をいただかない。買い物に行くときは買い物袋を持っていく。そうすればレジ袋が要りませんから、その分だけごみはふえません。環境にやさしい推進店ということになるわけです。これをしていくなれば相当量のごみが減るのではないかな、私はこのように思っておりますが、どのように思っているか、見解をお尋ねしたいと思っております。

ただ、もう一つその前に、二つの例を言います。東京の杉並区では、全国初のレジ袋税が条例化して成立しております。これは、全国初の環境目的税ということでございますので、最終的には環境大臣の許可が要るということですがけれども、もう自治体でもレジ袋に五円の税金をかけるところまで出てきております。それから、今度は東京の品川区は、エコイン制度というのを設けております。どういうことかといいますと、レジ袋を要りませんと言いますと、エコクリーンというシールを一枚くれるのです。そのシール一枚が二円の価値に当たる。そうしますと、百枚集めると二百円、そして二百五十枚集めて五百円になると、それ相当の商品券をくれるということです。そしてまた、それが、そういう登録店に行けば、その五百円が金券として使えるという、これはまさに画期的なことをやっている地方自治体もあるわけです。それによってできるだけスーパーとか家庭から出るごみを減らそうとしている自治体もあります。ですから、いろんな方法でリサイクル、ごみを減量化して、それをリサイクルする方法を考えればたくさんあると思いますが、研究する余地はありますか、ないですか。

○生活環境部長（高橋 徹君） お答えいたします。

今、議員さん御提案のマイバッグ、それからレジ袋の対策の件でございますが、市民の

環境への取り組みについての基本的な考え方といたしまして、環境基本計画の中に市民の  
とるべき内容と、事業者がとるべき内容について決定をしたところでございますが、そし  
てまた、そのPRを兼ねてパンフレット等をつくって市民に配布等もいたしました。が、ま  
だまだ徹底しているような状況ではございませんが、レジ袋の対策といたしましては、マ  
イバッグ運動として環境安全課の方がやっております別府エコ広場のイベントにおいて、  
バッグの配布、その他で市民に対しまして推進をしてきたところでございますが、まだ十  
分に徹底するまでには至っておりません。税の問題、それからエココインの問題等を今提  
案していただいておりますので、またこの点についても調査をしてまいりたいと思いま  
すが、かなり市民に対する負担をかけますので、市民とのコンセンサスを図りながら取り  
組んでいきたいというふうに考えております。

○二十六番（原 克実君） 部長、ちょっとそれはあなた、勘違いしているのではないで  
すか。市民のどこに負担がかかるのですか。今、私が申し上げたことは、要するにスーパ  
ーと行政とが取り組む問題なのです。市民には負担はかかりませんよ、これは。レジ袋  
を減少するにはかかりません。要するにマイバッグ運動の中でさまざまな地方自治体は、  
そのマイバッグを市民に配布しているところもあるわけなのです。市民には負担はかかり  
ません。市民の協力が必要なのです。市民の協力がなければ、これはできない運動なの  
ですよ。要するにあなたたちは、いろんな環境条例をつくっておるけれども、実行に移し  
られないのですよ。域からできない。それは条例だけつくって、その条例が生きてく  
るわけではないのですか。行動に移すことが一番大事なことです。それを今からやっ  
てくださいということです。この八月には、鳥取県の米子市で「割りばしサミット」とい  
うのがありました。割りばし。皆さんも割りばしといたら何だ、御飯を食べるとき使う  
割りばし。この「割りばしサミット」が、ことしで五回目を迎えております。全国四十二  
都道府県からさまざまな民間を含めた団体が、鳥取の米子市に集まりました。この「割  
りばしサミット」というのは何かというと、私たちが日常使う割りばし、レストランとかい  
ろんなところから出てくる割りばしをリサイクルしていこうという小さな運動から始まっ  
ているのが、この割りばしのリサイクルなのです。たかが割りばし、されど割りばし。集  
まれば、ちりも積もれば山となる。これは、課長が一番知っていることです。これを今、  
全国的に展開をしているのが、鳥取県の米子市。しかも、それはどこがやったかといっ  
たら、あの小さな温泉まちである皆生温泉、あそこの旅館組合が始めたのが、大きな波紋を  
今呼んで、全国に広がっている。九力所の製紙会社がそれを受け入れているそうです。

別府を考えてみてください。全国一の観光立市であって、年間四百数万人からの観光客  
が宿泊しております。日帰りのお客様を入れたら千二百万、一年間にどのくらいの割りば  
しを使うか。林野庁が計算しているのは、全国で二百五十億膳からの割りばしが生産され  
ているというデータが出ておるではないですか。それから見たときには、別府市は恐らく

千五百万膳以上の割りばしを使用されておる。それが全部どこに行っているのですか。清掃業務課に行っているのではないですか、今は。捨てられているのですから。そして、貴重なパルプとして再生できるものが、わざわざごみとなって燃やされている。この小さな視点からリサイクル運動を始めたのが、米子市なのですよ。それが今、福岡の料飲組合、それから別府では別府のトキ八店、大分のわさだタウンも始めているのではないですか。そして、いろんな観光行政で皆さんが行っておりますけれども、冬のファンタジア。あの中で学生グループが割りばしの回収をやって、あの冷たい冬の中で割りばしを洗って、それをリサイクルにしているのではないですか。それをあなたたちは感じなければいけませんよ。

だからリサイクルというのは、大きなことを考えてもできるものではないのです。小さなことからやっていくのがリサイクルなのです。そうしませんと、市長、ごみは減りません。ですから、例えばもし別府市の可燃物・不燃物の目標数値を三〇%にしたときには、どれだけの行政効果があるのですか。その行政効果を市民福祉のために生かすならば、市長の言われる市民の目線に立った政治が行われると私は思うのですが、市長、どうですか、それは。

○生活環境部長（高橋 徹君） お答えいたします。

議員さんが今御指摘のとおり、市民に対しまして、小さなリサイクル、そのことが確かに割りばし一つにしる瓶・缶・ペットボトルにしる、それらの積み上げがリサイクルの根本だと考えております。ですから、環境基本計画の中でもリサイクルを中心とした考えの普及に努めるように定めておりますが、今後とも小さなところから取り組んでいって、市民の方に御協力をいただくように努力していきたいと考えております。

○二十六番（原 克実君） この割りばしのことを私は持ち上げましたけれども、三膳、三膳といったら、ぼっと割りましたら六本です。六本の割りばしでコピー用紙A4が一枚再生できるのです。そして、二百膳でティッシュペーパー一箱が再生できるのです。ただ、その中でも、これは再生をするとすると、木の繊維は使えません。中のパルプだけなのです。木の繊維はどういうふうにするかということ、今度は再生するための燃料として燃やす。そうしますと、割りばしは、リサイクルすれば捨てる場所がないというわけです。それを今、全国でいろんな市民団体がやっているのです。これは、観光立市である別府がやれば、全国的な話題になると思いますよ。何せ小さな町がやる問題とは違うのですよ。大きな観光都市が、そして泊まってくれて観光客、そして私たち市民が消費する割りばしをリサイクルするといったら、大きな話題になります。例えば、観光部長、一千万や二千万の宣伝費を使うよりも、こういうところから取り組んだ方が、私は、やっぱり話題性になると思っております。観光国際文化都市別府が、こういうところまで環境に対する配慮をやったかということが、私なりに思えば話題になるのではないかな、このように思っております。

ですから、ぜひ、小さなことですが、やはり市民が本当に一致団結して取り組み、大きな事業になるということは間違いありません。そうすれば、別府市のごみはさらにさらに減量して、環境問題に対しては別府は先進地と言われるぐらいの都市になると、私は自負しておりますので、ぜひこれは研究を今からしていただきたい、早急にしていただきたいということを要望しておきます。

次に移らせていただきます。

ちょっと順序を入れかえさせていただきます。次は、行政講座制度についてということから、質問をしていきたいと思えます。

今、行政講座といえますと、今度は県も導入いたしましたし、隣の市の大分も導入をいたしました。私は、何でこのような行政講座制度の導入をということで申し上げるかといえますと、今さまざまな問題を教育委員会も抱えております。また、行政の方も行財政改革とか、それとか観光立市に向けての取り組みとか、さまざまな問題を抱えております。要は、行政が幾ら前向きにやろうと思っても、市民の意識改革がなければ、なかなか私は、これは進まないのではないかなと思います。ですから、私は、行政のあらゆる分野において市民に等しく行政のことを理解してもらいながら、市民の意識を含め、児童の健全育成を含めて取り組むならば、これはいい制度ができるのではないかなと思うのですが、その点はいかがでしょうか。

○広報広聴課長（古庄 剛君） お答えいたします。

議員さん、今御指摘のありました件は、行政講座というのは出前制度、県政がやっております、今回始めました県政出前制度と同様のものではないかと思っておりますが、これは、住民の意識を高めるといような観点からいたしますと、大変議員さんがおっしゃいましたように有効な施策ではないかと思っております。

○二十六番（原 克実君） いや、これからそれを今度はどうしていくのかということが大事なことなのです、今から。例えばこの行政講座、出前と。出前をするのか来てもらうのか、それはこれからの研究ですが、今まで、では行政が全然そういうことに携わってないかといったら、そうではないのです。いろんな市民団体の、全団体の要求によっては、消防署は救急救命員講座とか、それとか年金問題であれば年金問題それから介護保険の問題、さまざまな問題について各種市民の団体からあれば、その都度行っておったはずで、日程を合わせて、何日あたりはいいですよということをやっておりました。それを要するに総合的にどこかの窓口をそこに設置して、市民意識を高めるために行政サイドとしては何ができるかということの研究すると同時に――市民向けに――それと、今別府市には職員提案制度というのがあります。多くの、千二百人の職員の中からも、私だったらこういうことで、要するに行政講座制度に加担させてください、私はこういうものを持っておりますというものがあれば、例えば今の行政のさまざまな仕組みだけではなくて、



中にはもしかしたら職員の中には漫才のうまい人もおるかもしれません、歌のうまい人もおるかもしれません。釣りのことだったら、私は人には絶対負けませんという講座を開ける人が、それぞれ自分の得手とするものを持っている者があるかもしれません。そういう中で、職員の中からスペシャリストというか、それを募って教壇に立ってもらおうということも、私は、いい制度ではないかなと思うわけです。ですから、これは、今後どのような形で展開できるかということは、さまざま研究をせねばいかんと思いますが、大分県もやりました。大分市もやり始めました。もう別府市も、今まではその下地はあるのですから、皆さんの、行政マンの知恵を結集すればできない問題ではないと思いますが、再度答弁をしていただきたいと思います。

○市長公室長（亀山 勇君） お答えをいたします。

今、二十六番議員さんの御提言、大変ありがとうございます。この出前講座につきましては、国の各省庁でももうすでに取り入れていると、大分県についてもことしの八月から、そして大分市さんにつきましては、平成五年からもうすでに実施されているということでございます。別府市におきましても、この目的については、市の施策あるいはこの事業を職員が、市民の要請に応じて直接説明することによって市政に関する市民の理解を深めてもらう、いわゆる市政と市民との行政のパートナーということの一つの基本的な考え方がございますし、各自治体におきましても、その実施に当たりましては、いろいろなグループ、例えば十名以上の団体あるいは二十名以上の団体と、それぞれの自治体ではまちまちでございますけれども、各自治体におきましても、すでに制度として取り入れて実行しているというような状況もございますので、本市におきましても、市民の目線に立った市民参加型の市政を推進すると、一つの基本姿勢の中でこの制度も検討させていただきたいというふうに考えてございますので、よろしくお願い申し上げます。

○二十六番（原 克実君） ぜひこれは、導入できるように行政内部で検討していただいて設置していただきたい、このように思います。

では、次は、やみ金融問題についてお尋ねをしていきたいと思っております。

今、このやみ金融問題、特にやっぱり大きな社会問題になってきております。これも私たち別府市議会としても、前回の議会でこの問題の決議案を採択して、国の方に送らせていただきました。いよいよこの問題についても、大分県警が取り締まり本部を設置して取り締まりを始めました。全体的に見ますと、この問題は、昨年度は千五百七十八件だったのが、もうことしはすでに六カ月間で千八百六十七件ということで、激増していると言われております。この数字からいきますと、別府市も相当のやみ金融による被害者、被害というのが出ているのではないかと、このように思いますが、商工課の方で掌握されている件があれば答弁をいただきたいと思います。

○商工課長（中野義幸君） お答えいたします。

やみ金融と申しますのが、現在、法定金利、法で定められた金利につきまして、二九・二％以上とってはいけないというような形になっております。これを超えてやみで金融をするというのがやみ金融ではないかと考えております。

商工課におきましては、やみ金融ということではなしに消費生活関連の相談業務につきましても、受け付けております。この相談業務につきましては、県の組織としまして、大分県消費生活男女共同参画プラザ、通称アイネスと言っておりますが、そこで取り扱っております。昨年度は六千五百件ほどの全体の相談があったと聞いております。商工課におきましては、特にそのやみ金融だけ取り扱っているわけではございませんが、四月から八月まで六十一件の生活相談業務を受けております。

○二十六番（原 克実君） 大分県が扱っている、県が扱っているというような、人ごみみたいにあなた、答弁してはだめですよ。だから私が言っているのは、県がやっているのは当たり前のことですよ。消費者生活の中でやっています。それから県警も今度はその対策本部を設置いたしました。別府市としては、どうするかということが大事なのでしょう。だから、これだけはやっていません。それは、確かにあなたたちがやっているのは、貸し付け業務とかいろんなこと、商工行政の全般的なことをやっているというのはわかっていますよ。でも、やはりこのやみ金融の問題で苦しんでいるのは、別府市民なのですから。そこは要するに行政としてどう対応するかということを考えなければいけないと思います。県警も動いてくれました。恐らく県警が動けば、別府警察署も動いてくれます。実際はいろんな相談が別府の警察署それから派出所にも、市民の中から駆け込んで救済を求めている方がたくさんおるのです。ただ、やみ金融だけではなくても、今はメールでも莫大な、何十万、ちょっと一分ぐらい話ただけで四十万も五十万も請求をされるような被害も起きているんです。ところが、あなたたちは、さっき、アイネスがどうだこうだと言いましたけれども、別府市は、十二万市民の方で、アイネスがこういう問題を取り扱っているということを知っている市民が、どのくらいおると思うのですか。ですから、私の言っているのは、ただ金融問題だけではなくて、こういうやみ金融に対する悩みを持っている人たち、そして被害をこうむった人たちを救済する窓口を設置して、そこから適切なアドバイスをしていく。そういうことが行政には一番大事なことではないか、それが常々市長が言う、市民の目線に立ったやさしい政治をやっていく行政のあり方だと私は思っているのですよ。ただあなたたちは、県がやっているからとか、警察がやっているからだけで済まされる問題ではないと思う。さっきの環境問題もそう。我々の、市民のための政治がどうできるかということを中心に考えなければいけないと私は思いますが、今後どのような手だてがあるのか。例えば市報で周知徹底をするとか、例えばこういう消費者生活問題は、商工課のどういう係でやっておりますとか、いろんなPRの方法があると思います。これをどのように今後していくか。その点からお尋ねします。

○商工課長（中野義幸君） この生活消費、生活相談業務につきましては、現在、商工課で担当しておりますが、担当職員一名が担当しておりますが、最近の消費生活相談というものが多岐にわたっております、なかなか一人では限界があるという現状でございます。

今後の対策でございますが、消費者の簡易な消費生活相談にお答えするためには、県が委嘱しております暮らしのアドバイザーの方が、別府市に二十五人ほどおられますので、この方々にも相談業務を担っていただきたい、そういうふうに考えております。また、さらに専門的な知識が必要な相談につきましては、消費生活相談業務専門員としまして、経済産業省の認定資格を持っておられます消費生活アドバイザーの方にも力をお借りしたいと思っております。また、議員さん御指摘のように、現在このような相談業務を商工課でやっているということにつきまして、PRが不足しておったということにつきまして反省をいたしておりますので、今後は、そのような広報活動にも力を入れてまいりたいと考えております。

○二十六番（原 克実君） ぜひ、これは市民のための行政のあり方、これをきちっとやっぱり窓口を設置してやることによって、市民に本当に開かれた行政として、市民が信頼できるものだと思います。これは私は、市長の政治姿勢に通じるのではないかと、このように思います。市長、私が、今るる述べましたけれども、あなたは、首振るだけで何も一言も言っていません。（笑声）何か最後にあなたの意見を聞いて、私の質問を終わりたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○市長（浜田 博君） うなずいたのは、あなたの御提言がすばらしいから、感動してうなずいたのです。（笑声）ごみ減量化の問題しかりですね。本当にそういう小さなところから、市民挙げてそういう運動を起こすということが、私たちの役割だろうというふうに認識をいたしております。

さらに今の問題、やみ金融の問題は、本当に深刻でございます。さらに消費生活、今の問題ですね。こういう問題も、今、商工課で窓口で本当に大変な取り組みをしていただいております。しかし、私は、今、市民の目線というのは、「困った課」がない、どこに相談したらいいかわからない、その部分で広報活動にもしっかり気をつけていきたいと思っておりますが、「ふれあい談話室」は、私はそこが目標なのです。そこにまず行ったら、困ったな、こういう問題についてどう相談したらいいのですか。そのために私たちの能力でできない部分は、アイネスに連絡をとったり、弁護士に連絡をとったり、そういった解決策を講じていくということで、「ふれあい談話室」をぜひそういった消費生活のアドバイザー等にもお願いをしながら担当を、今、行政相談員とかがしっかりおりますが、それ以外にもそういった充実をしていきたいというのが、私の気持ちでございます。

○二十九番（首藤 正君） 選挙公営制度についてから、質問に入っていきたいと思いません。

この公営選挙の問題は、私が、平成十三年の九月議会ですから、丸々二年たちました。自民党議員団を代表しての一般質問をさせていただいた経緯がございます。その後、種々の論議が重ねられてまいりましたが、結論を見るに至らずに今日に至っております。

この私が提案しました制度は、法の目的による選挙の公平・公正を図り、すべての候補者に選挙運動上の公平を期するためのものであります。平成十三年九月議会で提案させていただいたときは、今年度の統一地方選挙から実施と考えておりましたが、諸般の事情があって実施ができなかったことは、残念に思っております。ぜひとも次期選挙からこの制度が実施をされることを願いながら、きょうはこの公営選挙の問題は、最後の質問にしたいというように思っておりますので、そのつもりで当局も答弁をいただければありがたい、このように思います。

先ほど申しましたが、この問題を提起してからすでに二年を経過しております。よって、今日までの経緯とあわせて現状はどのように推移しているのか、御説明を賜りたいと思います。

○選挙管理委員会事務局長（松尾慎一君） お答えいたします。

今日までの経緯と現状について、二十九番議員さんから平成十三年第三回市議会定例会において、当時の自民党議員団を代表して質問された経緯があります。そのときの質疑内容ですが、どのような任意の選挙公営ができるのか、また、その内容について、ポスターの作成、自動車の使用に関し、全国、九州、類団、県下の都市の状況、またポスターの作成、自動車の使用の選挙公営の実施について、都道府県では一〇〇%、全国の都市では九三%、九州の各都市でも七二%以上の市で実施されていると聞く。大分県はおくれているが、すでに大分、佐伯市の両市が行っていることを確認している。今回も、市議会は行革の一環として議員定数の削減も行った。さらには、法の目的であります選挙の公平・公正を期するため、地方公共団体が選挙費用を負担し、すべての候補者に選挙運動上、公平を期することを目的とする任意の選挙公営を次の平成十五年四月執行予定の市長・市議選の一般選挙から実施してはどうかとの御趣旨の質問をいただきました。

これに対して選管事務局は、任意の選挙公営には、ポスター掲示場の設置、ポスターの作成、選挙運動用自動車の使用、選挙公報の発行の四つの任意の選挙公営があります。このうち、ポスター掲示場の設置については、すでに条例化し、実施しております。

次に、ポスターの作成、自動車の使用の選挙公営の実施状況についてであります。全国の地区及び特別区の六百九十八市区の実施状況についてですが、ポスターの作成は六百九十八市区のうち六百五十九の市区が実施しており、実施率は九四・五%です。自動車の使用は、六百五十一の市区が実施しており、実施率は九三%となっております。次に、九州の九十五市の実施状況についてですが、ポスター作成は九十五市のうち六十八の市が実施しており、実施率は七一・六%です。自動車の使用は、九十五市のうち六十九の市が実

施しており、実施率は七二・六％です。次に、九州の類団、人口十万人以上二十万人までの都市八市の実施状況について調べました結果、両公営とも八市のうち六市が実施しており、実施率は七五％です。大分県の状況については、議員さん御指摘のとおりです。

また、選挙運動ポスターの作成並びに選挙運動用自動車の使用の選挙公営を、平成十五年の市長・市議の一般選挙から実施してほしいとの要望については、現在、別府市はポスター掲示場の設置についてのみ公営を実施しており、また、事務手続き上の問題として、条例の制定と予算の確保の問題があり、仮に実施することになれば、三、四千万円の多額の予算の確保を要するので、予算の確保が的確に講じられることが、条例化への前提条件となります。さらには、条例制定後、一定の周知期間が必要でありますと、任意の選挙公営の実施の条件整備についての選管としての見解を述べました。

また当時、助役は、「公費負担条例については、前向きに取り組む」、当時、市長は、「趣旨を十分しんしゃくしながら、法令に照らし検討に入りたい」と答弁した経緯があります。

その後の市議会におきまして、税問題の提起もありましたが、選管事務局は、さきの取り組み方針に基づき再三市長部局と協議を重ねてまいりましたが、条例化の結論に至らなかった経緯があります。

また昨年、第四回市議会定例会の初日、十二月八日当時の市議会八会派の代表者と正副議長が市長に会い、連名の任意の選挙公営条例の制定実施についての要望書が提出され、受理し、検討いたしました。最終的には条例提案に至らず、さきの市長・市議の一般選挙で実施しなかった経緯があります。

以上が、これまでの取り組みと現状についてであります。

○二十九番（首藤 正君） ありがとうございます。年数が経緯しておりましたので、局長から説明をいただきました。県議選では、全国各県一〇〇％の実施であります。ただいまの局長からの説明では、全国の平均で、ポスター作成は九四・五％の実施率、自動車使用は九三・二％と高い実施率になっております。九州管内では、ポスターが七一・六、自動車が七二・六の高率になっております。これらの高い実施率の状況の中、当然の流れが出てくると思います。

当別府市は、この問題をどのように考えているのか。今後の方針と計画についてお伺いしたいと思います。

○選挙管理委員会事務局長（松尾慎一君） お答えいたします。

今後の方針と計画については、本市議会定例会前に、実施する任意の選挙公営の範囲及び実施時期などについて市長部局と協議し、次のような一定の結論を得ました。

任意の選挙公営は、ポスター掲示場の設置外三件の以上四つの選挙公営がありますが、これまで申し上げましたように、ポスター掲示場の設置については、すでに実施しており

ます。今後、選挙運動用ポスター、いわゆる五号ポスターの作成、選挙運動用自動車の使用に関する任意の公営を実施したいと考えております。また、選挙公報の発行については、御承知のように市長・市議選の選挙運動の期間が七日間となっており、選挙公報の作成から配布完了までの事務を選挙期日の二日前までに実質四日間でこの事務を完了しなければならないという時間制限の問題がございまして、今回は検討課題とさせていただいております。

したがって、今後の条例化は、選挙運動ポスターの作成並びに選挙運動用自動車の公営を実施の対象としたいと考えております。

また今後の計画ですが、実施のスケジュールを指しているのではないかとと思いますが、これまでも何回も御答弁申し上げましたように、手続き上の問題として、予算の確保が的確に講じられることが、条例提案への前提条件となります。さらには、本条例の啓発・啓蒙のため、条例制定後、一定の周知期間が必要となります。したがって、本市議会終了後、市長部局と再度協議し、周知期間などを踏まえて条例化のための条件整備を図り、できるだけ早い時期の市議会に条例案の提案をしたいと考えています。当然、条例の施行・適用は、平成十九年四月執行予定の市長、市議の一般選挙からと考えております。

以上が、今後の事務の取り組み方針と計画についてであります。どうぞよろしくお願ひします。

○二十九番（首藤 正君） 今日までの選管局長の労を多としたい、このように思います。よくここまで内部調整を行ってくれたと、そう思います。

そこで、この問題は、やっぱり市民に対する周知期間が十分必要だと思えます。例えばこれから考えますと、三年間の周知期間があれば、市民の御理解も得られるのではないかと、このように思います。とりあえず、これから終盤の調整に入りまして、でき得れば来年度の当初予算で事件議案として条例化をして提案していただける。そして、三年がかりで市民に理解をしていただくという作業日程がとられれば幸いではないかと思えますが、最後に、市長は当事者になりますので、大塚助役、答弁で締めていただきたい、このように思います。

○助役（大塚利男君） お答えいたします。

今までの経緯もございまして、二十九番議員さんの御要望の趣旨を踏まえ、今後それに間に合うように事務を進めてまいりたいと考えております。

○二十九番（首藤 正君） 了といたします。次年度の三月議会を楽しみにしておきます。では、教育問題に入っていきたいと思えます。

まず最初に、小学校の統合問題についてであります。

この問題は、平成十一年八月に教育委員会より、旧市街地の北小、野口小、青山小、西小、浜脇小、南小の六校を、十年計画で統廃合したいという学校改革を議会へ説明なさい

まして、一応これを了として、今日までこの計画が遂行されてまいりました。今後のこの計画について具体的にどのようになっているのか、現状と今後についての御説明を願いたいと思います。

○教育総務課参事（穴見公司君） お答えいたします。

学校統合の進行状況についてでございますが、御説明いたします。

旧浜脇小学校と旧南小学校の学校統合につきましても、関係者の皆様方の深い御理解と御協力のもとに学校統合が行われて、平成十四年四月に新しく南小学校として開校することができました。この三月に、第一回目の卒業生七十七名を送り出したところであります。現在、新校舎を建設中であります。

残りの四校についてであります。議会の皆様方の御了承をいただきました学校適正化基本方針に沿いまして進めていく予定であります。現在、適正化を図るための検討委員会の開催に向けまして、その委員さん方の依頼を行っているところであります。十月初旬に第一回の検討委員会開催を予定しているところであります。その後についてあります。約一年間を予定しておりますが、慎重に検討の後、組み合わせとか、あるいは統合順序、時期等を決め、議会や地元の皆様方の御説明や御理解をいただきながら、次の校名あるいは校区等の検討をするための委員会、さらに開校に向けてとつなげていく予定にしております。

○二十九番（首藤 正君） 十年計画を打ち出して、すでに四年を経過しました。やっとあとの問題を、十月上旬に委員会を立ち上げて検討に入るといいう話であります。この問題は、数年かかってこの議会で論議がなされてきました。最初、旧市内の六校の小学校を三校にしたいという委員会の提案もありました。その時点で、いろいろ話がありましたですね。例えば一番議員から出た通学区の自由化の問題、これもやって、その自由化の中で統廃合する学校が必然的に決まってくるのではないかと、あなたたちは六校を三校にしたいと言っているけれども、通学区域の変更等によって、これは三校に限定できないのではないかと。例えば二校になるかもしれない、逆に四校になるかもしれないというような論議、通学区域の変更を先にすべきだ。そして、別府市全体の計画を先に立てないと、トップを切って実施する南・浜脇の統廃合問題も、後になって通学区域の変更等が起こって、問題が生じるのではないかと。いろいろな論議がなされたが、それを置き去りにして今日に至っております。やっとあとの問題を片づけようとする十月初旬の委員会の立ち上げですけれども、さて十年計画、この計画どおりあとの統廃合が進むのかどうか、教育委員会の見解を伺いたいと思います。

○教育総務課参事（穴見公司君） 十年計画ということでございますが、適正化基本方針の中では、統合の実施期間を平成十一年度を初年度として三カ年を一期とし、以後三カ年ごとに進めていくということが述べてあります。それから、また別のページでは統合の時

期等について帯グラフのもので十一、十二、十三、それから十四、十五、十六と、十七、十八、十九というような形も書いてございます。そういう意味からすると、現在のところその予定どおりには実はまいっておりません。それはもう事実でございます。この学校統合をするに当たりましては、計画を立てることもさることながら、一番大事なことにつきましては、やはり関係者の方々、特に地元の方々の御理解を得ることが必要でありまして、今後、設置しようとしております検討委員会につきましては、全市的な御意見を伺うことにしておりますけれども、いずれにしましても、住民の方々の意見・総意なくしては、これは進められることではございません。ですから、慎重に進めてまいりたい、こういうふうに考えているところであります。

○二十九番（首藤 正君） 浜脇・南の統廃合の経過をたどりながら、失敗のないように今後の統廃合を進めていただきたい、このように思います。

先ほど、参事の方から新しい南小学校の進捗状況の話がありました。この南小学校の建設に当たっては、いろんな意見が出ました。特に校名問題では一混乱がありました。特に私は、この学校の建設に当たって、若干期間を延ばした方がいいのではないかという議論を唱えました。それは、少人数学級の話がどんどん進んで、近い将来、恐らく三十人学級になるのではないか。もしそうなったときには、学校の建設形態が違ふ。今つくっている学校は、四十人学級の文科省からの補助をもらってつくっている。恐らく四十人学級最後の学校になるのではないか。新しい学校で古い学校、それでは困る。一年二年延ばしてでも、少人数学級に合わせた新しい学校をつくるべきではないかという議論もありましたけれども、現在に至っております。順調に工事も進んでおるようでありましてけれども、この工事の進捗状況の中で問題点は起こってないでしょうか。もし問題点等があれば教えていただきたい。

そして、この工事の着工に入って、文科省は、全国の公立学校のクーラーの設置を全教室にする、十年かけて全教室にするという方針を打ち出しました。これについて十七番の高橋議員さんが心配されて、今、工事に着工するけれども、この工事に将来クーラー化をするにしてもできるように、せめて配管工事でもしたらどうかという話がなされましたが、そういうことがなされたかどうか。そして、今問題になっておる少人数学級に移行したときに、教室は満足にあるのかどうか、これも踏まえて御回答願いたいと思います。

○教育総務課参事（穴見公司君） お答えいたします。

着工についてでございますが、先ほど、新校舎建設中ということで話は終わりましたけれども、八月末で進捗状況が五六%をちょっと超えた状況であります。現在、校舎棟では内装に取りかかっておりまして、屋内体育館につきましては、くい打ちが終わりまして、昨日得た情報によりますと、きょう、もう終わっているかもわかりませんが、大型のくい打ち機を搬出しているということでありまして、プールのにつきましては、この後建設をする



予定になっております。

この着工についての、問題点ということでございます。着工するに当たりましては、私どもといたしましては、地元説明会をしたわけでありましたが、工事に伴いまして非常に大型車両が多量に通過いたします。事前に御連絡いたしておりますが、校区の皆様方、とりわけ工事車両通過地域の方々とか現場周辺の皆様には、長期間にわたっております、工事が。この関係で、いろいろ御迷惑をおかけしているところでありまして、おかげさまで先ほど申しましたような状況で、関係者の御理解をいただきながら予定どおり工事が進んでいる状況であります。

工事に際しましては、現場周辺の方々には解体時の音とか振動、あるいは新築時の音等で大変御迷惑をおかけしておりますし、また敷地の関係であります、西側にお住まいの方々には、接近しているということで設計上、三階建てを一部二階にするなど配慮いたしましたけれども、御迷惑をおかけしているというのが現状であります。今後については、学校関係者とも十分協議しながら、御迷惑のかからないように、御迷惑を少なくするように努力してまいりたいと考えております。

次にお尋ねのありましたクーラーの件についてであります、新校舎の分について、設置箇所は、当初の予定であります多目的ホール、それから保健室、コンピューター室、給食室を予定しております。このほか校長室、職員室、事務室、会議室については、配管工事を行うことによりまして、今後に備えていることにしております。

それから、少人数学級について対応がどうかということであります。設計の時点では四十人の学級ということで、今後を見通した中でのクラスの計画でございました。ただ、その中で新しい南小学校は、市内でも初めてと言われておりますオープンルームやワークスペースを採用しております、通常の廊下部分が大変広く設計されております。そういうことからしまして、この部分を利用しまして、少人数学級への対応が可能ではないか、こういうふうに考えております。

○二十九番（首藤 正君） 非常に残念な答弁であります。クーラーの配管工事、子供たちの教室棟についてはなされていない。現場で聞きますと、それを実施するには、また天井に入って機械を全部とって、大変な工事になるという技術者からの話を聞いて、非常に残念だな、少しお金がかかってもなぜ今やらなかったのかな。十七番議員さんの提言を聞いておれば、もっとよかったのになという念を抱いて、大変残念であります。

それから、少人数学級が移行してきて、足りないときには広い廊下のスペースを使うというような考え方は、全く意外であります。廊下は廊下、広い廊下は広い廊下であります。今後、少人数学級に移行したときにどのような対応をとるのか、今から考えておく必要があるかと思っております。

それから、周辺対策で参事の方からちょこっと出ましたが、今回の建設に当たって、校

舎から民間の一番近い距離、どれぐらいのところがあるのですか。

○教育総務課参事（穴見公司君） お答えいたします。

約三メートルでございます。

○二十九番（首藤 正君） ニメーター八十ぐらいですね。学校から民家まで二メーターです。もう目の前なのですよ。その民家の方、一軒だけですね。あとは皆道路に囲まれておるのですね。これは、私も専門家の意見を聞きましたけれども、やっぱり大変だなと思いますね。その民家は、まだ新しい。南向きですから、テラスをそれに合わせてつくった。そこへ新しい学校ができ上がった。ここで私が一番問題なのは、周辺対策。これは、業者は本当によくやっていると思います。壁が落ちたという申し入れがあれば、すぐにさっさと行って壁を塗りかえる。ここにずっとあったですね、壁の短い。そういう対応をすべてとってきましたけれども、この二メーター八十しかあいてない民家の方に、学校は、こうして建ちます、お宅との距離がこうなりますという話をなされたのでしょうか。

○教育総務課参事（穴見公司君） お答えいたします。

直接お会いして、その方に設計がこうだということについては、お話しいたしております。ちょっとこの場をお借りしまして、おわび等をさせていただきたいと思いますが、御指摘いただきました近隣の方の件であります。学校にとりまして、その方を含めまして近隣にお住まいの方々は、大変ありがたい存在でございます。例えば現在、学校の安全対策等で不審者の件とかがいろいろと問題になっておりますが、このようなときにいろんな情報等を学校に寄せていただくのも、近隣の方であります。それから、また今回の浜脇小学校の解体が行われたわけですが、その間しばらく時間がございました。そういうときに、また近くの方が校地内のことに気を配っていただきまして、問題が起きないようにということをしていただいたということもお聞きしております。

今後、今いただきました御指摘を肝に銘じまして、御支援・御協力をいただく意味からも気をつけてまいりたいと存じております。以上、よろしく願いいたします。

○二十九番（首藤 正君） 教育長、別府の教育のあり方を問われますね。二階に上がって行って、校舎の二階の窓からスケールをすうっと出してひゅうと業者ははかるのです。何ほです。簡単にはかれるのです。それだけの距離なのです。その目の前に三階建ての建物できて、あなたたちは説明にも行かない。教育長は知らん顔している。こんなあり方は許されません。これが別府市の教育委員会の姿勢なのです。その方は、なぜ教育委員会に苦情を申し出ないか。あなたたちは知っておると思いますよ。この家の方は、別府市の職員なのです。遠慮しているのですよ、別府市のそういう行事に協力して、迷惑をかけるはいかん。しかし、周辺の方は、我慢にも限界があるのではないかと、みんなが言い始めている。黙っておったら、教育委員会は知らん顔しているのかい、とんでもない教育委員会だなと、こう言っている。この対応は、教育長ぜひやるべきだと思いますよ。教育長

の考えを聞かせてください。

○教育長（山田俊秀君） 先ほど参事の方から話がありましたが、私も、現場を見てびっくりしました。その前に、南小学校を今度建てるに当たって、できるだけグラウンドを広くとりたいという気持ちがありましたから、その設計については十分考えるようにということで指示をしておりましたけれども、まさかああいうふうにしてくつつくとは思っておりませんでした。ただ、参事が言ったように、今後、その隣接している方につきましては、私どもの方でまた十分対応していきたいと思っております。

○二十九番（首藤 正君） 教育長、これはグラウンドの広さをとるためとは、全く関係がありません。はっきりさせておきます。

そこで教育長、この問題の解決をお願いしておくと同時に、新しい南小学校ができる。

「南小」という命名をした。この問題について、きょうは論議をしたかったですね、その功罪について。なぜこれを論議したいかということ、次の統廃合を実施する学校にとって、非常に大きな問題を含んでくる。きょうは、時間がありません。それで、この問題は、新しい校名の問題についての命名のあり方、今出ている問題点等は、次の議会で論議をしたい、このように思います。

そこで、もう学校移転まで六カ月です。今の六年生が新しい学校で卒業式ができるのかどうかというのも、今一つの話題になっております。第一回目の卒業生は、何もわからずに旅立っていきましたけれども、今の六年生は、せめて卒業式だけは新しい学校でやりたいという意向を子供たちは持っているようであります。ぜひこのことも頭に入れていただきたい。

そして、あと六カ月で今使っている旧南小学校の校舎が空きます。ずっと長いこと、この跡地について早く方針を示していただきたい。そして、いろいろな地元の要望もあるので、そのことについてどうなるのだろうかという心配を相談してまいりました。この跡地の基本的な考え方、そしてまた地元から出ているいろいろな要望についてどのように対応するのかということ。

それと、私が議会で述べてきましたが、あそこの木造建ての校舎、管理棟ですね、それと体育館を取り巻く緑のゾーンがあります。このゾーンは、旧南小学校、旧浜脇小学校の一つの資料館、またはそれに匹敵するような整備をして、学校があったという名残を残すべきではないかという提言をしておりますが、その点も踏まえて御答弁を願いたいと思います。

○教育総務課参事（穴見公司君） お答えいたします。

南小学校の跡地のことについて、三点ほどあったかと思えます。

一つは、基本的な態度というかスタンスでございますが、これまでもお答えしておりますように、教育委員会だけということにはまいりませんものですから、市長部局あるいは

二番目にお尋ねいただきました地元の方々の御意見等を取り入れながら進めていく必要があるというふうに考えております。なお来年につきましては、中央保育所の大規模改修に伴う仮の園舎として使用する予定になっております。

それから一番最後にありました、二十九番議員さんの平成十三年の議会で御指摘いただきました木造校舎、あるいは周辺の体育館を含めた件についてであります。当然このことについては、検討を行う際考えるというか、続けて検討の一つの方法として取り上げる、こういうふうに考えております。

○教育長（山田俊秀君）（発言する者あり）いや、今それについて、ちょっと今答えようと思って……。いいですか。

先ほどありました、この第二回生の卒業生の卒業式の会場についてですが、今のところ、二月には一応大体でき上がるというふうに聞いております。あと、外周りを三月でやりたいというようなことも聞いておりますので、そこらあたりが使えるかどうか、できるだけまた工事現場の方とも相談しながら、また、南小学校の校長先生とも相談しながら、その意向に沿えるように話し合いを進めてまいりたいと思います。

○二十九番（首藤 正君） 参事、先ほどの答弁の中になかったものですが、具体的な跡地利用が決定するまで、体育館を使わせてほしいとか、グラウンドを使わせてほしいとか要望があるけれども、それはどうされるのですか。

○教育総務課参事（穴見公司君） 大変失礼いたしました。現状でも体育館それからグラウンド等については、地域の方々あるいは諸団体の方に使っていただいております。これにつきましては、引き続き、安全面とかいろいろございますけれども、支障のない範囲で使っていただく、こういうふうに考えております。大変失礼いたしました。

○二十九番（首藤 正君） ぜひ、そのようにしていただきたいと思います。

それと跡地利用。できるだけ早く方向性を見出して、南部地域の方々、特にあの周辺の方々にも安心感を与えていただきたい、このように思います。ぜひ、いい形での跡地利用を願っております。

では、次に少人数学級と学力向上についてお伺いしていきたいと思っております。

少人数学級について、別府市の教育委員会、いいですか、別府市の教育委員会ですよ。先ほど二十六番議員さんから、別府市の教育の根幹をなす教育委員会のあり方について話がありました。全く同感であります。別府市の教育委員会は、少人数学級の目標について、導入についてどのような結論に至っているのか聞かせてください。

○学校教育課長（利光弘文君） お答えいたします。

少人数学級の実施につきましては、三十人規模学級の編制が、まず学校生活の入り口であります小学校一年生から実施できますよう、ただいま県教育委員会と話し合いを継続しているところでございます。

○二十九番（首藤 正君） 私は、別府市の教育委員会の方針を尋ねたのです。あなたたちは、いつ聞いても、「県の教育委員会と話をしている」、「県の教育委員会と話をしている」。ではなしに、別府市の教育委員会は、やると決めているのか。実際にどういう形でやろうとしているのか、それをお伺いしているのです。

○教育長（山田俊秀君） お答えいたします。

学校現場を、私それから学校教育課長と一緒に何校か見て参ったときに、一応文部科学省の方は四十人学級ということでやっておりますけれども、現在それぞれの学校の学級を見てみますと、四十人以下でありますけれども、いろんな規模の学校があります。その中でやっぱり一番気になったのは、小学校低学年の子供たちが、なかなか落ちつきがないといいますが、一人の先生が四十人ぐらいの子供たちを授業するのは大変だなという感想を持ちました。これは、見て回って私だけ個人の意見ではいけませんので、学校教育課長ともずっと見て回りましたが、これは大変だなという認識を得まして、その中でどのくらいがいいのかなということで、ほかの人と話しながら見て回ったのですが、きちんと三十人がいいとか、三十五人がいいとかいうような数は言えないけれども、やっぱり数が少ない方がいいなと。そうはいつでも、それではずっと減らしていいかということになりますと、きのうから答弁してまいりましたように、体育の授業だとか、あるいは音楽の授業とか、そういう授業等を考えると、これはなかなか、余り減らしていくとこれも問題があるなということで、それで、三十人規模というような感じになるのかなという話をしたわけです。

その中で、教育委員会の中でも話をしまして、それはもうそういう方向でいいのではないかということなので、現在のところ、市長が公約でも三十人規模学級ということをおっしゃいましたし、私どももそれをずっと昨年度から見て参っておりましたので、これまでが、私が十三年度から教育長になりましたけれども、その初めの方はなかなか文部科学省の方がうまくいきませんでしたので、やっと規制緩和ということになりまして、県の教育委員会といろいろ相談したら、県の教育委員会とやっぱり事前にいろいろ話し合いをしていかなければならないということがありましたので、私どもとしては、今年度に入りまして、いろんな情報交換をしたり、あるいは話し合い、あるいはお願いを含めて、せめて義務教育の入り口である小学校一年生だけでも三十人規模学級の学級編製の早期実現に向けて、ぜひお願いしたいということで努力してまいっております。現在も引き続き努力しておりますが、今後とも全力を挙げて取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○二十九番（首藤 正君） 昨日の学校教育課長の答弁では、全国で三十道府県で実施されている、そういう答弁がなされました。これは、全国の六割を超える状況下にあります。九州では、すでに本年度の導入の熊本県を含めて宮崎、鹿児島、沖縄の四県が実施をしております。これは、実施されている道府県の学級規模を見たときには、三十五人学級が最も多いようであります。ちなみに大分県の現状下を見ると、小学校では三十五人学級とい

うのは、もう約八割を超えていますね。そして中学では約五割。前回のこの本会議で市長がちょっと申しましたけれども、問題は、大分市、別府市が中心になっております。そのような中で、やっぱり別府市が、こうやりますよという方針をはっきりさせる時期に来ていると思います。

そこで、さきの県議会で自民党大分県連及び県議会自民党議員団を代表して、自民党県連の政調会長であります本市出身の牧野浩朗県議が、この少人数学級について代表質問をなさいましたけれども、その内容を教育委員会は御存じでしょうか。

○学校教育課長（利光弘文君） お答えいたします。

この手元にはございませんが、県議会の議事録を取り寄せまして、私も読ませていただきました。

○二十九番（首藤 正君） この質問を見ますと、大変自民党が考えておる政策をはっきりと示しております。そして、この質問に対して異例とも言える、広瀬県知事が答弁をしていますね。これは、非常に前向きな答弁であります。この少人数学級の今後の方向性、目指すところ、私は、この自民党県連が一丸となった施策に大きな成果が見えてきた、このように確信をいたしております。ぜひ教育委員会、別府市の教育委員会も、もう来年度の四月の、せめて新一年生だけでもそういう方向で実施する形で検討に入ってもいいのではないかと、このように思う次第であります。よろしく検討のほどを、お願いしておきます。

それから、次に学力向上の問題ですけれども、この問題は、週五日制による学習時間の年間七十単位時間の減少、そして文科省の学力向上のための二〇〇二年アピール、「学びの勤め」を中心にきょうは論議をしたいと思いましたがけれども、午前中の二番議員さんの教育の質疑の中で、この基本的な問題を学校教育課長と教育長から御答弁をいただきました。そのことを了として、この問題は先送りをしていきたい、このように思います。

次に、地域の文化芸能の振興でありますけれども、文科省の提唱している「ふるさと文化再考事業」というのはどういうものなのか、御説明願いたい。そして、これに準ずるような伝統芸能、それから古い祭礼行事等々、別府市内にどのようなものがあるのか、教えていただきたいと思えます。

○生涯学習課長（入田勝人君） お答えいたします。

「ふるさと文化再考事業」とは、あらかじめ作成されたマスタープランに沿って事業を行うもので、文化財保護法にいう無形文化財、無形民俗文化財、文化財保存技術などを対象とし、文化の保存・活用のための事業を団体等に委嘱し、伝承者の養成、用具等の整備、映像記録などの作成を行うものであります。また、これと同様の事業で、現在、財団法人伝統文化活性化国民協会が、文化庁から委嘱されて伝統文化活動支援事業を実施しております。この事業に該当する伝統文化があるかということなのですが、別府市におきましては、さまざまな伝統行事や芸能がありますが、現在、文化財的に最も貴重と思われるのは、

天間の庭入り行事です。これに続くのが、海門寺の精霊流し、そのほか住吉神社の海上渡御、浜脇薬師まつりの風流見立て細工、龜神社の大名行列、湯浴みまつり、地踊りなどがあります。

○二十九番（首藤 正君） 別府市の伝統に満ちた、いろいろないいものがやっぱりあるなど。初めて私が実は聞く踊り等がありまして、勉強足らずを痛感いたしました。ただ、これだけ別府市にもいいものがありながら、それが本当に生かされているのかなというのが実感であります。

おとといの新聞に、「呼び込もう、文化の風」ということで、県独自で振興条例を策定する。これは、文化芸術の振興基本法の策定が二〇〇一年に行われて、これに基づいて、今説明のあった「ふるさと文化再考事業」等が実施されるようになって、県が、県の独自のこのようなものをまとめていこうという施策であります。私は、別府市も同じように、今ある大事な伝統文化芸能、それと豊かな祭礼行事等、これを守っていただきたい、このように思います。今後、これらの活用、それと整理をぜひお願いしたいと思います。そして、特にこのような行事は、まちおこしやまちづくり、まちの活性化に大いに関与してくるのではないかと、関係してくるのではないかとと思います。

そこで、まちづくり推進室にお伺いしたいのですが、これらは、どのようにまちづくりに関与してくるのか、考えがあれば聞かせてください。

○企画調整課参事（平野芳弘君） お答えします。

議員御指摘のとおり、泉都別府の再生を図るために、別府八湯のそれぞれの文化芸能を活用した個性あふれるまちづくりを進める各種団体への支援も、今後のまちづくりを進めていく上で必要なものであります。まちづくり推進室としましても、自主的・主体的に活動を行うまちづくり団体と連携をとりながら芸術文化振興の所管である生涯学習課とも積極的に協議・調整を行ってまいりたいと考えております。

○二十九番（首藤 正君） このような別府市の伝統芸能文化や祭礼行事等を生かして、教育委員会との連携を保ちながらいいものに育てていっていただきたい、このように願う次第であります。

もう一点、教育委員会にお伺いしますが、昨年、別府市指定有形文化財に指定をされました東別府駅の改修でありますけれども、これは当初予算ですでに予算が計上され、可決を得ておりますけれども、この予算がまだ執行されておられません、なぜでしょうか。

○生涯学習課長（入田勝人君） 今議員御指摘のとおり、三月議会で可決させていただいていますが、JR東別府駅の改修については、まだ県市町村振興局と調整を図らなければならない事項がありますので、現在、県と鋭意協議中でございます。

○二十九番（首藤 正君） 早く調整を済ませて、実施できるように強く要望しておきます。でないと、提案権、議決権の重みというのは、すごいものがあるのです。市民はじ

いっと見ている。市長がかわったから、これはしないのだなというような言葉も出始めている。そういうことではいけない。特に提案権、議決権、この重みをずっしりと感じて早期解決をするように望んでやみません。よろしく願いをしておきます。

それでは次に、市有地の有効活用についてお伺いしていきます。

現在、別府市の遊休市有地の現状と、その活用状況について、お聞かせ願いたいと思います。

○財政課参事（石川弦太郎君） お答えいたします。

遊休市有地の活用の現状についてでございますが、市有財産のうち普通財産の主なものといたしまして、扇山ゴルフ場、旧温泉プール跡地、新日鉄跡地がございます。また、行政財産で亀川駅前用地がありますが、これにつきましては、去年は利用していないということでした。

まず、扇山ゴルフ場につきましては、面積が九十一万七千七百六十九平米で、年間貸付料は千八百万でございます。それから、旧温泉プール跡地は六千六百三十八・三一平米で、ピーコンプラザの臨時駐車場として利用してございます。また、ラクテンチの臨時駐車場に貸し付けております。それから、新日鉄跡地でございますが、一万六千四百五十五・二平米、これは社会福社会館の来場者の駐車場として、またピーコンプラザと中央公民館の臨時駐車場として利用しております。

○議長（清成宣明君） 休憩いたします。

午後四時五十七分 休憩

午後五時 十五分 再開

○議長（清成宣明君） 再開いたします。

○二十九番（首藤 正君） 財政課の参事、ありがとうございました。大きな市有地の遊休市有地について報告していただきましたけれども、これを見ますと、有効活用とはほど遠いですね。ほとんど臨時駐車場とか、そういう形でもったいないなという気がします。そこで、この中で一番やっぱり焦点は、楠港の跡地だと思うのです。広い、大きい。そこで、十七番議員さんからきょうも厳しい指摘がありましたけれども、私は、この問題、もう一回取り上げてお伺いしたいと思います。この楠港埋立地の経緯と現在の状況について、簡潔に答弁してください。

○都市計画課長（松岡真一君） 経緯でございますが、現在まで一何度も申し上げております一約十一年経過しております。企業誘致の関係で、現在まだ誘致の状況ではないということ、つまりバブル崩壊後の企業の冷え込みなどにより、具体的な話にはなっておりません。この間、私も、このまま放置しておくということではございませんで、有償貸し付けといたしまして、平成四年から平成十四年度、これで四十二件の有償の貸し付けを行っておりまして、九百四十三万六千四百二十八円の収入を得ております。貸し付け



収入でございます。それから、無償の貸し付けといたしまして、平成四年から平成十四年度にかかわりまして六十四件の貸し付けを行っております。これは花火ファンタジア、それから公的な工事用用地というような感じでございます。

○二十九番（首藤 正君） 課長ね、お伺いしたいのですが、ここの楠港の埋め立ては免許申請、免許を申請してこの用地は売却ですね。売却で許可をもらっているんですね。それで締めつけられている。土地をだれか買ってくれんかな、買ってくれんかなといっても、この地で絶対買う人はおらぬ。「絶対」という言葉を使ってもいいかもしれん。それかといって、臨時駐車場なんかで使っておったら、こんなことはやっぱり続けられん。そこで、これは本当に売却しかできないのか、ということは、貸す、ですね。貸し付けができるかできないのか、その辺をちょっと教えてください、法的に。

○都市計画課長（松岡真一君） お答えいたします。

午前中の十七番議員さんの御質問の中にも申し上げましたけれども、公有水面埋立法の適用から外れてございます。したがって、いかなる使用でもできるという状況でございます。ただし、貸し付けという状況になりますと、この手続き上でございますが、県の方に変更を申請しなければなりません。これにつきましては、県との協議の上で貸し付け、それからいろんなそういう手続き上の問題が残っておるということでございます。

○二十九番（首藤 正君） この用地は、条件が変えられるという一つの要件があると思いますね。それで、今まで貸し付けというと、公共物の貸し付けはやってしまうような感じがして、これはタブー視されてきたような気もするんですね。ところが、今の経済情勢、これからの経済情勢を考えたとき、なかなか売却は難しい。

そこで、いろいろ調べてみましたら、いろいろな公共団体は、もう切りかえてきていますね。その町、その市、その県の用途にマッチするようなことがあれば、全部貸し付けをしているということが、調べてわかったのですね。ここに一例があるのですけれども、青梅市とか福岡県の古賀市とか大津市とか、兵庫県の三田市とか栃木県の宇都宮市とか、一番大きいのは和歌山市ですね。これらなんか、もう四十二億円の民間投資をして貸しているんですね、用地を。貸すということは、賃料が入って物をつくってもらうから、また税金が入ってくるという両方のメリットがあると思います。今私が言ったのを見ても、ほとんど二十年契約であります。ずうっと二十年。和歌山市は、規模が大きいだけに五十年契約をしています。しかし、このような形が、全国各地の公共団体で行われてきておる。別府市も発想転換をして、あれを売るという考えではいつまでもいかないが、貸すが、別府市は、こういうものをつくってほしい、こういう要件なら貸してもいいですよということであれば、賃借料も入るし、つくった物に固定資産その他の税金も入ってくるというメリットがあるかと思えます。ぜひこれは検討していただきたいが、この問題については、市長、御答弁をいただければありがたいと思います。

○助役（大塚利男君） お答えいたします。

この土地については、以前からも再三提案がなされたところでございますが、別府市との考え方・方向性が違うというようなことから、いまだに空いた土地となっております。しかし、この土地につきましては、市の発展に最も大きな影響を及ぼす、市にとって大変大事な土地であると認識いたしております。今、議員さんの方から御提案のありました貸し付けについても、私ども、そういった情報も得ておりますので、今後、そのような前例のある市などから情報をいただきまして、これらを参考にいたしまして、また貸し付けることを十分視野に入れまして、ここの活用について検討してまいりたいと考えております。

○二十九番（首藤 正君） ぜひ当局挙げて検討していただきたい、このように思います。最後の質問になります。二分しかありませんので、担当課長、二分以内に御答弁をいただければありがたいと思います。

これは、浜脇地域の山間部の問題ですけれども、イノシシにやられて困っている上に、今は猿が出てきて「猿害」というのですかね、猿がもうすべての野菜を食べ尽くして、今はなりかけた柿まで食うて、農産物が非常な被害を受けております。この現状と対策についてお伺いして、私の質問は終わります。

○農林水産課長（石井幹将君） お答えいたします。

浜脇地区の農産物を荒らしているいわゆる離れ猿ですけれども、さきに高崎山を管理する大分市の調査結果によりますと、昨年未現在で五百八十二匹と確認されております。この離れ猿による被害状況ですけれども、平成十三年度、赤松四十六件、鳥越十五件、山家十件など計七十六件です。被害品目は、甘夏、スモモ、ピワ等の果実から、キュウリ、ジャガイモ、シイタケなど多品目で、大分市による補償額は三百万円です。平成十四年度、赤松五十二件、山家二十四件、鳥越十八件など計百件で、補償額は約九百万円と三倍にふえております。平成十五年度につきましては未確定であります。数量、品目ともはるかに多いものと伺っております。

また、その被害対策については、離れ猿を有害鳥獣捕獲として箱わなによる捕獲を年間数回実施しております。それと、高崎山の監視員が、浜脇地区の見張りまた追っ払いを行っておりますが、残念ながら有効な著しい効果は得られておりません。しかし大分市が、高崎山の周囲、これは鳴川、赤松下部、高崎山登山口下になりますけれども、電気さくを以前から設置していますが、総延長七千メートルの設置が本年度に完了する予定です。今後は、この離れ猿五百八十二匹を大分市、挾間町、別府市と協力しながら捕獲に努めていけば、周辺地域の農作物の被害は防止できると考えております。

○六番（萩野忠好君） 昨日は、清新会のトップバッターで吉富議員が、そして最後に若手の長野議員がやりました。きょうは、またトップバッターが嶋議員で、私が最後を務めるようになりましたが、しばらく皆さん、ひとつよろしくお願いを申し上げたいと思いま

す。

質問の中に、それぞれ先輩議員さんの質問もございまして、ダブる面もございませけれども、通告後でこういう状況になりましたので、ひとつよろしくお願いを申し上げます。

まず第一の、別府市のマスタープランについてでございますが、このたび、別府市の総合計画並びに実施計画書を拝見させていただきました。これについて質問させていただきます。

まず、実施計画に基づきましては、平成十五年から三カ年計画ですということでございます。これを見ますと、大変よいことばかりが列記されておるわけでございますが、ぜひこのとおり実現するように期待をいたしております。よく言われる、絵にかいたもちにならないように、ひとつよろしくお願いを申し上げます。

そこで、お伺いしますが、別府市の総合計画は、私の記憶には過去、磯村構想がありました。過去から現在まで策定された経緯がわかれば、教えてください。よろしくお願います。

○企画調整課長（安波照夫君） お答えをいたします。

現在の別府市総合計画でございますが、昭和四十九年に基本構想、議員さんが言われたいわゆる磯村構想等を策定しております。その後、昭和五十三年と平成元年の二次にわたりまして基本計画を策定をしたところでございます。現在の別府市総合計画は、第二次の総合基本計画が平成十年度までということございましたので、二十一世紀を展望した本市の将来方向という形の中で、平成八年から十年までの三カ年を費やしまして、平成十一年の三月に作成されております。

○六番（萩野忠好君） 次の質問ですが、今回の総合計画書が出ておりますけれども、これは十一年に策定ということであります。そして、本年からの分、実施計画ということですが、この二回にまとめられていますけれども、作成に当たっては、コンサルタントにお願いしたのでしょうか、それとも市当局の方で職員の皆さん方が、英知をもってつくりましたのでしょうか。その辺、よろしくお願います。

○企画調整課長（安波照夫君） お答えいたします。

基本的には市の職員の手づくりという形になっておりますが、作成に当たります基本的な調査等が二項目ございます。この部分につきましては、社団法人の大分県地域情報センターに委託をした経緯がございます。

○六番（萩野忠好君） それでは、委託料の金額がわかれば、教えてください。

○企画調整課長（安波照夫君） 二つの基礎調査でございますが、まず人口の推計委託調査が約三百万程度、もう一つの総合計画の策定調査事業委託業務、これが約七百万、合計一千万程度の委託料を支出しております。

○六番（萩野忠好君） これからの実施計画につきましては、やはり一番大事なことは財

政面であります。この財政面が確保できないと、全般的に前に進みません。先ほど、議論の中にもありましたけれども、実施計画はどのようにして策定しているのでしょうか。

○企画調整課長（安波照夫君） お答えいたします。

基本構想及び基本計画の下に、実施計画という形が位置づけられております。企画調整課及び財政課の合同ヒアリングを済ませまして、三年間のローリングという形の中で、現在実施計画を作成しておるところでございます。それから、主要条項に関する進行管理という形の中も企画調整課の方でやらせていただいております。

○六番（萩野忠好君） 実施計画の内容につきましては、いろいろとお尋ねしたいことがありますけれども、きょうは、もう時間の関係もありますし、少しだけお伺いします。先ほど、この基本計画については、市長がかわろうとも、いろいろあっても続けていくということの回答もいただきました。私も、市長がかわろうとも実施計画を全うすべしということをおっしゃるので、どうぞ頑張ってください。

それから、この実施計画の中に、こう見出しに書いてありました。ちょっと読ませていただきます。平成十一年三月に策定した別府市総合計画の中で、「二十一世紀を展望した別府市のまちづくりの基本理念を、住む人も訪れる人も生き生きと輝く豊かな生活交流圏の創造都市、目指すべき別府市の都市像、アジアの未来を開く湯けむりのまちと決めました」とあります。大変立派であります。基本理念にもありますように、やはり住む人も訪れる人も生き生きと輝く豊かな生活ができなければいけません。そういう意味で別府市の総合力を発揮して努力していかなければ、この実現は難しいと思っております。そのために、実施計画の中でも都市基盤整備と生活環境の整備が重要であります。都市基盤整備の中では、土地利用というのがありますけれども、それについてお伺いしたいと思います。土地利用の基本的方向と施策の体系について、どのように考えていますか。

○企画調整課長（安波照夫君） お答えいたします。

実施計画の四ページに土地利用の項目がございます。基本的な方向としましては、自然との調和に配慮しながら、適正かつ合理的な土地利用を推進する、都市の健全な発展に努めるという形になっております。

それから、施策の体系といたしまして、市街化区域及び市街化調整区域に関する計画、地域・地区に関する計画、地区内の整備・保全に関する計画という形が出ております。

○六番（萩野忠好君） 基本的方向で述べられていますように、やはり自然との調和に配慮しながら、適正かつ合理的な土地の利用を推進し、都市の健全な発展に努めるとあります。別府市は、合理的な土地利用を推進するためには、市の関連している施設、いろいろあると思いますが、それを地域内に集めてブロック別にいろいろとすることはできないのかと思っております。今議会におきましても、北部のコミュニティーセンター、また西部地区に複合施設を建設するという議論もありました。過去を振り返ってみますと、各施設

がいろいろばらばらと別府市内にできております。これからの二十一世紀にふさわしいように、別府市内を大きく東西南北に分けて、そのブロック別にいろいろな施設をまとめていく方が、私は経済的にもまた合理的であるのではないかと考えております。これは、非常に簡単にできることではありませんけれども、やはり総合計画の中にはそういう考えも入れていく必要があるのではないかと考えております。そして、その一つの中には保育園から子育てセンターあるいは子供会、老人会、婦人会、各福祉団体、NPOなどが一堂に集まって利用できる複合施設ができないでしょうかと思うわけでありまして。そうすれば、幼児から老人まで幅広い人々が集まって交流の場ができてきて、アットホームな気持ちもはぐくまれてくるのではないかと考えておるわけでありまして。これも行政改革の一つになり、長い目で見ますと、経費節約にもなるわけでありましてから、別府市の将来のために、最初の財源はかかりますけれども、既存の施設を整理するので売ってでも、百年の大計に立って考えれば、そういう施設ができるといいなと私個人は考えております。ひとつ意欲的に総合計画に取り入れていただきまして、今後ともいろいろな総合計画を実施し、また、あるいは時代の流れによって新しいものも取り入れていく、そういう一つのアイデアと、そしてまた実行していくという気持ちを持っていただきたいと考えております。その点について市当局、どんなお気持ちでしょうか。

○企画調整課長（安波照夫君） お答えいたします。

貴重な御意見・御提言をいただいたというふうに認識をしております。ただいま御提言をいただきましたことにつきましては、今後の総合計画、実施計画という形の中の策定に十分検討していきたいというふうに考えております。

○六番（萩野忠好君） ありがとうございます。一つの大きな夢でありますけれども、よろしく願い申し上げます。

次に、生活環境整備の中で、都市景観についてこのように書いております。都市景観形成事業。これもちょっと読ませていただきますと、「別府市の都市景観形成確立のため、豊かな自然とよく調和した潤いと安らぎに満ちた環境をつくり、文化的な市民生活の向上を目指し、別府らしさを生かした都市景観の保全・創造及び作成を行う」とあります。現在、皆さん、別府を見回してください。果たして豊かな自然と調和と安らぎのある都市景観が保全されているでしょうか。昭和三十年代、東京オリンピックがございましたけれども、別府市はそのころ、私は、海と山に囲まれて温泉の湯けむりが立ち上る姿を、町じゅうから見ることができました。そのときは、別府はすばらしい東洋のナポリだなと、住む人も観光客も言われた時代がありました。今はどうでしょうか。ビルが立ち上がり、湯けむりも見えにくく、自然と調和をしているとは思えません。

二十一世紀は、景観が大切であります。自然環境を守るためにある程度の規制、特に高さには規制を考える必要があるのではないのでしょうか。別府市は、人口減少傾向にありな

がら、高いマンションだけが建ち並び、こういうことではいい景観が保たれません。先で後悔しないでしょうか。自然景観を守るために、これから高さや地区計画制度の線引き、都市景観条例など、いろいろとあると思いますけれども、規制するべきものと規制を緩和する、あるいは廃止するものについて見直しを早急にする必要もあるのではないかと思います。別府でも新別府、山の手、山水苑などは高さなどを規制しております。湯布院にも五階建て以下という、そういう規制もあります。また、先般、東京でビルで高さの問題が出て、階数が引かれたことも、皆さん御承知のとおりだと思います。この点について別府市はどのように考えているか、よろしく答弁願います。

○都市計画課長（松岡真一君） お答えいたします。

議員御指摘のとおり、市の人口は、少子・高齢化それから核家族化の進行によりまして減少傾向になっております。今後もこのような人口動態の傾向が続きますと、人口の伸びはもちろん期待されないことにもなります。そういう中で、マンションが建ち並ぶというような状況が現出しておるのが現実でございます。

そこで、議員の御質問の趣旨と思われ、自然景観を保全するためには、マンション等の高い建物が必要でないところにつきましては、規制をすることが必要かということでございますが、この方策といたしまして、別府市では、地区のまちづくりの一方策として、都市計画法によりまして地区計画制度を活用したまちづくりを進めております。この地区計画制度でございますが、その地区の皆さんが、その地区という単位の中で地区の整備計画、この内容を申しますと、建築用途の制限それから建築物の高さの制限、それから建築物等の壁面の制限、これは壁面後退とかいろいろ、道路からの壁面後退とかの制限でございます。といったそれぞれの地区に合ったルールを定めまして、そのルールによって地区を守っていくということでございます。これは非常に実行性がございまして、建築確認申請の段階で、この企画に合ってなければ建物は建てられないという非常に厳しい都市計画法上の規制でございます。

現在、この中で議員が先ほど申されましたように、新別府それから山の手、山水苑地区等八地区におきまして、この地区計画を定めておりまして、うち六地区につきまして、実際に実行されて、先ほど言いましたようなルールが定めてありまして、実行されております。このように、その地区の住民の民意によって活用できる制度であります。これによりまして、マンション等の高い建物の建築制限がなされ、良好な町並みが形成できるというようなこととなります。また、先ほど申されました景観の保全についても、平成四年に制定しております別府市都市景観条例の規則の制定によりまして、都市景観形成地区の指定等により、重点的に都市景観の形成を図るべく、ただいま規則等の作成作業もいろんな研究をしながら行っておるところであります。

こういういろんな条例それから規則でございますが、どのような規則や規制をかけると

申しまして、やはり景観を守るといことは、これは規制がかかってきます。建築物等にいろんな規制をかけるために、私権の制限という関連から、地区住民の方々との間の、その地区のコンセンサスが必要、これがもう不可欠でございます、大体この地区計画の場合は、住民のコンセンサスと申しまして、そこに権利を持っております地権者である、それから住まわれている方々の約八割以上のコンセンサスが得られないと、この地区計画は認められないというような状況でございます。このような状況でございます、このようなコンセンサスが必要になりますので、今後、別府市の都市計画マスタープランを策定する計画にしておりますが、この中で住民の意見をお聞きしながら、地区の特色のある都市計画としての将来ビジョンを策定いたしまして、地区の住環境の保全や景観に配慮したまちづくり等を積極的に誘導して、地区計画も視野に含めながら快適なまちづくりを推進したいというふうに考えております。

○六番（萩野忠好君） 私が一番心配するのは、せっかくこういう総合基本計画あるいは実施計画ができて、そして市の皆さんが取り組んでいくわけでありましてけれども、最もこれは大事であります。きょうは、この二つの問題だけを取り上げてこの件は終わりますけれども、私は、この最も大事であるがゆえに、市当局も余り慎重になり過ぎますと、取り組みがおくれたり、あるいは過去のやり方などにこだわり過ぎまして、前に進まなくなるので、ぜひひとつこれについては、今やらなければならないということになると、決断と実行でぜひよろしくお願いを申し上げたいと思います。

そして、ひとつ願わくば、毎年この実施計画にある項目があります。それぞれ目標があると思いますけれども、各課で自己査定をしながら、達成率あるいは評価は何パーセントだった、そういうことを示していただければ、市民の皆さんもわかりやすいので、ぜひ皆さんの英知を結集して頑張っていたきたいと思います。よろしくお願ひします。

それでは、次に、リサーチヒルの経過と現況について申し上げます。

リサーチヒルにつきましても、過去、議会でいろいろと議論されたと思いますけれども、私は新人議員で初めてでございますから、ちょっと質問させていただきます。

リサーチヒルについての目的、造成面積、事業費、これまでの販売経過についてお伺いします。

○商工課長（中野義幸君） お答えいたします。

別府リサーチヒルは、コンピューター産業を中心とした産業の高度化に対応するために、ハイテク産業の研究施設を誘致することを目的に造成されました。平成四年三月に造成用地を買収し、平成七年三月に造成工事が完了いたしております。造成面積は、三万二千五百十三平方メートルで、このうち販売面積は一万九千二百一平方メートルとなっております。また、造成費は十三億三千五百三十九万六千円となっております。販売実績でございますが、平成九年二月に区画の一部をセイコーエプソン社に五千三百十八平方メー

トルを二億七千九百九十五万九千円で売却いたしております。さらに、平成十七年二月に再びセイコーエプソン社に、四千四百七十三平方メートルを二億五千三百八十九万二千元で売却いたしております。最終的にセイコーエプソン社に対しましては九千七百九十一平方メートルを売却しまして、金額にしまして五億三百八十五万一千円となっております。これは、全体の販売面積から換算いたしますと、五％となっております。

○六番（萩野忠好君） そうしますと約半分、四九％がまだ売れ残っているようですねけれども、販売努力はどのようにしていらっしゃるのですか。

○商工課長（中野義幸君） お答えいたします。

企業誘致のための販売活動につきましては、これまで県の企業立地推進課と協力しながら、商工課は楠港跡地も担当いたしておりますので、この二つを一体として誘致活動を実施してまいりました。このリサーチヒルにつきましては、頭脳立地法の趣旨にのっとり、コンピューター関連の企業を中心に東京、福岡、長崎、北九州などの企業を訪問し、営業活動を進めてまいりました。また当初、横浜市にありますソーテック社がこのリサーチヒルに進出を表明した経緯がありまして、このソーテック社の誘致にも力を注いでまいりました。先月、大塚助役もソーテック社を訪問し、大邊社長さんに対しまして、別府への進出について検討するようお願いした経緯もあります。今後とも、県企業立地推進課と協力しながら、残りの造成地の販売につきまして努力してまいりたいと考えております。

○六番（萩野忠好君） このリサーチヒルにつきましては、土地開発公社が造成したと思っておりますけれども、別府市の債務負担行為はどうなっていますか。

○商工課長（中野義幸君） お答えいたします。

土地開発公社に対しますリサーチヒルの債務負担行為につきましては、造成費の残額五億五千四百九十一万七千円の五％相当額の利息につきまして、平成十五年度から平成十七年度までの債務負担行為につきまして、ことし三月の市議会におきまして議決をいただいております。

○六番（萩野忠好君） そうしますと、毎年これには利子負担があるということになりますけれども、平成十一年度に市の債務負担行為が切れたときには、市は、開発公社からこの土地を購入する計画があるのですか。どうするのでしょうか。

○商工課長（中野義幸君） 現在、毎年約一千万円の利子負担が起きておりますが、議員さんが御提言のように、この分につきましては、開発公社から早く別府市の方に買い取るべきだと考えております。しかしながら、先ほども申しましたが五億円以上の財政負担というものが生じますので、今後このことにつきましては、また財政当局とも検討させていただきたいと考えております。

○六番（萩野忠好君） いろいろと御回答いたしまして、ありがとうございます。しかし、このリサーチヒルは、当初の造成費が約十三億三千五百万円、そしてセイコーエプソンの



売却が約五億三千万円で、もう面積が五一%済んだ、残りは四九%になりますけれども。ただ金額の差だけ見ると、造成費から売った額を引きますと八億三千万円となります。しかし、これから、セイコーエプソンに売却した価格以上に売れるとは私も思いません。企業誘致ですから、企業誘致するには土地は安くしないと企業の進出もございませんけれども、その点については私も承知していますが、しかし、当初、そのときにどういうふうにしてこの造成にかかったのか。ひょっとすると見通しが甘かったのではないか。あるいは、現在の不況下の中でも、先ほどは販売努力しているということでございましたけれども、その販売価格が高いのではないか。近年、しかもどんどん下落してなっております。ですから、セイコーエプソンの近隣の地区なども一回調査をされて、そして販売価格を下げても早く処理していく方がよいのではないのでしょうか。いつまでもこれを持ってあって、なかなか今は売れないようでありますけれども、価格はやっぱり高ければなかなか買う人がいません。現在、一坪当たり幾らで販売するようになっているのでしょうか。

○商工課長（中野義幸君） お答えいたします。

この別府リサーチヒルの販売価格でございますが、当初、造成費から換算いたしますと、一坪当たり二十一万円ということになります。セイコーエプソン社には、先ほど申し上げましたが、二回とも十七万四千円で一坪当たり売却いたしております。また、近年、地価が下落しているということは承知いたしてございます。また、平成十三年六月には、観光振興及び企業誘致・大学対策特別委員会にもお諮りいたしまして、これまで一坪当たり一律に十七万四千円で販売しておりました価格につきまして、一坪当たり、その販売場所によりまして六万円から十五万二千円に引き下げた経緯があります。しかしながら、その後、さらに地価が御存じのように下落しておりますので、実際に販売するときには、さらなる販売価格の引き下げが必要ではないかと考えております。

○六番（萩野忠好君） 私もそういう建設あるいは販売、土地の売買、それに携わったことがございませんのでよくわかりませんが、しかし今回、私にとっては建設水道委員の一人といたしまして、太田市に行政視察に行かせていただきました。委員の皆さん方の温かい御協力と、そして太田市、長岡市を見て参りましたけれども、大変よい勉強になりました。心から感謝を申し上げます。

その中で、群馬県が当初宅地造成をしていたのですけれども、それが県がやめるようになった。その跡地を太田市が手を挙げて、よし、太田市で分譲していこう、そういうことになったそうです。これがとても広くて、なかなか当初は売れにくいということでありましたけれども、太田市総力を挙げて、これが現在は八百八十戸分譲するということで、もうすでにその後の第二次募集まで入るという意気込みであります。大変積極的に展開していますので、すごいなという気持ちでいっぱいでした。その中に、一区間を購入者が自由に選べる土地のはかり売りというものを実施しております。これは大変よいアイデアと思

います。販売する手段として買いやすくするためには、私は、リサーチヒルは無理かもしれませんが、一回はかり売りに挑戦するべきではないだろうか、そういうふうにするとき思ったわけでありますから、はかり売りということについて、市当局の御意見を伺いたいと思います。

○商工課長（中野義幸君） お答えいたします。

今、議員さんが御提言になりましたように、群馬県太田市の画期的な宅地販売につきましては、詳細にお伺いいたしました。リサーチヒルにつきましては、当初から販売する区画というものと販売価格を決めた中で造成いたしております。太田市につきましては、議員さんの資料を見させていただきましますと、当初からそのようなはかり売りをすると、どの地域でもいいですよというような形の造成をしているように今伺っております。そのような状況ですので、リサーチヒルと太田市を、同じような販売形態をとるとということにつきましては、現時点では少し難しいかなという感じはいたしておりますが、今後、進出する企業からは、指定された販売面積の半分でもいいとか、販売面積の少し余分に欲しいとか、そういうような条件がまた提示されましたら、その希望につきまして沿っていきたい、そういうふうを考えております。

○六番（萩野忠好君） 商工課の皆さんが、大変営業活動で尽力されているということは、私も敬服をいたしておりますけれども、やはり土地の売買というのは大変難しゅうございます。しかし、これを早く決着していかないと、先ほど言いましたように利息だけ毎年一千万円、十年間ずるずるしておりますと、もう一億円になるわけでありますから、平成十七年には決断の時期を迎えるわけです。どうぞ、ひとつ一日でも早く販売が終了することを祈っております。商工課長、大変苦しいと思いますけれども頑張ってください。何か御意見があれば、どうぞ。

○商工課長（中野義幸君） このことにつきましては、議員さんの提言につきまして、また真摯に受けとめまして、今後も販売に努力していきたいと思います。

○六番（萩野忠好君） これは、市長以下皆さん方で考えて、早急にひとつお願いしたいと思います。

では、次に移ります。次の南小、楠港、近鉄跡地についてであります。

これも、先ほど首藤先輩議員さんがいろいろと申し上げましたが、ダブる面もありますが、お許してください。

まず、南小についてお伺いします。

南小が、あと半年で新しい校舎に移りますけれども、この跡地の利用については、まだまだ地域住民や市民は知らないと思うのです。決定するまで、支障のない範囲で、先ほど体育館やグラウンドは利用していただくという回答をいただきましたけれども、教室の利用は考えられないのですか。

○教育総務課参事（穴見公司君） お答えいたします。

教室棟の利用については、先ほど二十九番議員さんにもお答えしましたが、来年度につきましては、立田町にございます中央保育所の仮園舎ということで使用いたしますので、その後については、御指摘の点につきましては検討いたしたいと思っております。

○六番（萩野忠好君） 具体的な活用が決定するまで、教室棟については考えていなかったというふうな気がします。たまたま来年度は、先ほど申されましたように、中央保育所の改修に伴う仮園舎として使用するだけということになっておりますけれども、これだけではもったいない気がするわけです。私が、先ほど合理的な土地利用の推進を申し上げましたが、この教室棟については、保育園、子供会、老人会、婦人会、福祉団体、NPO、それぞれの各分野から募集していただきまして利用させたらいかがなものかと思えます。複合施設の交流の場と、そしてまた拠点づくりのため試験的にやってみてはいかがでしょうか。大変よい機会ではないでしょうか。また、空き部屋になりますと、防犯の問題、放火など起こる可能性もあります。ぜひひとつ、真剣に考えていただきたいと思えます。

それから先ほども出ましたが、将来的にどうするかをやっぱり早く考えていかなければ、遅くなるばかりで大変なことになります。各関係者と、また地元それぞれの方々をよく早目に相談をしてください。教育委員会の考えがあれば、どうぞお願いします。

○教育総務課参事（穴見公司君） お答えいたします。

将来的なことにつきましては、先ほども御答弁させていただきましたが、市長部局を含めまして、広く市民、地元の方々あるいは議会の皆さんの御意見・要望をお伺いしながら、今後検討していくつもりでございますので、またいろいろとお知恵を貸していただければと存じております。よろしく願いいたします。

○六番（萩野忠好君） 先ほど申し上げましたが、ややもするとこれについても慎重ばかりを頭に置くと前に進みません。やはりやる気が大事です。先ほど首藤議員さんもおっしゃっていましたように、早く検討委員会なり、それぞれ地元の人とかいろんな方々から議論を始めてください。本来ならば、南小の新校舎が決定した時点からこういうものについては検討を始めるべきだと私は思います。

次に、楠港について質問します。

これもダブった面があります。楠港と近鉄跡地についても、毎回議会で議論されていることは承知であります。現在の状況は、先ほども一部触れていただきましたが、再度お尋ねします。

○都市計画課長（松岡真一君） 楠港跡地について、お答えいたします。

先ほど、二十九番議員さんのときにもお答えいたしましたけれども、現在、十一年経過しておりますので、この埋立地は暫定利用といたしまして、資材置き場、これは有償でございます。それから無償といたしまして、冬の花火ファンタジアに無償で貸し付けしており

ます。それで、先ほど申しましたけれども、有償で四十二件、無償で六十四件、有償の場合、九百四十万円程度が入っておりますが、先ほど申しましたが、十七番議員さんのときに申しましたが、この楠港跡地につきまして、ウォーターフロント関係でいろんな事業が絡んできておりますが、状況を見ると言いましたけれども、やはりこの中には私どもも速やかにどのような有効活用が必要かということで研究してまいりたいと思っております。

○六番（萩野忠好君） これは販売する目的で埋め立てたわけですがけれども、先ほど回答の中で、もう目的外使用を認める、なったということになりますから、これからいろんな方法で使ったりしてもいいということになるかと思うのです。しかし、これがいつまでも進んでいかないと、またこの議会や、それぞれ方針が決まるまでずうっと繰り返すかどうかというようなのは続いていきます。これについても市当局は、やはり最終的な判断をもう持たないと、待たないしになってくるのではないかと考えております。そういうことで、早い時期に市当局でまとめて決断をお願い申し上げたいと思います。

私個人といたしましては、ここに総合体育館アリーナが建設されれば、中心街商店街や、そしてまた旅館街の方々がどんなに喜んでおったのだろうか、そういうことも思うわけですが、とにかくにも有効的な利用が決まるまで、あのまま資材置き場とかではなくして、市民・観光客が利用される多目的広場になれば大変ありがたいと思っております。次に、近鉄跡地について申し上げます。

この土地につきましては、相手の近鉄さんの土地でありますから、どうと言うことはなかなか難しい問題も出てまいります。しかし、現在、この不況下の中では、近鉄さんも売買するといってもなかなかうまくいかないのではないかと考えておりますが、今まで、市長も当選して四カ月を経過いたしました。これについて近鉄さんの本社にお伺いしたのがあるのか。あるいはまた、この近鉄について担当課でも情報を何か得ているのか、そういうことでお聞きしたいと思います。市長も選挙公約に、近鉄跡地の活用という項目がありましたので、ひとつその辺について考えを、あるいはまた近鉄本社に行ったかどうか、そういうことをお尋ねしますので、答弁願います。

○市長（浜田 博君） お答えいたします。

近鉄跡地につきましては、これまで別府市のさまざまなイベントで使用させていただいている関係もありまして、先だって、関西に別の要件で出張させていただいたときに、近鉄本社にお伺いをして、これまでのお礼と今後の活用についてのお願いをさせていただきました。

○六番（萩野忠好君） 今後においても、ひとつ近鉄本社さんにいろいろとお話をさせていただきたいと思っております。特にこの別府駅前にあります近鉄の跡地は、別府の顔でもあります。将来、考えますと、近鉄さんがどうするかはわかりませんが、もし近鉄の方から、これはもう別府市にこれくらいの値段で買ってもらいたいということになったら、市

当局は、どんなにお考えになるのでしょうか。

○市長（浜田 博君） お答えをいたします。

この近鉄跡地は、別府市の中心市街地に位置をしております。別府のまちづくり事業については重要な場所であるということ、まずは認識をいたしております。土地を購入してもらいたいと申し出たらということですが、近鉄跡地の購入については、私は、市議会を初め多くの市民の方々の御意見を広く聞く中で結論を出したい、このように考えております。

○六番（萩野忠好君） それでは、次の高齢者、障害者に対する環境づくりについてお尋ねします。

まず、その中で歩道整備についてでございますけれども、昨日の議会の中でも四番、五番議員さんからも道路について質問が出ました。国道はともかくとして、特に県道・市道の歩道が、よく整備されていません。歩道も狭いし、でこぼこもありまして、車道と歩道の区別のないところも多いようです。主なところでも永石、流川、別府中心街、亀川、鶴見、鉄輪など、高齢者や障害者が歩きにくいと聞いております。私も見まして、同感に思いました。

そこで質問しますが、センターラインがあるところでも道路の幅員が狭い。歩道敷が確保されていない道路があります。また、センターラインが入っていても、道路においては路側帯がなく、歩行者にとって非常に危険がある場所があります。歩行者の安全確保のためにも、路側帯だけでも設置してもらえないのでしょうか。

○土木課長（金澤 晋君） お答えいたします。

幅員が六メートル以上の道路につきましては、センターラインを引いております。幅員が余裕がある場合におきましては、「路側線」と申しますが、線を引かして、それを歩道というような形にするのは可能であります。幅員が六メートル未満のセンターラインを引いてない対面通行の道路においても、離合を考えたときには歩道幅員は六メートル程度必要であります。しかし、道路幅の狭い道路に路側帯を設置することは、歩行者にとりまして大変危険な状態が生ずることも考えられます。しかし、歩行者の安全を考えたときには、六メートル以下の道路におきましても、路側帯の設置が必要であれば、現地調査の上、警察署の交通課と路側帯が設けられるかというようなことを協議してまいりたいと考えておるところでございます。

○六番（萩野忠好君） それから具体的に言いますが、別府医療発達センターと西別府病院があります。県道別府山香線でありますけれども、この歩道が非常に狭く、段差もあります。そして、よく言われるのが、高齢者や障害者が非常に歩きにくい。私も、子供を発達医療センターに時々連れていっておりますので、発達医療センターの先生方が、石垣公園に行くのに非常にあそこは危険です。特に障害者を引率して行くので、何とかならないの

だろうかという話も聞いております。聞くところ、これは県道ですから、直接市道ではないということでもわかりますけれども、こういうところにおいては、やはり県の方に積極的に整備するようお願いをしていただきたいと思います。この点について、歩道の整備について何かありましたら、どうぞ。

○土木課長（金澤 晋君） 議員さんがおっしゃいましたように、本道路は、県道別府山香線と申しまして、歩道につきましては、一メートル前後の狭い歩道が設置されておるところでございます。また、民地との出入り口の関係もありまして、段差が生じております。歩行に支障を来しているのが現状でございます。本道路は、都市計画道路としての将来拡幅の計画はありますが、当面は歩道上の段差等の改修を行っていただくよう、今後とも県へ強く要望していきたいと考えているところでございます。

○六番（萩野忠好君） ぜひひとつ、よろしくお願い申し上げます。

それから、別府市での今後の計画、または現況についてお伺いします。

○土木課長（金澤 晋君） お答えいたします。

今後の整備計画ということでございますが、本市の幹線道路であります富士見通り線、それから山田関の江線、餅ヶ浜中津留線、それから朝見北石垣線、鉄道南北一号線等の歩道が、老朽化し段差等が生じ、歩行者に大変支障を来しているというような現状でございます。これをリニューアルとバリアフリー化を兼ね備えた歩道整備を促進していきたいと考えているところでございまして、またその他の市道につきましても、通学路を重点的に行うとともに、現在、妙診鉄輪線や亀川駅裏の古市湯ノ森線及び北浜ホテル街につきましては、平成十四年度に続きまして平成十五年度も継続して整備を行っているところでございます。

○六番（萩野忠好君） 大変ありがとうございます。お金も要ることでもございますけれども、しかし、人の命はとうといものでございますから、歩道あるいは道路の整備について、よろしくお願い申し上げます。

それでは、次にまいります。宅配サービスについてお伺いします。

介護予防、生活支援対策事業の中に高齢者の配食サービスがあります。六十五歳以上のひとり暮らしの高齢者などに配食サービスを行っていることは、私の前回の六月議会で回答をいただきましたけれども、今回は、六十五歳以上でも夫婦二人の方がいるわけです。二人ともちょっと体が不自由であるということになったり、あるいは調理が困難な場合でも、今の規則からいきますと、一世帯一人の枠ですので一食しかないわけです。したがって、やはり本当にその御夫婦でも困っているということになれば、一世帯一食ではなくて、一世帯に二食のサービスをしてあげてもいいのではないかと思うわけですが、この点についていかがでしょうか。

○高齢者福祉課長（安部和男君） お答えいたします。

配食サービスの件についてでございますが、配食サービスの対象者は、六十五歳以上のひとり暮らしの高齢者、また六十五歳以上の者を含む六十歳以上の者で構成されている世帯で、そのうち一人が長期にわたり寝たきりの状態であると認められた者となっております。

この事業の目的は、調理が困難なひとり暮らしの高齢者等に食事を定期的に居宅に届けることでございます。そのときに業者は、「おじいちゃん、おばあちゃん、元気かえ」とか「体は大丈夫かえ」というふうな声をかけるというふうな形で、高齢者の安否確認ということを行っているというふう聞いております。（発言する者あり）

どうも失礼いたしました。現行では、安否確認ということから一世帯一食ということで実施しております。今後、夫婦等については、配食サービスの検討課題と、私の方も課題として十分取り上げていきたいと考えておる次第でございます。

○六番（萩野忠好君） 配食サービスは、今回は高齢者のみ取り上げましたけれども、障害者に対する配食サービスは現在は別府はありません。大分市も、先般七月からですかね、障害に対するのは大分が始めました。これは人口も違いますし、あるいは予算の問題も違います。しかしながら、本当に困っている人には、そういう手助けをしてあげるのが福祉の大事なところではないか、そういうふうに私は思っておるわけでございますから、また先でこの問題は取り上げてまいりたいと思います。

しかし、担当の皆さんもいろいろと気を遣っているようでございますが、この配食の弁当と申しますか、食事をされたことがありますでしょうか。

○高齢者福祉課長（安部和男君） 高齢者の福祉職員が、配食弁当について食べたことがあるか、これ、お尋ねでございますが、高齢福祉課においては朝礼を行っております。その中で職員が、提案の中で配食弁当、それを食べていきたいというふうな提案がありましたので、先週、私ども、弁当を持っている方が三人ほどだったと思いますが、六、七名その職員、私も含めて食べております。その結果、感想を聞いたわけなのでございますが、おかずにつきましては、栄養的なバランス、私は栄養的な面はちょっとわかりませんが、女性の方から……（発言する者あり）、ありがとうございます。野菜とか、そういったバランスのとれた配食ではないか。御飯につきましては、ちょっと多目ではないかなというふうな感想をいただいております。

今後、このようなことも私ども高齢者福祉課としても、職員の意見を集約しながらこういった事業も取り組んでいきたいというふうに考えている次第でございます。

○六番（萩野忠好君） やはり担当の方がそういう試食をされて、いろんな気持ちを、宅配している人の気持ちになり、今後とも続けていっていただきたいと思います。担当の課もそういうふうに試食されていることですから、大変私はいいいことだと思っております。今後も続けて、よろしく願います。

それでは、最後の項にまいります。歴史的場所のPRについてでございます。

これにつきましては、過去、別府観光のPRにつきましては、一般的に旅館あるいは観光施設の案内などのパンフレットを私自身も持ってまいりまして、誘致宣伝に参りました。しかし、近年お客さんのニーズも多用化されてきておりまして、別府観光のPRも、今までに余りなかった面も取り入れながら行く方がいいのではないかということで、ひとつ提案であります。

それは、歴史的なマップの作成です。現在、これはありません。幸いにして竹瓦の路地裏散歩の皆さん、そういう有志の方々が、いろいろとそれぞれのところをつくってやっておりますけれども、現在では青山地区、鉄輪地区、亀川地区、観海寺地区、浜脇地区など六カ所にもなりました。そして、その方たちが、歴史的古いもの、あるいは珍しいところを観光ボランティアガイドで頑張っております。民間活力でアイデアも大変よく、人気も出ているようであります。また、郵便局も別府の歴史的なところの跡に十八カ所、約三百五十万かけて石碑を建てております。こうしたところをやっぴり案内するために、お客様などが見て、参加したり行ってみたいりするようになるよう、一枚物の簡単な歴史マップでも最初は結構です、ぜひこれを観光課の方でまずつくってあげていただきたい。そして、いろいろな知恵を借りてやっていったらいかがか、そういうふうに思いますので、観光課の答弁、よろしく願います。

○観光課長（吉本博行君） お答えいたします。

議員の御指摘のように、現在、別府市及び各協議会、各施設等のパンフレットを含めて数種類のパンフレット、マップ等がございます。そういった中、観光課は、観光客のニーズや、また利用しやすく常に新しい情報の提供という観点から、歴史的な建物、先ほど言われました記念碑等のマップ、パンフレットの作成が必要になってくるかなと考えております。その作成をするに当たりまして、その点も十分に考慮また意見を聞きながら、これもまた教育委員会等の関係もございまして、またそういう面で関係課と協議したいと考えております。

また、路地裏散歩・散歩等いろいろございます。これにつきましては、やはり個人名、個人商店名、名称が出てくる部分もございまして、なかなか行政としては難しいところもございまして。そういった中で、今、泉都別府まちづくり支援事業、これが応募制になっておりまして、またこれも審査はございますが、この中でやはりそういうボランティアの方、また団体の方が応募している場合は、こういった中でも六十万円以内で補助ができますので――最高六十万ですね――そういった中でもやはりつくっていただくことも可能でございますので、またこれも応募した団体を見なければいけませんけれども、そういった中で、やはり観光課としても十分協力していきたいと考えております。

○六番（萩野忠好君） 大変ありがとうございます。積極的な回答でございました。早速関係各位の皆さんと御相談をして、ひとつこの件につきましても実現させるよう、よろし



くお願いを申し上げます。

以上をもって質問を終わらせていただきますが、別に私にと指名もございませんけれども、新人議員を代表して、まことに僭越ですが、皆様方にお礼を申し上げます。（笑声）

今議会におきまして、昨日と本日、この二日間、新人議員全員六名が質問に立たせていただきました。二十代から六十の還暦を過ぎた私まで、（笑声）年の差はあるものの、六名がそれぞれパワーを出していただきまして、無事に質問を終えました。今後とも研さん・努力してまいります。質問中には、先輩議員さんの心温まる激励と、寛大に見守ってくださった気持ちに対し、心から感謝とお礼を申し上げます。

また、同様に浜田市長以下、市の執行部の皆様方に対しましても、質問に対し苦しい答弁も含めていろいろな御指導をいただき、まことにありがとうございました。

どうぞ、今後ともよろしく願います。（拍手）

○副議長（野口哲男君） お諮りいたします。

本日の一般質問はこの程度で打ち切り、あす六日から七日の二日間は、休日のため本会議を休会とし、八日定刻から一般質問を続行いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（野口哲男君） 御異議なしと認めます。

よって、本日の一般質問はこの程度で打ち切り、あす六日から七日までの二日間は、休日のため本会議を休会とし、次の本会議は、八日定刻から一般質問を続行いたしたいと思っております。お疲れでございました。

以上で、本日の議事は終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後六時二十三分 散会